東京社保協第12回常任幹事会 資料集

2024年4月25日(木) 東京労働会館5階会議室



- 01~07 中央社保協第9回運営委員会報告
- 08~22 桐生市生活保護違法事件関係
- 23~32 6.17 最判をただすことをもとめる「ノーモア原発公害市民連」
- 33~34 PFAS 血中濃度分析機購入のための募金のお願い
- 35 高齢期連絡会の代表派遣の募金のお願い
- 36 多摩地域にもっと身近な保健所を 学習交流のつどい
- 37~45 子ども・子育て支援関連、保険料徴収
- 46~54 都内自治体の24年度の国保料(税)と第9期介護保険料の一覧
- 55~57 都議会への請願結果
- 58~61 国保健全化計画について
- 62~63 保険証の存続に対する意見書について
- 64~67 大阪社保協の保険証廃止に伴う緊急アンケート
- 68 2024 年度・機構病院の運営に関しての要望書
- 69~70 訪問介護費引下げ撤回と介護報酬の再改定を早急に求める要望書
- 71~79 新生存権裁判関係
- 80 訪問介護費引下げ撤回と介護報酬の再改定を早急に求める政府要請書
- 81~82 春の 25 条集会
- 83~84 国保改善運動交流集会
- 85~88 社会保障入門テキスト連続オンライン学習会
- 89~93 東京社会保障推進協議会第 54 回総会関係



2023年度中央社保協第9回運営委員会報告書

2024年4月3日(水) 13時30分~ 日本医療労働会館会議室A・オンライン

【出席確認】 参加21名(会場6名、オンライン15名)

○運営委員

日野(新婦人)、宇野(全商連)、西野(全生連欠)、藤原(農民連欠)

民谷(福保労欠)、村田(全教欠)、廣岡(年金者組合)、五十嵐(医労連欠)

曽根(保団連)、島田(共産党)、中本(国公労連欠)山本(自治労連)

大島(医療福祉生協連)、(民医連)(建交労)(障全協)

沢野(北海道)、高橋(宮城)、段(埼玉)、藤田(千葉)、窪田(東京)

根本(神奈川)、藤牧(石川)、小松(愛知)、寺内(大阪)、楠藤(徳島)

森本(岡山)、日高(鹿児島)

○事務局 林(事務局)、山本(民医連)、上所(保団連<mark>欠</mark>)、香月(全労連<mark>欠</mark>)

新しい運営委員の紹介

共産党 4月より、島田雄一さん、自治労連 4月より、山本民子さん

<報告事項>

<トピックス>

- ・自衛隊の武器を製造企業と長期契約でまとめ買いできる時限法を恒久化する改正法案
- ・手遅れ死亡事例 48人(全日本民医連)
- ・こども子育て支援金、負担年1万1400円も 法案審議へ
- · 75 歳以上保険料 月 7082 円 24 年度平均、507 円増
- ・介護保険料 40歳~64歳 平均6276円(60円増)
- ・老健の4割が赤字 悪化傾向とまらず
- ・生活保護の車利用で保護停止 津地裁が違法判決
- ・桐生市の生活保護問題 4月4日、5日と市民集会
- ・デジタル社会形成基本法等の一部改正法案
- ・顔認証マイナカード 9313 件、交付伸びず
- ・大阪 保険証廃止に伴う「資格確認書」送付など緊急アンケート「電子証明書の執行時期」 すべての自治体が把握していない
- ・青森県 小中給食費無償化へ
- ・山梨 後期高齢者医療保険料 29%上げ 24年度年平均1万8330円増
- ・愛知 名古屋市 日常生活支援総合事業の報酬単価引き上げへ 11月高齢者大会

前回の代表委員会(3/6)以降について

- 1. 3/25「軍事費の拡大より社会保障の拡充を求める国会請願署名」提出集会
 - ・オンラインを含めて50名弱が参加
 - ・2023年11月2日の臨時国会で9万7690筆を提出、2024年3月25日の通常国会で7万516筆を追加提出し、累計で16万8206筆を国会提出
 - ・紹介議員は衆議院24名、参議院23名あわせて47名 (詳しくはニュース・一覧)
 - ・目標 100 万筆・取組期間は 2023 年 2 月~2025 年 6 月まで 飛躍が必要
- 2. 第51回中央社保学校 from 大阪に向けて

日時: 2024年8月31日(土)13時開会~2024年9月1日(日)15時半閉会

会場:大阪民医連(定員100名まで)+オンライン併用

テーマ:近畿から政治を語る/震災復興と自治体問題/若い人と考える社会保障の未来

第51回中央社保学校講師・スケジュール案

■ 2024年8月31日(土)

13:30 第1講座「震災復興と自治体問題」(150分)

田中正人先生 追手門学院大学教授

16:00 指定報告:石川社保協・自治労連

■ 2024年9月1日(日)

09:00第2講座「政治と社会保障」(180分)

- 富田宏治先生 関西学院大学副学長・教授
- 桜田照雄先生 阪南大学・教授
- 元橋利恵先生 大阪大学・助教

コーディネーター:山本淑子事務局次長(全日本民医連)

13:00第3講座「若い人たちとともに考える社会保障の未来」(120分)

コーディネーター:長友先生

参加費 1日 1,000円 ※2日で2,000円

社保学校までのテンポ

3月28日(木)実行委員会

4月10日(水)第51回中央社会保障学校参加要項・チラシ通知

5月23日(木) 実行委員会

8月9日(金) 参加登録締め切り日(ZOOM情報は自動返信)

8月10日(土)第68回総会(第7回運営委員会にて確認)

8月16日(金)講師資料集約締め切り

8月31日(土) 第51回中央社会保障学校開催(~9月1日)

※ 資料集の印刷は行わない。データで提供する。

3. 各種部会

- ① 国保部会
- ・春の国保改善運動学習交流集会の開催に向けて

日時: 2024年6月1日(土) 13時30分~16時30分

場所:日本医療労働会館会議室(東京都台東区入谷1-9-5)

目的:2024年4月から各都道府県で第3期国保運営方針(2024年4月~6年間)がスタート。保険料水準の統一や法定外繰入の解消がさらに強まり、かつてない規模の国保料の値上げや、保険証取り上げなど、いのちを脅かす事態がますます懸念される。各地から国保実態を報告・討論し国保改善大運動の方針を意思統一する。

- 1. 国に向けた運動の強化
- ・「国保の国庫負担増額を求める」意見書採択運動
- 2. 都道府県・市町村に向けた運動
- ・秋の自治体キャラバン、国保パンフ要望事項の積極的な活用
- 3. 学習運動・相談活動の強化
- ・6/1(土)国保学習交流集会の開催、各県社保協・中央団体での国保学習の推進
- 4. 国保料が高すぎる、引き下げを求める世論喚起
- ・「安心できる国保のために」パンフの活用状況

国保パンフ(5万部作製)は3月末現在、120団体・個人より2万3000部購入以降、埼玉社保協60部、年金者組合愛媛県本部50部、岡山社保協100部購入へ

- ・次回の国保部会は 4/15 (月) 10 時から
- ② 介護・障害者部会
 - ・介護部会 4/3(水)10時 30分から、次回は 5/8

議題は 6/3 の署名提出第 3 弾、次期介護署名、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回運動介護 7 団体では、5 月 20 日(月) 14 時~16 時 30 分 政党懇談会を計画中

4. 共闘関連

① 25条共同行動実行委員会「春の25条集会|

日時: 2024年5月16日(木)12時~15時

会場:衆議院第1議員会館大会議室(地下1階)

主催:「憲法 25 条を守り、活かそう」共同実行委員会

■集会スケジュール (11 時 30 分 受付け開始)

12時00分~開会・国会議員あいさつなど

12時20分~記念講演 人権としての社会保障実現に向けて

いのとり裁判全国アクション共同代表 木下秀雄さん (大阪市立大学名誉教授)

13時20分~当事者からの告発

いのちのとりで裁判 原告の皆さん 高齢者、障がい者、労働者からの実態告発

14 時 30 分~集会アピールと行動提起 15 時 0 0 分 閉会

② 子ども医療全国ネット「第2回署名提出集会」(チラシ参照)

日時: 2024年5月29日(木)12時~13時30分

会場:議員会館内(未定) 主催:子ども医療全国ネット

・新婦人の国会行動にあわせ開催、子ども家庭庁への要請も

・請願項目の1つ、子ども医療国庫補助減額調整(ペナルティー)が3月末で廃止される、新たな運動スタートの位置づけ

- ・4/13(土) 14 時~15 時で、立川駅で街頭宣伝(全日本民医連担当)
- ③ 医団連「保険証残せ」署名提出行動(チラシ参照)

日時: 2024年4月25日(木)12時~13時10分

会場:衆議院第1議員会館大会議室(地下1階)

主催:医団連・中央社保協・マイナ連絡会

- ・紹介議員131名、300名の会場を埋め尽くす。オンラインも準備
- ・請願署名を出し尽くす 4月18日(木)までに中央社保協事務局まで
- ④ マイナンバー制度反対連絡会

4月2日(火) 16:00~17:00 新宿駅南口にて街頭宣伝

4月23日(火)13:30~16:00 星稜会館

「廃止・ダメ・絶対!保険証を守る決起集会」 主催:東京土建

4月23日(火)16:25~16:55 衆院第2議員会館前

「マイナンバー制度反対連絡会・国会前集会」 主催:マイナ連絡会

<協議事項>

全国代表者会議で示した3つの柱に向けて

- 1. 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求めるたたかい
 - ・請願署名は 2025 年 6 月まで。目標 100 万筆に対して 17 万筆の到達。節目をつくり署名再スタートの提起が必要

各運営委員から「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名」は十分に取り組めてない面もあるが、重要な請願項目であり、地道に取り組む必要性が強調された。この署名の位置づけが弱い団体からは、この間の情勢で大軍拡と社会保障削減の流れが明白になっており、署名の位置づけを強めたいと報告された。また各組織で取り組みやすくするために、チラシ面をわかりやすく改善してはとの指摘もあった。

保団連関西ブロックが作成した学習パンフ「医療費抑制政策の転換を一『軍事国家』化は衰退への道」の紹介があり、学習の重要性が報告された。また、裏金問題をうけて軍拡のだけでなく消費税など社会保障の財源問題も訴えていく必要性が指摘された。

・異次元の少子化対策子育て支援に関する財源問題に対してどうたたかうか

添付資料

- ・北海道社保協「異次元の少子化対策、どこが問題か」 4/17 学習会
- ・新婦人しんぶん「異次元の少子化対策の異常さ、子育て支援の歪曲と矮小化」記事 (福井県立大学名誉教授 北明美さん)
- ・日本医労連「子ども未来戦略方針及び子ども・子育て支援法などの改正案」に対する見解
- ・京都社保協「社会保険の理念を変質させる 子ども・子育て支援法改正案に反対します」 請願署名

中央社保協として、異次元の少子化対策子育て支援の財源問題のたたかいをどうすすめるか、上記資料を紹介し意見交換を行った。最終的な結論として、急ぎ「中央社保協の運営委員会名で異次元の少子化対策の立場表明(声明)」を出すことで一致した。

- 2. 保険証の存続を求めるたたかい
 - ・保険証の存続等を求める意見書採択は現在、少なくとも 30 都道府県 130 自治体で、130 本の意見書が採択、6 月議会での飛躍が求められる
 - ・保険証廃止に伴う資格確認証送付などに関するアンケート

各運営委員より、保険証の存続のたたかいについて意見交換を行った。神奈川社保協から 国保キャラバンを通じて資格確認証の発行が、マイナカードがある方には発行されない流 れになっていること、大阪社保協が取組んだ「保険証廃止に伴う資格確認証送付などに関するアンケート」報告では、43 自治体のうち 41 自治体から回答があり、5 つの自治体のみで「全ての国保加入者に資格確認証を発行する」と回答していることなど報告された。保険証存続のたたかいとあわせて、資格確認証をすべての被保険者に発行させるなどの対策が求められており、厚労省とのレクなども必要ではないかとの意見も出された。受療権を守るたたかいを重層的に提起していく必要性がある。

- 3. 生活保護をめぐるたたかいの強化
 - ・「いのちのとりで裁判」への連帯を強める
 - ・5/16 の 25 条集会の成功
 - ・自治体キャラバンに向けて
 - ①扶養調査アンケートに取り組む(扶養調査・車の保有・CW の質向上等)
 - ② 生活保護行政の改善を(生活保護のしおり改善や、水際作戦の根絶など)
 - ・桐生市生活保護違法事件全国調査団「市民集会」に中央社保協として賛同
 - ・山口県社保協「生活保護のしおり」点検活動へ
- 4. 社保協の体制強化・学習運動の推進
- ・地域社保協づくりに踏み出すために
- ・秋の自治体キャラバンに踏み出そう(未開催県は踏み出し、開催県はさらに広げる)
- ・隔月間「社会保障」の購読者を増やす(現在、定期購読 1910 部)
- ・NO513 春号「ジェンダーと社会保障」は定期購読以外、追加 150 部完売 要増刷検討
- ・社保テキスト (第2弾) を使った学習運動 連続オンライン学習会 (中央社保協)
 - 4/16 (火) 18 時~19 時 井口先生「社会保障の意義 その原理原則と社会保障運動」
 - 5/14 (火) 18 時~19 時 長友先生「高齢者優遇論は本当か 高齢期の社会保障を考える」
 - 6/17 (月) 18 時~19 時 村田先生「人権としての社会保障とは 改革の本質を知り対抗を」
 - 7/23 (火) 18 時~19 時 社保テキストチーム「社保テキストの活用、取り組みの紹介」
- 5. 中央社保協第68回総会に向けて
 - (案) 日時: 2024 年 8 月 10 日 (土) 11 時 00 分~16 時 30 分 (10 時 30 分~受付) 場所: 全労連会館ホール (web 併用)
 - ・会場参加を引き続き追求するため 11 時開催、土曜開催とする

- ・全体で4時間半(休憩時間除く)午前中に議案提案、午後討論とする
- ・総会案内は遅くとも3か月前(4月末)には出す必要がある
- ・総会方針のスケジュール

4/24 代表委員会までに第1次案(運営委員会、次長会議でも議論)

5/29 代表委員会までに第2次案(6月中旬のブロック会議で議論)

6/26 代表委員会までに第3次案、7月上旬に最終案を完成させる

中央社保協第68回総会を上記日程で行っていくことを確認した。

この間の総会

第 67 回総会 2023 年 7 月 5 日 (水) 11 時~16 時 30 分 全労連会館ホール (web 併用)

第 66 回総会 2022 年 8 月 3 日 (水) 11 時~16 時 30 分 医労連会館 (web 開催)

第 65 回総会 2021 年 7 月 10 日 (土) 13 時 30 分~16 時 30 分 全労連会館 (web 開催)

第 64 回総会 2020 年 9 月 2 日 (水) 13 時 30 分~16 時 医労連会館 (web 開催)

第63回総会 2019年8月3日(土)10時30分~16時30分 けんせつプラザ東京

第62回総会 2018年7月4日 (水) 10時30分~16時30分 ラパスホール

第61回総会 2017年7月18日(火)~19日(水)伊東ホテル聚楽

第 60 回総会 2016 年 7 月 25 日(月)11 時~17 時 けんせつプラザ東京

第 59 回総会 2015 年 7 月 2 日 (木) 10 時 30 分~16 時 30 分 全労連会館ホール

5. その他

各県・各中央団体から、この間の取り組みについて報告がされた。

次回の運営委員会 2024 年 5 月 8 日 (水) 13 時 30 分~17 時 医労連会館 2 階 A 会議室

以上

要 望 書

桐生市長 荒木 恵司 殿 群馬県知事 山本 一太 殿 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会座長 吉野 晶 殿

桐生市生活保護違法事件全国調査団 団長 井上 英夫

第1 はじめに(本要望の趣旨)

私たち「桐生市生活保護違法事件全国調査団」(以下、桐生調査団)は、桐生市の生活保護行政における不適切な対応について、その問題点や改善策を把握・検討するため、桐生市に対し2024年3月4日に公開質問(「桐生市の生活保護行政に関する公開質問状」)を行いました。

桐生市から2024年3月29日付で回答のあった「公開質問状に対する回答」(令和6年3月29日付桐市相発第05・84号)のほか、調査団が独自に調査収集した資料や調査団に寄せられた当事者の生の声から、桐生市における生活保護行政の違法・不適切な対応、また、桐生市における被保護人員の急減をもたらした要因として疑われる問題点が複数確認されました。

現在、桐生市においては、①市による内部調査チームによる検証(「不適正な生活保護業務に対する内部調査」、②群馬県庁による特別監査、③第三者委員会(桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会)による調査・監査・検証が行われています。

今回、私たちの調査によって明らかになった桐生市の生活保護行政における問題構造と論点 について、以下の調査分析を参考としていただき、さらなる調査と検証によって徹底的な実態 解明を行われることを要望いたします。

第2 調査分析と問題点における要望

1 桐生市の生活保護行政全般に関する問題点ー被保護人員・保護費の半減、特に母子世帯・その他世帯の急減

桐生市においては、2011年をピークに現在まで、被保護世帯数・被保護人員・保護率が急減少を続けています。結果として、桐生市の保護費総額(年間)は2011 (H28)年19億6121万円から、2022(R04)年8億7813万円と、2011年水準の45%にまで減少しています。全国傾向及び近隣他市と比べてもこのような減少は異様な状態であり、これは違法・不適切な対応により保護申請数を抑制する「水際作戦」や、同じく違法・不適切な対応により保護受給者を廃止に追いやる「硫黄島作戦」が強く疑われます。

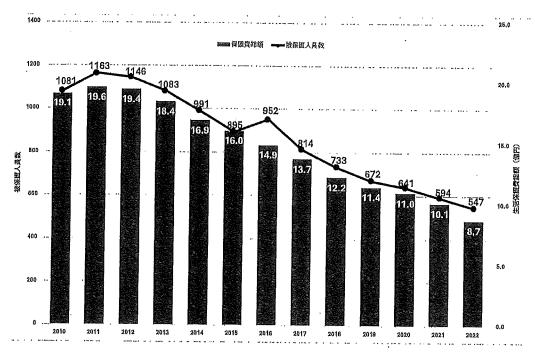


図 桐生市の被保護人員数・生活保護費総額

桐生市はこの保護世帯数(保護率)の急減について、「高齢化率の高さ」「高齢世帯の割合の多さ」を理由として挙げています。たしかに桐生市は全国に比べて、やや高齢化率が高い傾向にありますが、これは桐生市に限った特異な状況とはいえず、このような理由で近隣自治体と比べて異様な急減を説明することはできません。

また、桐生市の被保護世帯別の人数によると、どの世帯類型においても減少していますが、とりわけ顕著なのは「母子世帯」(2011(H23)年 26 人 \rightarrow 2022(R4)年 2 人)と「その他世帯」(2012(H24)年 107 人 \rightarrow 2022(R4)年 14 人)です。稼働年齢層に対する無理な「就労指導」による「水際作戦」や「硫黄島作戦」が疑われるため、「母子世帯」や「その他世帯」の減少理由を検証する必要があります(なお、桐生市はこの点について現在に至るまで説得力のある説明を行なっていません)。

通常では、保護率の増減に関して人口動態や社会経済的といった外在的な要因による説明がつかなければ、内在的な要因、すなわち保護行政における組織的な問題や関与(申請・開始時の不適切な対応。生活保護利用者に対する行き過ぎた指導や不適切な廃止など)が強く疑われます(これら組織的な問題や関与については、「2」以下の調査分析の結果が参考になります)。この点から桐生市の生活保護行政に関しては、以下の点の調査検証が必要です。

- ・ 桐生市における保護率・保護人員の急減少の原因について検証を行うこと。
- ・ 特に「母子世帯」「その他世帯」の急減少の原因について検証を行うこと。

2 保護の開始時、廃止における対応における問題点

(1) 却下率・取下率の多さ

表 桐生市の申請件数、開始件数 (開始率)、却下件数 (却下率)、取下件数 (取下率)

tr. rts	古 5 = 1 L 平 L	日日十八 10 76 76	BBTV FF		.1		r
年度_	申請件数	開始件数	開始率	却下件数	却下率	取下件数	取下率
2010	235	178	75.7%	41	17.4%	. 15	6.4%
2011	167	129	77.2%	32	19.2%	10	6.0%
2012	126	84	66.7%	35	27.8%	10	7.9%
2013	112	71	63,4%	33	29.5%	6	5.4%
2014	80	48	60.0%	28	35,0%	5	6.3%
2015	77	45	58.4%	27	35.1%	7	9.1%
2016	95	54	56.8%	34	35.8%	6	6.3%
2017	91	45	49.5%	40	44.0%	5	5.5%
2018	63	30	47.6%	30	47.6%	4	6,3%
2019	77	46	59.7%	23	29.9%	7	9.1%
2020	70	40	57.1%	27	38,6%	3	4.3%
2021	56	27	48,2%	27	48.2%	5	8.9%
2022	59	46	78.0%	12	20.3%		0,0%
全国(1か月平均)							
2022	20,475	17,941	87.6%	1,537	7.5%	950	4.6%

表のとおり、桐生市における開始率は、全国平均に比べて非常に低い傾向にあります。全国平均(2022)では開始率(申請件数に占める開始の割合)は87.6%ですが、桐生市では、最高でも78.0%であり、もっとも低い2018年度はわずか47.6%と、申請件数の半分以下しか保護開始していません。この開始率の低さの原因は、却下率・取下率の高さにあります。全国平均(2022)では却下率(申請件数に占める却下の割合)は7.5%、取下率(申請件数に占める取下の割合)4.6%ですが、桐生市では却下率が最高で47.6%(2018)、取下率が最高で9.1%(2015,2019)と非常に高い割合となっています。この却下・取下の実態について解明がなされる必要があります。却下・取下の徹底的な検証には、却下・取下したケースの最低生活費と収入・資産の状況について正確な調査が必要です。保護率が急減した期間において却下・取下された全ケースに対して、「最低生活費の算定及び、収入・資産の正確な把握がなされたうえで、適切に要否判定が行われていたか」、「取下理由は適切で、申請者が急迫状態に陥らないよう適切な配慮がなされていたか」、また、桐生市では印鑑が多数保管されていたことが報道されていたことから、「取下届」における印影を確認し、保管された印鑑と同一のものではないかを調査する必要があります。

なお、高い却下率について、桐生市は「境界層却下」が多いことを理由として挙げていますが、近隣他市に比べて境界層却下の数が異様に多く、単に高齢化や高齢者施設数のみでは説明がつきません。要否判定や収入状況の把握が適切になされていたのか疑問があり、保護を適用すべきなのに「境界層却下」で対応していた疑いがあります。

- ・ 桐生市における高い却下率・取下率について、当該期間の却下・取下ケースを全件調査 し、その実態について検証すること。
- ・ 特に境界層却下については、保護の要否判定や収入状況の把握が適切であったか検証する こと。

(2) 保護廃止時の対応の問題点

〇 辞退廃止

桐生市における保護廃止の事由別から、まず「辞退廃止」が際立っています。もっとも多い 2014 (H26) 年には、廃止件数 126 件のうち 26 件で辞退廃止となっており、死亡による廃止 63 件を除けば (126 件-63 件=63 件)、4 割以上で辞退届を徴収していたことになります。

また、群馬県庁が実施する生活保護法施行事務監査においても、私たちが確認した 2018 (H30) 年から 2022 (R5) 年までの期間において、桐生市は「保護の廃止」(辞退届による廃止など) について不適切な対応がなされていたことが確認され、毎年監査指摘が行われています (出所:「群馬県庁地域福祉推進室保護係による生活保護法施行事務監査の実施結果」資料)。毎年、是正改善を求められていたにもかかわらず、なぜ(少なくとも)5年連続で、監査指摘が繰り返されていたのか、桐生市の保護の廃止時の対応について検証が必要です。具体的な検証として、保護辞退した全ケースに対して総点検を行うこと。また、ケース記録だけの検証では、限界があることから、当該期間に辞退廃止したケースに対してアンケート調査を行うなどによって、保護辞退が被保護者の真摯な意思によるものであったか(辞退の強要がなかったのか)を確認する必要があります。

加えて、申請取下と同様に、桐生市では印鑑が多数保管されていたことから、「辞退届」における印影を確認し、保管された印鑑と同一のものではないかを調査するべきです。

○ 施設入所による廃止について

桐生市の廃止理由に占める「施設入所」が非常に高い割合となっています。全国平均 (2022) では廃止件数に占める「施設入所」の割合は 2.1%ですが、桐生市においては常時 10%を上回っており、2022 (R5) 年は 20.3%となっています。全国平均の 5 倍、10 倍の割合 は高齢化率を考慮しても異様です。「施設入所」による廃止は、入所それ自体のみをもって保護の廃止の要件とはなりません。施設入所による保護基準の変更等により保護の要否判定が行われ、最低生活費を上回る状態が確認された場合に、保護否となります。「施設入所が本人や家族の真摯な意向に沿ったものであったのか」、「施設入所時の実施責任や要否判定が適切になされていたのか」を検証する必要があります。

・ 辞退廃止の多さについて、当該期間の辞退廃止ケースの全件調査を行い、その実態について検証すること (特に辞退廃止した者についてケース記録による検証だけでなく、アンケ

- ート/インタビュー調査をするなどして当人の声を元に検証すること)。
- ・ 辞退届に押印された印鑑が、預かり保管されている印鑑を冒用したものでないか検証する こと。
- ・ 施設入所を理由とした廃止については、その件数の高さを検証し、保護の要否判定や実施 責任が適切であったか検証すること。

3 生活保護の実務運用上の問題点

(1) 保護費の分割支給

「公開質問状に対する回答」(p.18) によると、2018 (H30) 年度からの分割支給を行なっていた件数 14 件のうち、保護開始時から分割支給を行なっていた件数 9 件 (64%)、家計簿の提出をさせたうえで分割支給した件数 12 件 (86%)、1 か月を超えて保護費の全額を渡していなかった件数 11 件 (79%) を占めています。

桐生市は、分割支給をおこなっていた理由として、「保護費のやりくりができない方や生活習慣に課題を抱えている方の自立に向けた支援のため」と回答していますが、生活保護利用者を管理・支配する道具として、明らかに違法な保護費の分割支給を活用していた疑いが濃厚です。

保護費の分割支給自体は、すでに県庁から不適切な支給であったことも指摘があるところですが、その実態解明と再発防止のために、分割支給を行なった経緯について当時のケースワーカー、査察指導員を含めてどのような組織的決定がなされたのかを検証する必要があります。とくに、保護開始時点から分割支給を行なっていたケースについては、「保護費のやりくりができない/生活習慣に課題を抱えている」という理由をどうして把握できたのかも含めて明らかにされるべきです。

また、「1か月を超えて保護費の全額を渡していなかった件数」11件に関しては、生活保護 法第31条2項において「生活扶助のための保護金品は、1月分以内を限度として前渡するもの とする」とあるとおり、明確に法律違反です。桐生市は現在まで、これらの対応について「不 適切であったこと」を認めても、「保護法違反」であることは認めていません(但し、今回の回 答書3(4)①「1か月を超えて、保護費の全額を支給することが正当化される法的根拠につ いては「なし」と回答しています」。上記の対応が違法であることを明確に認定し、かかる違 法な運用を構築した者の責任が明らかにされるべきです。

- ・ 保護費の分割支給に至った組織的な経緯と担当者の判断について詳細な聞き取り調査等を 行い、その判断の適否を実態解明すること。
- ・ 1か月分を超えて保護費の全額を渡していなかったことが違法であることを明確に認定 し、かかる違法運用を構築した者の責任を明らかにすること。

(2) ハローワークへの通所指導

桐生市においては、ハローワークへ毎日(またはそれに近い数)の通所を事実上指導され、その通所報告を半ば要件のようにして保護費の分割支給(日々支給)がなされていたとの報道があります。今回、「公開質問状に対する回答」(p.19)では、「ハローワークへ毎日(もしくはそれに近い数の)通所を指導した件数」として、2018(H30)~2022(R4)年度にかけていずれも「0件」であるとの回答がありました。

これは、報道にあったような事実については否定されるということでしょうか。それとも「指導のつもりはなかった」(支援や助言として行なった)ということでしょうか。仮にその場合は、福祉事務所職員と要保護者の間には大きな権力関係があり、要保護者は常に大きなプレッシャーを感じていることに対して無自覚であったことを指摘せざるをえません。

また、同じ「公開質問状に対する回答」(p.18)の分割支給に関する項目で、「ハローワークに毎日通所するよう指導し、「求職活動状況・収入申告書」を提出させたうえで保護費の分割支給をしていた件数」として「1件」が計上されています。上記の回答と矛盾するものであり、桐生市の回答の正確性自体に疑念を生じさせます。先述したとおり、桐生市の保護率減少の要因の一つが、稼働世帯が多く含まれると言われる「その他世帯」の減少です。このことから、就労支援対象者に対して無理な指導・支援が行われていないかを検証する必要があります。

・ ハローワークへの日々通所を含めて、稼働能力世帯に対して無理な就労指導が行われていないかを検証すること(就労支援員(警察 OB)の支援対象者、CW による就労指導を行なった対象者の指導状況を検証すること)。

(3) 家計簿提出と保護の打切り

「公開質問状に対する回答」(pp.18·19)によると、桐生市において「家計簿の提出を指導した件数」は集計資料のある範囲で、2019 (R1) 年度 17 件、2020 (R2) 年度 11 件、2021 (R3) 年度 7 件、2022 (R4) 年度 15 件が確認されています。この家計簿提出指導の対象者のうち、2019 (R1) 年度に 2 件、2020 (R2) 年度に 1 件、2022 (R4) 年度に 1 件の合計 4 件が辞退廃止をされています。この家計簿提出が本人の真摯な意思に則した支援ではなく、生活保護の受給継続を断念させるようなものとなっていなかったかについて、辞退廃止となったケースのケース記録等を踏まえて、直接本人への聴き取り等により実態が解明される必要があります。

また、「平成31年度桐生市福祉事務所実施方針・事業計画」に次のような記載があります。

2. 実施機関の課題・要因

(1)前年度(30年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(30年度)実施方針 取組内容(取組結果) 「財産のできていない対象者について、対象者について、対象者について、対象者に対しに変計簿を行い、選定を行い、強定を行い、金銭管理のできない対象者に対し、家計簿をつけることや、NPO法人による金銭管理の利用等を進めた結果、平成30年6月の時点での利用者の数が、成年後見人1名、社協の権利擁護17名、NPO法人37名、家計簿提出指導38名であったが、平成31年3月25現在、成年後見人0名、社協の権利擁護16名、NPO法人28名、家計簿提出指導17名となり、また、家計簿提出指導17名となり、また、家計簿提出停止12名、保護廃止17名という結果となった。	(1)的牛皮(30牛皮)天脑刀頭(0)	4X 2 404 L 44 L 4 L 4 L 4 L 4 L 4 L 4 L 4 L		
家計管理のできていない対象者に ついて、対象者宅へ訪問時や年一 回の資庫申告時に開取り調査を行い、選定を行い、金銭管理のできない対象者に対し、家計簿をつける 習慣をつけることや、NPO法人による金銭管理の利用等を進めた結果、 平成30年6月の時点での利用者の 数が、成年後見人1名、社協の権利 擁護17名、NPO法人37名、家計簿 提出指導38名であったが、平成31 年3月25現在、成年後見人0名、社協の権利擁護16名、NPO法人28 名、家計簿提出指導17名となり、また、家計簿提出作止12名、保護廃止17名という結果となった。	前年度(30年度)実施方針	取組內容(取組結果)	合その問題点	※反映されない場合、その
	被保護者家計相談支援事業	ついて、対象者宅へ訪問時や年一回の資産申告時に開取り調査を行い、選定を行い、金銭管理のできない対象者に対し、家計簿をつける習慣をつけることや、NPO法人による金銭管理の利用等を進めた結果、平成30年6月の時点での利用者の数が、成年後見人1名、社協の権利擁護17名、NPO法人37名、家計簿提出指導38名であったが、平成31年3月25現在、成年後見人0名、社協の権利擁護16名、NPO法人28名、家計簿提出指導17名となり、また、家計簿提出停止12名、保護廃	平成30年4月9日の事 務研究会において、係員に 概要及び制度説明を行 い、対象ケースを選定し、 対象者に対し指導・助言を 行った。被保護者家計相常・ 支援事業について、通常等 務として定着しつつある。 【要因分析】 ケースによって、能力がない場合と、素行不良等にない場合があり、対象者の見 極めと説明・指導等の方法	3-(1)

出所:平成31年度桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

桐生市の独自取り組みとして、「被保護者家計相談支援事業」を策定し、「金銭管理のできない対象者に対して、家計簿をつける習慣をつけることや、NPO 法人による金銭管理の利用等を進めた結果、平成30年6月の時点での利用者の数が、成年後見人1名、社協の権利擁護17名、NPO 法人37名、家計簿提出指導38名であったが、平成31年3月25現在、成年後見人0名、社協の権利擁護16名、NPO 法人28名、家計簿提出指導17名となり、また、家計簿提出停止12名、保護廃止17名という結果となった」と記載されています。

この資料から、桐生市が、組織的に家計簿提出を求めていたこと、NPO 法人による金銭管理の利用を勧めていたことがわかります。さらに、「家計簿提出指導 17名、家計簿提出停止 12名、保護廃止 17名」を取り組みの成果として記載していることからすると、生活保護の打切りを目的として家計簿提出を活用していたことが強く疑われます。しかし、収入が増えない限り要保護性に変化はないはずであり、家計簿の提出がなぜ生活保護の打切りにつながるのか、その機序が不可解です(桐生市の回答第2の1 ⑫によると文書による指導指示件数は2018年が12件である以外は毎年0件であり、指導指示違反による停廃止でもなさそうです)。この家計簿提出(被保護者家計相談支援事業)の組織的運用の実態解明が必要です。

・ 家計簿提出を指導したケースについて、その指導の適否を検証すること。とくに、辞退廃 止を含めて停廃止となったケースについては、指導(家計簿提出)が保護の受給継続を断 念するようなものになっていなかったか、停廃止に向けた手続が適法であったかを本人へ の聞き取りも含めて検証すること。

・ 家計簿提出の取り組みとして、桐生市で策定した「被保護者家計相談支援事業」の事業経 緯と組織的運用の実態解明を行うこと。

(4) 金銭管理団体との関わりについて

「公開質問状に対する回答」(p.18) によると、「第三者に保護等の金銭管理が委託された件数」について、2022(R4) 年度においては、1) 成年後見人 2 件、2) 社会福祉協議会の自立支援事業 11 件、3) 民間団体(日本福祉サポート) 26 件、4) 民間団体(ほほえみの会) 29 件、5) その他 0 件となっており、合計 68 件となる。

2022 (R4) 年度の被保護世帯数 (490 世帯) の実に 13.9%が金銭管理団体に保護費の委託を 行っていることとなる (うち、民間団体 2 社 (26+29=55 件) で、全保護世帯の 11.2%)。

金銭管理は対象世帯にとって生活の根幹的行為であるが、金銭管理団体とのトラブル等により望まぬ金銭管理を強いられているとの声が、私たちのところにも届いている。(3) にして指摘したとおり、桐生市の実施方針において、「NPO 法人による金銭管理の利用等を進めた」との記載があり、このような金銭管理団体の活用が、特定の NPO 法人に偏った癒着構造になっていないか。また、金銭管理サービスの利用が、保護利用者の真摯な意思によるものであったのかを検証する必要がある。

- ・ 金銭管理団体の金銭管理サービスが、要保護者の権利擁護の視点から問題がないものであるかを検証すること(実際に金銭管理団体により金銭管理サービスを利用している利用者の声を聞き、その内容に問題がないか調査をすること。
- ・ 福祉事務所から金銭管理団体に紹介・斡旋を行う場合、金銭管理サービスの利用が必要と 判断する場合の基準や目安、運用方法を明らかにして、それぞれの妥当性を検証すること。

(5) 通院移送費支給額の異常な低さ

「公開質問状に対する回答」によると、桐生市の通院移送費の支給件数、支給額は下表の通りです。

年度		件数		金額	(円)
	2018		151		43,200
	2019		129		36,600
	2020		11		30,850
	2021		136		24,900
	2022		8		2,400

表 通院移送費の支給件数、支給額

通院移送費については、保護の実施要領に記載のあるとおり、要保護者の居住地等から比較 的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合(徒歩等による通院が困難な場合)、電車・ バス等(傷病・障害の状態により、公共交通機関の利用が困難な場合はタクシーなども含む)、 生活扶助費とは別に、通院移送費の支給が認められています。また、厚生労働省も、通院交通 費が支給できることを生活保護利用者に福祉事務所が周知することを求めています。

桐生市の地理的特性を鑑みれば、近隣の徒歩圏内に適切な医療機関が存在しないことがあり うることは容易に想像ができますが、桐生市の被保護人員の規模から考えても、この支給件 数、支給額はあまりに低すぎます。特に 2022 (R4) 年においては、年間で 8 件 2400 円しか 決定されておらず、全国的な傾向からしても異様な状態で、作為的な要因がなければ説明がつ きません。この通院移送費の支給状況について検証が必要です。

・ 通院移送費の支給件数、支給額が著しく低い理由について検証すること。特に、要保護者 に対して、通院移送費の適切な説明がなされていたか。支給申請を抑制するような事例が なかったかを検証すること(前年度支給していた世帯の支給状況などを点検・聴き取りす ることが考えられる)。

4 組織配置における問題点

(1) 警察 OB の配置数の多さと趣旨を逸脱した活用

「公開質問状に対する回答」(p.15) によると、桐生市の保護係には、面接相談業務の補助として、2012 (H24) 年7月から1名、2013 (H25) 年4月から更に1名の計2名の警察 OBが配置されています。この導入時期は、桐生市の保護率が急減した時期とほぼ重なります。

また、就労支援相談員としても警察 OB が 1 名配置されています。さらにそのほか同じ福祉課の別係(福祉係)の自立支援相談員(生活困窮者対策)としても 1 名警察 OB が配置されています。警察 OB の配置している自治体は、桐生市に限らず複数存在していますが、桐生市の福祉事務所の規模(ケースワーカー6 名程度)を鑑みれば、警察 OB が保護係で合計 8 名、福祉課全体(生活保護・生活困窮部局)で合計 4 名配置が常時配置されているというのは、他自治体の状況からしてもかなり異様な状況です。

○ 相談員 (警察 OB)

この警察 OB については、桐生市から群馬県警に対して毎回、退職警察官の紹介依頼を行なっています(下図)。

	紹介依賴人員	1人 採用予 令和3年4月1日 定時期
条	希望する人材	答 察 官 ~ 警視・警部・警部補・巡査部長
	(退職時階級等)	普通職員 ~ 相当・相当・相当 ・相当
件 等	仕 事 の 内 容 役 職 等	桐生市会計年度任用職員 職 名 生活保護・就労支援相談員 業 務 生活困窮者のための就労支援相談業務及び生活保護 適正実施のための業務(保護相談への同席や窓口対 応、生活保護受給者訪問への同行などもあり。) *刑事課等での暴力団対応経験者を希望

実施期間及び	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	PDOA実施	新規·維続	別始年	度(結長0)# _}) '.
事菜名	整察との連携協力体制強化事業	要	纵抗	平成	24	年度
				•	٠	
平条概要	窓口・訪問体制の強化として、暴力団関係者と思われる者や、窓口め、警察OBを雇い上げて相談体制の強化を図る。	1で大声を出して	の威嚇行為	、不当要求	特に対	するた
事象概要	窓口・訪問体制の強化として、暴力団関係者と思われる者や、窓口め、署察OBを雇い上げて相談体制の強化を図る。	1で大声を出して	の威嚇行為	、不当要求	さ等に対	するた

このように、相談者による威嚇行為や不当要求者への対応が必要であるとして警察 OB を雇用しており、桐生市は、国からの国庫補助金も毎年受領しています(警察との連携協力体制強化事業)。

上記の事業目的は、「暴力団関係者や威嚇行為、不当要求等に対応するため」としていますが、桐生市は、新規相談・面接では、相談員(警察 OB)を原則同席させて2名体制で対応するルールを敷いていることが、私たちが群馬県庁から情報公開請求により入手した桐生市の生活保護監査資料によると明らかになりました。

ſ	11. 固	接相談の体制、保護の開始・廃止	の状況			
		面接相談の体制 該当する単項をOで囲み、イ、ウ、:	エについては具体的に紅紋すること。			
	7	朴代图接替外加泉				
	ፈ	現業員が交代で担当	()		
1	ゥ	昼験豊富なリ素員が交代で担当	()		
	∄	その他	(現業員が担当地区内の新規和級を担当し、	相談員か卯内の現業員と2人で対応する。	地区担当不在時は取内の現業員が対応する。	基体み時は現業員の輸品制。)

出所:桐生市令和5年度生活保護法施行事務監査資料

「公開質問状に対する回答」(p.15) によると、相談員 (警察 OB) の相談窓口における年間 対応件数 (新規面接相談における件数) は、2022 (R4) 年で132件となっており、桐生市の

2022 (R4) 年の相談件数が延べ件数 79 件、実件数 78 件を上回る件数となっています。また、私たちが独自入手した相談員 (警察 OB) の対応記録 (帳票) などを見ても、暴力団関係者や不当要求者に限定せず、相談のほとんどに警察 OB が同席しています。

このような対応は上記の事業の趣旨目的を大きく逸脱していると考えられ、結果的に生活困 朝している相談者や申請者を大きく萎縮させる「水際作戦」としての効果を持っていたことが 強く疑われます。

〇 就労支援相談員(警察 OB)

桐生市では、被保護者就労支援事業(生活保護法第55条の7)に基づく事業として、就労 支援相談員を雇用していますが、この就労支援相談員は代々群馬県警から退職警察官の斡旋依 頼を行なっています。

この就労支援相談員の配置については、厚生労働省は下記の通知のなかで、「キャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の資格を有する者やハローワーク OB 等の就労支援業務に従事した経験のある者など(中略)であることが望ましい」と示しています。

6 本事業の実施に係る職員の配置について

(1) 配置の目安について

本事業の実施に当たっては、「就労支援員の増配置について」(平成22年9月14日付け社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知)を参考とし、実施主体における被保護者の数その他地域の実情に応じて、2及び4の支援等を専任で行う職員(以下「就労支援員」という。)を配置するものとする。

なお、被保護者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

(2) 就労支援のための職員の要件について

就労支援員は、キャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の資格を有する者やハローワーク OB等の就労支援業務に従事した経験のある者など、被保護者への就労支援を適切に行うことができ る者であることが望ましい。

出所:「被保護者就労支援事業の実施について」(平成 27 年 3 月 31 日付 社援保発 0331 第 20 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

桐生市は、この就労支援相談員を警察 OB から斡旋していますが、その理由を「専門性による」としています。しかしながら、警察 OB の専門性は犯罪捜査にあるのであり、困窮者に対する就労支援の専門性として、警察 OB の専門性を持ち出すのは明らかに不合理です。

さらに、独自入手した就労支援相談員(警察 OB)の対応記録(帳票)をみると、要保護者の新規相談・新規訪問の場に、この就労支援相談員(警察 OB)が同席・帯同している場面が見られました。このような利用方法は、就労支援事業の枠組みを大きく逸脱するものであり、要保護者の権利擁護の面からも、国庫負担金の適正な利用の面からも大きな疑念があります。

すでに報道でなされているとおり、桐生市は、ハローワークへの毎日通所を保護費支給の条件にしていた疑いが報じられています。このように強引な就労指導などの場面において、警察 OB が活用されていた実態の解明と影響の検証が必要です。

なお、相談員(警察 OB:警察との連携協力体制強化事業)、就労支援相談員(警察 OB:被保護者就労支援事業)による、各種相談員の業務目的、業務内容(業務の範囲)等の内容を規定する実施要領(要綱)の提出を情報公開請求にて求めたところ、桐生市はいずれの事業においても実施要領等の書類は作成していないとの回答がありました。警察 OB の各種相談員に無限定に業務を丸投げするものであり、上記の事業において、実施要領等を整備していない他自治体の例は聞いたことがありません。この点についても行政運用として適切であったかどうかを検証されるべきです。

- ・ 警察 OB の業務役割、実際の業務内容について、帳票等から実態を明らかにする(実際の窓口相談件数、ケース訪問等への帯同件数を調査する)。
- ・ 相談員(警察 OB) の業務内容、対象範囲について、警察との連携協力強化事業が想定している範囲を超えて、対応していなかったか(相談者、申請者のすべてを対象とするなど)検証する。
- ・ 就労支援相談員について、警察 OB として雇用するようになった経緯とその適格性を検証 する。
- ・ 就労支援相談員の業務内容について、帳票等から実態を明らかにする (新規相談への同席 など、その業務の役割を大きく逸脱していることはなかったか調査する)。

(2) 女性職員比率の低さ

「公開質問状に対する回答」(p.11) によると、保護係職員の男女比は2022 (R4) 年で男性81.8%、女性18.2%、2023 (R5) 年で男性90.0%、女性10.0%となっています。市職員全体の男女比(2019-2023 年度) では女性職員の割合が3割を超えていることからすれば、保護係の男女比率には大きな偏りがあり、女性職員の比率の低さが際立っています。さらに、「回答」では保護係職員全体の男女比を回答されていますが、桐生市の生活保護監査資料によると、生活保護ケースワーカー、地区担当員、管理職に占める女性職員比率は毎年0%であり、女性職員は「医療・介護担当」「庶務・経理・統計担当」「レセプト点検(非常勤)」の事務職員のみです。

他の自治体(かつての神奈川県小田原市等)の例でも、ケースワーカーや査察指導員に占める女性職員比率が低い自治体において、母子世帯等への厳しい対応を行なっている事例が散見されます。また、私たちが桐生市に対して情報公開請求により入手した「桐生市福祉事務所実施方針・事業計画」によると、桐生市福祉事務所は、「女性 CW の配置」を毎年度人事・財政担当部局に要請していることがわかりました。毎年要請しているにもかかわらず、現在に至るまで女性職員が配置されていなかった理由について検証される必要があります。

また、第三者委員会の第1回会議にて、桐生市から提出された「桐生市の生活保護業務の概

要」によると、「3 保護係における職場研修および相談体制」(6 頁)のなかで、「基本的には新規相談者が来た際は、該当地区の担当 CW と相談員(会計年度職員)の2名で対応する。女性の相談者の場合は該当地区の担当 CW 及び女性職員で対応している」との記載がありますが、これは「医療・介護担当」や「庶務・経理担当」の女性職員に同席させていたということでしょうか?実際に、年間の女性相談者に対して、そのような事例が何件あったのか、を具体的な数値として提出いただき、その適否も含めて検証する必要があります。

- ・ 保護係における男女比の偏りと、福祉事務所からの女性 CW 要請についての人事・財政部 局の対応について検証を行うこと。
- ・ 女性の新規相談者に対して、女性職員を同席させていた件数について調査・検証すること。

第3 上記を踏まえた要望

- 1 上記の調査分析を踏まえた上で、それぞれの問題点についてはさらに詳細な検証が必要である。各項目において検証のポイントを列挙しているので、桐生市の生活保護行政における違法・不適切事案の実態解明と再発防止のために、徹底した実態解明に役立てていただい、効果的で生活保護利用者の権利擁護に資する改善策の実施を行われたい。
- 2 すでに桐生市の調査においても不適切事案の一部について概要が明らかとなり、対応・改善策(8点)が示されているが(令和6年3月27日「保護係職員による不適切事案の概要)、これら改善策については直ちに行うこと。
- 8 桐生市第三者委員会において指摘された問題点と原因に真摯に向き合い、第三者委員会が 提案する改善策を速やかに実施すること

以上

桐生市不適切問題 調査 団に県約束

の米沢季明課長は「桐生市の生活保護の取り扱いは大変遺憾だ。再 発防止に努めたい」と述べた。調査団は同市の問題を見過ごした県 問題で、取り組みを求めた全国調査団に対し、市町村に対する監査 にもクギを刺した。同市内では市民集会も開き、申請を抑える市の 人相談窓口の担当者向けの研修を見直すと約束した。 県地域福祉課 水際作戦」などに批判が相次いだ。 桐生市が生活保護費の支給で不適切な対応をしていた 田所柳子、遠山和彦

市民集会で批判相次ぐ

を解明するよう要望し

総額を急減させたなど 市に面談。市が保護費 目として確認する。ま 査ではこれらを重局環 を把握できなかった理 田舗での無断押印をと 900本以上保育した で、同市による分割支 ないと確認もできな い」と説明。今後の監 由について、 給や支給額の不足、1 県はこれまでの監査 記録が 想さんが「「水際」

どで研修を強化する考 習したのに対し、窓 修をやってほしい」と 者が必ず受ける人権研 義やグループワークな の別の自治体について えも示した。 立場を呼ばするよう副 調査団の一人は県内 担当職員が受給者の の町田茂さんも「市は ネットワークぐんま 全面的な刷新が必要 花園大の吉水純教授は らしている」と指摘。 生活保護費を1円で たと述べ、一段開 「市の生活保護行政の

身ファンド」の小林美 会は、
つくろい果 人に『親元に帰ればい く、交通費も出せない 今日食べるものがな る。桐生市だけの問題 も、「旅遊切りに遭い、 ではない。と訴えた。 い。と却下した例もあ 同市で開いた市民集 になっている。上抵判 も減らすことに血眼 て加下される率は全国 円字域とで、中間し 護者数が547人、保 説的が8個7313万 ったが、22年には被保 教が1-63人、保護 質用億6121万円だ に生活保護の被保護者 た。 同市では2011年

た、調査団が「全担当 で(申請者を)追い散

出りを大幅に上回って

法事件全国调查团(团

誉教授)が同日、県と

として、徹底的に実態

桐生市生活保護題。長・井上英夫金沢大名

めちゃくちゃなことをやっ びっくりすることばかり ている。知れば知るほど 日の県への要望にも同席 の呼びかけ人の一人で、「「 なので来た。と版材に話し 由について、「(個生市は) した。調査団に知わった弾 保護過去事件全国調查団 意識され「性害法 作家で反貧困活動家の雨 作家で全国調査団

保護を門前払いされた札幌 されてきた。 が餓死・孤立死するなど、 市で生活保護受給者の母子 れまでも20~2年に生活 生活保護の実効性が問題視 中請を阻む「水際作戦」や 自治体が窓口で生活保護の 市の姉妹が病気や寒さで死 し、20年には大阪府公園 雨層さんはこれらの事件

間で生活保護受給世帯を 上べても、桐生市が旧年

相生市の生活保護を巡る市民集会―向市

生活保護を巡っては、こ

なに放置されていない」と で状況が分かっているの 場の県についても一どこま しい」と批判。監査する立 通費をほとんど支出して を実施し、通院のための交 母子世帯が月平均り世帯ま 桐生は独自ルールがすさま ざまな事件を見てきたが、 いないのも特徴で、 つ点を指摘する。分割支給 半減させ、直近で受給する か。分かっていれば、こん で減るなど、特異さが際立 さま

独自ル

田州柳王

安田 菜津紀

はないかと疑ってしまったほど りのひどさに「フィクション」で たことを確認し、窓口で千円支給 だ。残念ながら全て、役所で実際 れらを最初に耳にしたとき、あま よる「不適切対応」の数々だ。こ 昨年報道された、群馬県桐生市に を1944本保管していた」 ―― に起きていたことだった。 気がその日、ハローワークに行っ た」「生活保護受給者のはんご 保護費を満額支払わず、受給

はんこの問題にとどまらない。仲

唱さんが関わった中だけでも、窓

はこう指摘した。問題は支給額や

心表で、司法書士の仲道宗弘さん

た。反貧困ネットワークぐんま

分かっている。 受給者の女性の書類に、同姓の別 ていたという。はんこに至っては、 質の未支給分は、会計上は支払っ **たことにした上で、金庫に保管し** 人のものが押印されていたことも 満額支給されなかった生活保護

私は桐生市の一連の対応を違

切対応 護の

が暴言を吐いたり、生活保護申請 たケースもあるという。 には社会性がない」などと市職員 **同ではなく家計簿を渡されたりし 育をしたのか」「あなたの父親**

者数は、2011年度は1163 治体と比較しても異様な減り方だ 47人と激減している。 近隣の自 人であったのに対し、22年度は5 ちなみに桐生市の生活保護受給

役所が言うことなのだから、そ

今年3月上旬、筆者の取材に応じ 法性を認めたことはありません」。 法だと認識していますが、市が違 などによる保護世帯の自然減一と が、 説明している。あまりに不自然な 言い訳だ。 生活保護申請者を追い返すよう 桐生市は「高齢者世帯の死亡

く初会合を開いたが、「桐生市は その結果を待つことなく、自ら違 な窓口での対応と、受給者減に関 さんは語っていた。 う。検証と再発防止策を検討する た徹底的な調査が求められるだろ 第三者委員会が3月27日、ようや **仏性を含めて調査すべき」と仲道** 性はないのか? それらを含め

日800円で生活している人を見 口に来た受給者や家族に対し、「1

習って」「親はあなたにどういう

ではないだろうか。 生市で起きたことは地続きの問題 支援から遠ざけてきたことと、桐 ルを貼り、追い詰められた人々を 窮者は叩いていい人間」とレッテ を恥と思わないのが問題」など、 クを扇動してきた実態がある。「困 部政治家らが生活保護バッシン 振り返ってみれば、 「生活保護

対応をされた受給者が、自ら声を こうした社会状況で、不適切な

あげることは困難だったろう。自

分や家族の命がかかっている人

ろが役所は「娘さん(筆者)が大 の点は私にも覚えがある。 学生だった頃、母ががんになり、 なかった」と仲道さんも言う。こ 生活保護の申請を検討した。とこ ことも分かる。けれども当時は、 とき、相談できる市民団体がある っている。現行法でも私と母が世 らば、私はこれに反論する術を知 ない」とだけ説明してきた。一今な 学に行くなら生活保護は受けられ は、役所の言うがままにするしか は可能だ。こうした対応をされた 帯分離をすれば、私が大学に通い ながら母が保護費を受け取ること 私は母子家庭で育ったが、まだ

う。そもそも、手持ちのお金がわ 必要があります」 ずかにならなければ生活保護を受 部との連携も広げるべきでしょ を抱える受給者のケースがあれ し、例えば依存症など、より困難 を増やしていくことも重要です 活保護の仕組み全体としての改善 ば、法律や福祉の専門家など、外 給できない今の制度も変えていく **点も語った。「対応できる市職員** 仲道さんは桐生市に限らず、生

くして、桐生市の問題は発覚しな ナリスト にさせない決意を新たにする。 るとともに、この問題をあやふや かったかもしれない。ご冥福を祈 ていたという。仲道さんの存在な り、58歳で亡くなった。司法書士 は、取材して間もなくのことだっ としての仕事をこなしながら、 窮者の問題に最期まで奔走し続け た。3月20日、くも膜下出血によ (やすだ・なつき=フォトジャー 仲道さんの訃報がとどいたの

の通りなのだろう」と思うしかな

「6.17 最高裁不当判決を正す団体署名」に賛同頂いた団体の皆様へ 最高裁判所第三小法廷への署名提出の報告と

6・17 最判を正すことを求める「ノーモア原発公害市民連」による要請書の賛同連名活動へのご参加のお願い

2024年3月吉日

ノーモア・フクシマいわき市民訴訟 原告団団長 伊 東 達 也 福島原発被害弁護団共同代表 小野寺利孝 同 鈴 木 堯 博

貴団体におかれましては、私たちからの要請に応え、3.11 原発公害国賠訴訟事件で、2022年6月17日最高裁第二小法廷が国責任を否定した不当判決を正すことを求める「公正判決要請署名」をお届け頂き、誠にありがとうございました。お陰様で、昨年8月から今年1月迄に全国5,500余の団体から頂いた団体署名は、この間毎月1回・計6回に及ぶ最高裁要請行動を全国各原発国賠訴訟を闘う原告団と首都圏の支援と共に行う中で、最高裁第三小法廷に提出してきました。

私どもは、この間の活動を通して、皆様から大変貴重な示唆を頂きました。

「国が東電に対し、事故防止のための何らの指示もしていないのに、最高裁判所が『例え指示を出しても津波による事故は防げなかった』と国の法的責任を免責するのでは、今後、原発事故を絶対に起こしてはならない責任を持つはずの規制機関であっても、電力会社に厳しい態度をとらなくなるのではないか」、

「最高裁が、国の原発推進政策を忖度して、国民の人権擁護の最後の砦としての役割を放棄しているのではないか、と心配している」など貴重なご意見をお聞きすることが出来ました。

私たち原発公害被害者は、「原発事故の責任は国にない」とした最高裁判決が今後正されることなく確定すれば、「原発公害被害者はこのまま見捨てられてしまうのではないか」、「再びどこかで原発事故が繰り返されるのではないか」という危機感をひしひしと感じています。

こうした中、国の責任を否定した「6・17 最高裁判決」を正すことを求める全国の市民の声の結集を目指す「ノーモア原発公害市民連絡

会」〔共同代表金平茂紀(ジャーナリスト)・関礼子(立教大学教授)・中野直樹(弁護士)・寺西俊一(一橋大学名誉教授、共同代表・事務局長)〕が、全国規模の市民運動に係る役員、法律問題関係者、環境学者、マスコミ関係者をはじめとした広範な有識者などの呼びかけで、昨年11月17日に結成されました。(詳しくは、同会のホームページ https://www.genpatsu-kogai.net/をご覧下さい。)

同会は、結成と同時に、「ノーモア原告公害!アッピール」を採択し、全国で原発問題に取り組む市民の方々と諸団体に対し、同封しました

- 第 1. 最高裁宛「6・17 最判を正すことを求める要請書」を広範な団体と市民一人ひとりの賛同を得て提出すること、
- 第 2.「ノーモア原発公害!アッピール」に賛同頂き、「市民連」の サポーターと賛同団体になっていただくこと、

などをお伝えし、共に取り組むことを呼びかけています。

「6・17 最判」の誤りを正すには、「6・17 最判」を厳しく批判し、改めて公正判決を求める広範な国民の声を最高裁に届ける以外ありません。

何かとお忙しい中、申し訳ありませんが、以上に係る資料やご返答用紙などを同封しておりますので、何卒目を通して頂きたくお願い申し上げます。

なお、皆様にこの手紙をお届けする私たち 3 名は、ジャーナリストの鎌田慧さんとともに「市民連」の顧問に推薦されていることを申し添え、いわき市民訴訟へのご支援と共に、「市民連」活動へのご理解とご参加をよろしくお願い申し上げます。

末尾になりましたが、平和と民主主義と人権を擁護する皆様の活動が厳しく問われる今年、皆様の団体の御活躍、前進を心から祈念いたします。

敬具

<追伸>

貴団体の賛同連名及び貴団体の活動に関係する個人の方々の賛同連名は、以下の当「ノーモア・フクシマいわき市民訴訟」原告団東京事務所事務局(担当:齋藤裕幸)宛返信頂くようお願い致します。

◆「ノーモア・フクシマいわき市民訴訟」原告団東京事務所 住 所:(〒160-0022) 東京都新宿区新宿 2-1-3

サニーシティ新宿御苑 10F

T E L : 03 - 3352 - 9475F A X : 03 - 3352 - 9476

メールアドレス: hirosite@outlook.jp



あの原発事故を防ぐことはできた! 東電だけでなく国にも責任があったことをご存じですか? 過去をうやむやにする国に未来はありません 被害者と次世代のために、いまこそ声をあげましょう

最高裁あて「要請書」への賛同連名のお願い

2024年3月

ノーモア原発公害市民連絡会 https://www.genpatsu-kogai.net 代表世話人 金平茂紀(ジャーナリスト) 関礼子(立教大学教授) 寺西俊一(一橋大学名誉教授) 中野直樹(弁護士)

元日に能登半島で巨大地震が起き、大きな被害が出ました。とっさに「志賀原発は大丈夫か」と不安になった方もいらっしゃるでしょう。国内には稼働中の原発もあり、いつ再び、福島第一原発事故のような惨事が起きても不思議ではありません。それなのに国が原発政策を推し進めている背景には、ある最高裁判決が絡んでいます。ポイントは次の4つです。

- ① 国は3・11のずっと前から巨大津波が来る可能性を知っていた
- ② 国は東電に対して「万が一にも」重大な事故が起きないように指導・命令する法的な責任がある のに何もせず、原発事故を引き起こしてしまった
- ③ ところが最高裁は 2022 年 6 月 17 日、国の責任を問わない判決を下した(6・17 判決)
- ④ それこそが原発推進を勢いづかせた元凶。各地の高裁では「6・17 コピペ判決」が相次ぎ、国の 責任が問われないままとなる恐れがある

この最高裁判決をただすため、私たちは昨秋、最高裁を相手とする市民連を立ちあげました。今回のお願いについての詳しい説明は2枚目にあります。3~4枚目は実際に最高裁に渡す「要請書」です。趣旨にご賛同いただける方は、以下のアドレスまたはQRコードから入力をお願いします。末尾の【賛同連名】欄に手書きのうえ、切り取って郵送していただいても構いません(郵送先:〒113-0033文京区本郷3丁目 43-14 グランドメゾン本郷三丁目 602 号室 小野寺協同法律事務所)。

個人用 https://forms.gle/BQCmvrhC1WetxSfB9

団体用 https://forms.gle/92j7feT2hxGehY6d6

回体用

・・・・・・・・・・・・(切り取って、郵送する / 場内スタッフに渡す)・・・・・・・・・・・・・

ノーモア原発公害市民連が最高裁に提出する「要請書」に賛同します(2024年 月 日)

【個人として】氏名

ご住所

【団体として】団体名

ご住所



なぜ最高裁あて「要請書」への 賛同をお願いするのか

最高裁。それはふだん、みなさまにとって遠い存在かもしれません。ただ、最高裁で下される判決 は私たちの生活に直接の影響を与えることもあり、国のあり方を変えることさえあります。なかでも 国策である原発をめぐる裁判は、日本の将来を左右しかねないものです。

福島での原発事故後、被害者の多くは東京電力だけでなく、国の責任も追及しています。なぜなら、取り返しのつかない被害をもたらす恐れのある原発については特別の法律があり、国に対しては安全確保に関する規制権限を定めています。それにもかかわらず国は、大震災の9年前から巨大津波の可能性を国の機関から知らされていたのに東電に対して何もしませんでした。あれは防げるはずの事故だったのです。実際、各地の地裁・高裁では、国の責任を認める判決がいくつも言い渡されています。

ところが、最高裁は 2022 年 6 月 17 日、国の責任を認めた 3 件の高裁判決をくつがえしました。たとえ国が規制権限を行使しても事故は防げなかった可能性があるとの理屈です。奇妙なことに、国の責任を考えるうえで当然検討すべき点は「スルー」しています。事故は予測できたのか、できたとすれば、どのような対策をとるように東電に命ずべきだったのか……といった重要な点を無視したのです。

この欠陥だらけの判決は、原発推進政策に「お墨付き」を与えました。岸田政権は「脱炭素社会への移行」の美名のもと、原発再稼働や老朽原発の延命に大きく舵を切りました。ALPS 処理汚染水の海洋放出も強行しました。これらは 6・17 判決を受けた流れです。

悪影響はそれだけではありません。6・17 後、最高裁の判決理由を「コピペ」したような判決が高裁で相次いでいます。これは次のような重大な問題をはらんでいます。

原発訴訟には損害賠償請求のほかに、運転差止を求める訴訟もあります。「原発は危険すぎる」と感じる市民にとって、裁判所は「最後の砦」です。しかし、もし最高裁が「原発事故に国の責任はない」とする判決をかたくなに守るなら、運転差止訴訟にとっても大きな障害となります。過去より将来のことを判断することがより難しいからです。過去のことを振り返って責任をとらせるべきかどうか判断しようとしない者に、将来起こるかもしれない出来事について責任をもって判断することはできません。

元日の能登半島地震はあらためて、この国が地震大国であることを見せつけました。原発はその上に立つガラス細工のような危うい施設です。二度と原発事故を繰り返さないためには、6・17 判決に代わる、正しい判決が欠かせません。みなさまのご理解とご協力を頂ければ幸いです。

最高裁判所 御中

要 請 書

令和 6 年 (2024年) 6月17日 (提出日)

ノーモア原発公害市民連絡会 (HP: 14.00s / www. genpa (Str Acyal 14.12) 代表世話人: 金平茂紀(ジャーナリスト)、関礼子(立教大学教授) 寺西俊一(一橋大学名誉教授)、中野直樹(弁護士)

第1 最高裁への要請

上告申立がされている福島第一原発事故国賠訴訟について、上告を受理してください。そして、国の責任を否定した第二小法廷の令和4年6月17日判決(以下「6.17判決」)を是正してください。

福島原発事故は、広範な地域の住民の健康・生命に危険を及ぼし、国土・海洋を汚染し地域社会を崩壊させてしまいました。私たちは、現在も放射性物質の拡散と健康被害の恐怖にさらされ続けています。本年1月1日、能登半島地震が発生し、志賀原発の敷地を震度5強の地震が襲い、原子炉を冷やすための電源設備等に重大な機能障害が発生しました。幸いにも今回、志賀原発は重大事故を免れましたが、稼働中だったらと思うと恐ろしくなりました。

第2 要請の理由

1 裁判所に求められている役割と責任

2011 (平成 23) 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発事故は、わが国始まって以来の甚大で深刻な被害をもたらし、その日に発令された「原子力緊急事態宣言」は今なお解除されていません。そのような状況下でなされる司法判断として、ぜひとも、原発の危険性の本質を踏まえた判断をしていただきたいと思います。そのために次のことを必ず考えてください。

原子力発電所に内在する危険性

原発では「止める」「冷やす」「閉じ込める」という安全3原則が守られなければなりません。たとえ、原子炉が緊急停止しても崩壊熱が発生し続けるために電気と水で原子炉を冷やし続けなければなりません。この冷やすことに失敗すると放射性物質を閉じ込めることができなくなります。

この事故が起きるまで、私たちは、「日本の原発は絶対安全だ」と言う電力会社やそれを 前提に国策として原発を進めてきた国が間違いなく原発を管理してくれるものと信じてい ました。だから、止めるだけでは足りず、まさか停電しただけで過酷事故になるとは思って もいませんでした。しかし、電力会社や電力会社を指導する立場にある人々はそのことを知 っていたはずで、外部電源は地震に弱く、非常用電源は津波に弱いことも分かっていたはず です。

原子力発電所に内在する危険性についての法規制

原発以外の多くの技術が運転を止めることによって、安全な方向に収束していくのに対し、原発は運転を止めるだけでは収束の方向に向かわず、冷やす、閉じ込めることを継続しないと破滅的な事故に至ることは、令和3年3月18日の水戸地裁判決も指摘しています。この原発特有の危険性があるからこそ、原子炉の安全規制については、原子力基本法、原子炉規制法等により、監督機関である保安院や経済産業大臣に特別かつ強力な規制権限が与えられているのだと思います。

伊方原発訴訟に関する最高裁判決も、原発に関する法規制は万が一にも重大な事故を起こさないようにするためのものであることを示しています。そして、そのように高い安全性を確保するためには、最新の科学的・専門技術的知見を踏まえること、不断に進歩・発展する科学技術水準へ即応することが要求されると明示しています。

最新の科学的知見である「長期評価」とそれを無視した東電と国

2002年、国の機関である地震調査研究推進本部が「長期評価」を公表しました。その「長期評価」は「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」で巨大津波地震が起きることを予測したものです。「長期評価」に基づく津波試算によると、福島第一原発の1階ないし地下にある非常用電源は津波により機能喪失することが客観的に明白だったのです。しかし、東電は対策を先延ばしし、監督権限をもつ国もそのことを放置したのです。

2 6.17 判決が法の解釈を怠ったことと判決の理由付けに説得力がないこと

原子力発電所が電源を失っただけで暴走し、とてつもない被害をもたらすということを 十分に踏まえると、その内在的な危険性が万が一にも現実のものとならないように、電力会 社やそれを指導する立場にある人々は最新の科学技術水準を用いて、何が何でも非常用電 源を津波から防がなければならないということになるはずです。その最新の科学技術水準 の中にどうして高裁で認められた「水密化の手法」が含まれないのか私たちには全く理解で きないのです。

また、6.17 判決は、原発に関する法令が保安院や経済産業大臣に特別の規制権限を与えている趣旨について解釈を示していません。電力会社やそれを指導すべき立場の人々がいわば通り一遍の事故防止義務を負うのか、それとも万が一の事故も許さないという高度の事故防止義務を負うのかは法令の解釈をしないと導けないはずです。その法令解釈という一番大事な裁判官の仕事、裁判官でなければできない仕事を放棄してしまっているのが6.17 判決だと思います。このことは三浦守裁判官の反対意見も厳しく指摘しています。

6.17 判決は、基本的な法令の解釈を怠った上に、伊方原発訴訟最高裁判決が示した道理 も、最大の争点である「長期評価」に基づく津波対策の必要性についても無視しています。

最高裁は法の支配の最終的な担い手です。6.17 判決にはそのような自覚や誇りがあるのでしょうか。司法を支える国民の信頼を回復するためには、最高裁判所が自ら裁判官の良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律に則って、6.17 判決を是正することが必要だと思います。

2011年3月、東京電力福島第一原子力発電所(以下、福島原発)の過酷事故が発生してからすでに丸12年以上の歳月が経過しています。あの日、津波に襲われ、助けを求めていた命を救助できないまま、町を出なくてはならなかった消防団員がいました。連絡のつかない家族が無事に避難できているよう祈りながら、住民の避難誘導をしていた役場職員がいました。避難中、「福島から来たから」という理由だけでトイレを借りることを拒まれた人もいました。次々にやってくる避難者への炊き出しを手伝っていた子供たちのうえにも、水や食料を求めてスーパーに並んだお母さんの腕の中で笑っていた赤ちゃんのうえにも、放射能が降り注ぎました。母乳から、浄水処理場から、下水処理場から、セシウムが検出され、農家の人は、丹精込めてつくった作物の出荷を規制され、春本番の作付けを諦めました。

あの日から 12 年余り。原発の再稼働が始まり、「グリーントランスフォーメーション」 (GX)(「脱炭素社会」への移行)の名の下に、「原発最大限利用」の関連法が国会を通過しました。また、事故サイトに溜まり続ける「ALPS 処理汚染水」の海洋放出も強行開始されました。そして、これらの動きにお墨付きを与える役割を果たしたのが、2022 年 6 月 17 日の最高裁判決でした。この判決は、国が規制権限を行使したとしても福島原発事故は避けられなかった、だから「国に責任はない」というものです。しかし、過去の責任の否定は、将来の義務の放棄を意味します。いま、この最高裁判決のもとで、「国策民営」の原発再推進へと大きく舵が切られています。あの過酷な原発事故の反省と教訓は、どこに活かされているのでしょうか。

- 1. 私たちは、きわめて深刻で多種多様な形での人権侵害と環境破壊をもたらしている原発 公害を再び引き起こさせないために、とくに最高裁に対し、過酷事故をもたらした国の 責任を否定する不当判決を根本的に是正することを強く求めます。
- 2. また、日本政府に対しては、福島原発事故に伴う深刻な人権侵害と環境破壊がなお続いているという実態を踏まえ、すべての被害の全面救済と原状回復を最優先した取り組みを進めていくことを強く求めます。
- 3. さらに、新たな原発公害を拡大させる「ALPS 処理汚染水」の海洋放出を中止し代替案を 検討すること、および、老朽原発の再稼働を即時に停止することを強く求めます。

私たちは、ここに「ノーモア原発公害!アピール」を発出し、原発公害や核災害の脅威と不安にさらされない社会をめざした独自な市民運動を立ち上げていきます。より良い未来に向け、多くの皆さまが本アピールとこれにもとづく取り組みにご賛同のうえ、さまざまなご協力・ご支援等を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2023年11月1日

「ノーモア原発公害市民連絡会」の規約

- 第1条(名称): 本会は、ノーモア原発公害市民連絡会(Citizens Network for No More Nuclear Disasters) と称する。本会の発足年月日を 2023 年 11 月 17 日とする。
- 第2条(事務所):本会の事務所は、東京都文京区本郷3丁目43-14 グランドメゾン本郷三 丁目602号室小野寺協同法律事務所に置く。
- 第3条(目的):本会は、幅広く多様な専門家や研究者等を含む市民層による独自なネットワークを構築し、福島原発事故被害の全面救済を求め、さらには、将来世代のために原発公害や核災害の不安と脅威にさらされない社会実現を目指すことを目的とする。
- 第4条(活動):本会は、前条の目的を達成するために、次のような諸活動を行う。
 - (1) 市民公開のシンポジウムやセミナー等の開催
 - (2) 各種の市民学習会等への講師派遣
 - (3) 目的を同じくする諸活動との幅広い協力・連携の推進
 - (4) 原発公害に関連する各種訴訟活動への連帯
 - (5) 原発公害に関する意見表明等の発出・公表
 - (6) 政府・地方自治体・最高裁等への各種要請活動
 - (7) 各種出版物等の編集・刊行、インターネット等による情報発信
 - (8) その他本会の目的を達成するために必要な諸活動
- 第 5 条(サポーター):本会の主旨に賛同するすべての市民は、本会の活動を支援するためのサポーターとなることができる。サポーターは、随時、企画の準備、行事への参加又は活動支援費(一口 1000 円)の寄付等によって、本会の活動を支援する。
- 第6条(賛助団体):本会の主旨に賛同し、この諸活動を援助・支援しようとする団体は、本会の世話人事務局の承認を得て、賛助団体となることができる。この賛助団体には、一口5000円(複数口歓迎)の支援金をお願いする。
- 第7条(世話人会・代表世話人・相談役・世話人事務局):本会の諸活動を推進していくために世話人会を設置し、世話人代表(複数)を選出する。また、本会への助言等を行う相談役(複数)を置く。上記の世話人会、世話人代表、世話人事務局、相談役の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 第8条(監事):本会に、会計および会務執行の状況を監査するため、監事を置く。この監事 の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 第9条(本規約の変更):この規約は、世話人会での議を経て、随時、変更することができる ものとする。

2023年11月17日:本規約の承認。

「ノーモア原発公害市民連絡会」役員名簿

<代表世話人>

金平 茂紀(ジャーナリスト)

関 礼子(立教大学教授/環境社会学)

中野 直樹(弁護士)

寺西 俊一(一橋大学 名誉教授/環境経済学)[世話人事務局担当]

<相談役>

伊東 達也(原発問題住民運動全国連絡センター代表委員)

小野寺利孝(福島原発被害弁護団・津島原発訴訟弁護団)

鈴木 堯博 (元日本弁護士連合会公害対策委員会委員長)

<世話人>

礒野弥生(東京経済大学名誉教授/環境法学・行政法学)、大坂恵里(東洋大学教授/環境法学・民法学)、大島堅一(龍谷大学教授/環境エネルギー政策学)、下山憲治(早稲田大学教授/行政法学)、長島光一(帝京大学専任講師/民事訴訟法学)、吉村良一(立命館大学名誉教授/民法学)、磯村健太郎(ジャーナリスト)、大森正之(明治大学政治経済学部/環境経済学)、川杉元延(下町人間の会理事長)、菅波完(高木仁三郎市民科学基金事務局長)宮腰直子(福島原発被害弁護団)、山田大輔(福島原発被害弁護団)、井原聡(東北大学名誉教授/科学史・技術史)、立石雅昭(新潟大学名誉教授/地質学)

<発起人>

伊東達也(原発問題住民運動全国連絡センター代表委員)、礒野弥生(東京経済大学名誉教授/環境法学・行政法学)、磯村健太郎(ジ ャーナリスト)、井原聡(東北大学名誉教授/科学史・技術史)、大坂恵里(東洋大学教授/環境法学・民法学)、大島堅一(龍谷大学教 授/環境エネルギー政策学)、大森正之(明治大学政治経済学部/環境経済学)、大山勇一(日本民主法律家協会事務局長)、小田川義和 (全国革新懇代表世話人)、小野寺利孝(福島原発被害弁護団・津島原発訴訟弁護団)、海渡雄一(元日本弁護士連合会事務総長)、鎌田慧 (ルポライター)、河合弘之 (脱原発弁護団全国連絡会共同代表)、川杉元延 (下町人間の会理事長)、岸本啓介 (全日本民主医療機関連 合会事務局長)、木村結(東電株主代表訴訟原告団代表)、窪田亜矢(東北大学大学院工学研究科教授)、國分富夫(原発事故被害者相双 の会)、後藤政志(元東芝・原発設計技術者)、坂本充孝(東京新聞編集委員)、笹山尚人(福島原発被害弁護団)、佐高信(評論家)、下 山憲治(早稲田大学教授/行政法学)、白井劍(元全国公害弁護団連絡会議幹事長)、菅波完(高木仁三郎市民科学基金事務局長)、鈴木 堯博(元日本弁護士連合会公害対策委員会委員長)、角田季代子(建設交運一般労働組合中央執行委員長)、関礼子(立教大学教授/環 境社会学)、立石雅昭(新潟大学名蓋教授/地質学)、丹治杉江(ヒロシマ ナガサキ ビキニ フクシマ「伝言館」事務局長)、寺西俊一 (一橋大学名誉教授/環境経済学)、長島光一(帝京大学専任講師/民事訴訟法学)、永田浩三(武蔵大学社会学部教授/メディア社会 学)、橋本良仁(公共事業改革市民会議代表)、長谷川公一(東北大学名誉教授/環境社会学)、伴英幸(原子力資料情報室共同代表)、平 松真二郎(福島原発被害弁護団)、藤村記一郎(作曲家)、藤本泰成(原水爆禁止日本国民会議 共同議長)、冬木勝仁(宮城県生協連会長 理事)、満田夏花(国際環境 NGO Friend of Earth Japan 事務局長)、宮腰直子(福島原発被害弁護団)、持田繁義(原発問題住民運動 全国連絡センター筆頭代表委員)、安井正和(原水爆禁止日本協議会事務局長)、山田大輔(福島原発被害弁護団)、除本理史(大阪公立 大学教授/環境経済・政策学)、吉村 良一(立命館大学名誉教授/民法学)

<特別賛同人>

青木秀樹 (元日本弁護士連合会公害環境委員会委員長)、浅岡恵美 (弁護士/気候ネットワーク理事長)、浅子薫衣 (医師)、葦名ゆき (弁 護士/元相馬ひまわり基金法律事務所初代所長)、淡路剛久(立教大学名誉教授/民法学・環境法学)、飯田哲也(環境エネルギー政策 研究所所長)、石田直道(全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団事務局長)、池内了(名古屋大学名誉教授/天文学・宇宙物理学)、石山久 男(子どもと教科書全国ネット 21 代表委員/近現代史・歴史教育)、伊藤真(伊藤塾塾長・弁護士・法学館憲法研究所所長)、岩田研二 郎(弁護士/自由法曹団団長)、牛山積(早稲田大学名誉教授/民法学)、海老名香葉子(エッセイスト)、大川真郎(元日本弁護士連合 会事務総長)、金平茂紀(ジャーナリスト)、岸本紘男(原発被害者訴訟支援全国ネットワーク)、木村真三(独協大学医科大学准教授/ 放射線衛生学)、久保井一匡(元日本弁護士連合会会長)、黒川眞一(加速器研究機構(KEK)名誉教授)、古賀茂明(政治経済評論家)、 小島延夫(元日本弁護士連合会公害環境委員会委員長)、今野順夫(福島大学名蓋教授/労働法学)、齋藤とも子(俳優/社会福祉士・ 介護福祉士)、佐々木寛(新潟国際情報大学教授/政治学・平和学)、清水謙一(建設アスベスト全国連絡会事務局長)、鈴木達治郎(長 崎大学教授/原子力工学)、鈴木浩(福島大学名誉教授/建築学)、関島保雄(全国公害弁護団連絡会議代表委員)、中下裕子(元日本弁 護士連合会公害環境委員会委員長)、中島晃(全国公害弁護団連絡会議代表委員)、中杉喜代司(全国公害弁護団連絡会議代表委員)、仲 築間卓蔵(民放関東シニアの会会長/マスコミ九条の会呼びかけ人)、新倉修(日本民主法律家協会理事長)、西村隆雄(全国公害弁護 団連絡会議代表委員)、妻波俊一郎(元日本弁護士連合会公害環境委員会委員長)、寺井一弘(元日本弁護士連合会事務総長・元日本司 法支援センター(法テラス)理事長)、晴山一穂(福島大学名誉教授・専修大学名誉教授/行政法学)、樋口英明(元福井地方裁判所判事 部総括判事)、藤原猛爾(元日本弁護士連合会公害環境委員会委員長)、堀野紀(元日本弁護士連合会事務総長)、馬奈木昭雄(全国公害 弁護団連絡会議代表委員)、水野武夫(元日本弁護士連合会公害環境委員会委員長)、三原由起子(歌人)、宮本憲一(大阪市立大学名誉 教授/経済学・財政学)、明賀英樹(元日本弁護士連合会事務総長)、武藤類子(原発事故被害者団体連絡会代表)、村松昭夫(全国公害 弁護団連絡会議代表委員)、山口栄二(ジャーナリスト)、山本英司(元日本弁護士連合会公害環境委員会委員長)、吉川方章(原発訴訟 支援首都圏連代表世話人)、吉田千亜(フリーライター)、吉野高幸(全国公害弁護団連絡会議代表委員)、米倉明(東京大学名誉教授/民 法学)、渡辺一枝(作家)

「団体署名」

発行: ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団・弁護団

昨年は第三小法廷に 5,294 団体分の署名を提出

「原発事故は国の責任です」個人署名は 15,574 筆を提出

2023.9.15「団体署名」2,311 団体分を提出

発言者:伊東達也/原告団長、菅家新/事務局次長 寺西俊一/日本環境会議理事長、村田弘/原訴連共同代表 木下興/全日本民医連事務局次長



2023.10.17「団体署名」1,696 団体分を提出

発言者:伊東達也/原告団長、齋藤裕幸/東京事務所事務局長 鳴下祐也/福島原発被害訴訟原告団長 福島敦子/原発賠償京都訴訟原告団共同代表 工廳芳弘/東京地評副議長



2023.11.17「団体署名」719 団体分を提出 「個人署名」9,871 筆を提出

発言者:阿部節子/原告団事務局、岸本紘男/原発被害者訴訟支援全国ネットワーク事務局長 岡本早苗/だまっちゃおれん!原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜原告団長、中野直樹/弁護団、小野寺利孝/弁護団

2023.12.15「団体署名」568 団体分を提出(最高裁西門で提出) 「個人署名」5,703 筆を提出(含 生業訴訟集約分4,677 筆)







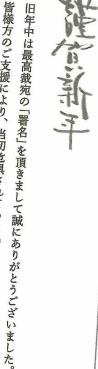


現在の到達点 5315





二〇二四年 元旦



単独で「上告棄却」「上告申立不受理決定」といった不当な判断をさせない

皆様方のご支援により、当初危惧されていた「いわき市民訴訟」のみを



PFAS血中濃度分析装置導入のための

募金のお願い

全国各地で、有機フッ素化合物・PFAS(ピーファス)による汚染が明ら かになっています。PFASは、泡消火剤や精密機器の製造に用いられる 物質で、分解されにくく、長く環境中に残り、土壌や地下水を汚染し、人体 にも蓄積されます。昨年12月に、WHOの国際がん研究所 (IARC) は、 PFASの一種であるPFOAを「発がん性がある」物質に分類しました。

募集期間

2024年9月末まで

目標額

1億4千万円



PFAS血中濃度分析装置

一般財団法人東京保健会

人への影響を明らかにするためには、血中濃度分析が必要ですが、 国内で実施できる検査機関はほとんどありません。

こうした中で、検査体制を確立するために、東京民医連加盟事業所 の東京保健会・病体生理研究所でPFASm中濃度の分析装置を導入 し、2024年4月からの検査開始をめざしています。設備投資には1億4 千万円が必要です。ぜひ、募金へのご協力をお願いします。

京都大学名誉教授

病体生理研究所 環境発がん研究センター長 小泉昭夫さんからの 期待の声

血液濃度分析で個人の体内蓄積量を正しく評価

PFAS汚染は水道水、食品、大気など多様な経路から体内に侵入します。 PFASの健康影響を判断するためには、体内のPFAS蓄積量を知ることが基本 となり、血中濃度は、体内蓄積量に比例するため測定が欠かせません。今回 導入する機器は、米国で測定が推奨されているPFOS、PFOAを含む7種の PFASの血中濃度を米国標準法に基づき測定できる予定です。測定により PFASを正しく恐れることができます。





※水質汚染が明らかになった地域毎に血液検査を実施 していく計画です。検査実施数に限界があるため、募金 に協力していただいた方、全員の検査ができないこと につきまして、あらかじめご理解をお願いします。

HPについて

詳しくは東京民医連PFAS 特設ページをご覧ください



直接お振り込みいただく場合は団体一口5000円、個人一口1000円でお願いします。

募金振込先: みずほ銀行池袋西口支店 普通0028025 名義 東京民医連(トウキヨウミンイレン)

最寄りの民医連事業所で受付できる場合があります。お問い合わせください。

問い合わせ

東京民主医療機関連合会PFAS対策プロジェクト担当:事務局次長 山根 TEL: 03-5978-2741 E-mail: pf35@tokyominiren.gr.jp





民医連 PFAS対策PJニュースNo.2

4月5日に緊急PFAS学習会をオンライン開催し、60アクセス(団体参加 含)+現地の病体生理研究所にも20人が集まりました。

PFAS問題の第一人者、京都大学名誉教授小泉昭夫先生から、

最新情報を交えながらご講演いただきました。

【感想から抜粋】

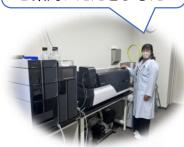
- ・PFASとは?だけでなく多面的に話されていて民 医連が取り組むべき意義がよくわかった。
- ・学習に参加して募金しようと思った。
- ・学習会を広げようと思った。
- ・横田基地近隣に実家があり、昔は祖母の畑で採れた 野菜も食べていたので心配。などなど



今回の学習会を小泉先生のご厚意で 録画させていただきました。多くの 方に視聴いただけるよう法人・事業 所にお送りしております。 学習会開催にあたり資料や講師依頼 などございましたら 東京民医連にご相談ください。 募金のチラシ在庫ございます。

4月18日現在の募金途中報告 ¥5,704,000 ¥140,000,000

病体牛理研究所 副所長 五十嵐さんに ご案内いただきました!





血中濃度分析装置を見学!!

とてもクリーンな環境に設置されていました。検査に必 要な備品はすべてPFASフリーであること、水も通常の 臨床検査で使用されている純水ではなく超純水を使用す る、人の手で作業の時は専用BOX内にて作業し、排気は ダクトを通して屋上へ繋がっていて検査担当者がPFAS を体内に吸い込まないような仕組みになっているそうで す。検査で出た廃棄物は専用の産業廃棄物業者に回収さ れ適切に処理されます。1日40件検査ができるそうです。



最新検査機器 血中濃度分析装置での検査前段階まで この機械で行うそうです 機械の素早い動きに目が奪われました



東京民医連PFAS対策プロジェクト

問い合わせ先:事務局次長 山根 浩メール: 3/d s@tokyominiren.gr.jp TEL: 03-5978-2741

「第14回国連高齢化に関するオープンエンド作業部会」への 東京高齢期運動連絡会の代表派遣の募金にご協力下さい

「第14回国連高齢化に関するオープンエンド作業部会」に東京高齢期運動連絡会を代表して事務局長の菅谷正見氏を派遣します。5月19日に出発し、26日に帰国します。派遣のための募金に是非ご協力下さい。

今回の中心的な論議課題は高齢者の人権保護を強化する目的で「アクセシビリティ、インフラ、居住地(交通、住宅、アクセス)と「公共生活と意思決定プロセスへの参加」を集中的に論議することになります。子どもの権利、婦人の権利、障害者の権利は国連で論議され、とりくみが進んでいます。しかし、高齢者の権利については道半ばです。国連での論議を進め、高齢者の人権をめぐる状況が改善することが課題になっています。

高齢者が希望をもって暮らせる社会は、だれもが安心して暮らせる社会です。日本では人権を軽視する政治のもとで高齢化の進展にともなって高齢者が追い詰められています。

日本の高齢者の現状を直視し、その歴史を見据えるとともに、世界の状況と比較し、世界の論議から学び、日本の状況を報告して評価を受け、運動の前進に活かすことは大きな意義があります。

日本において高齢期要求の実現をめざす運動を前進させるためにも持続的に国際会議に代表を派遣し、国際的な人権論議から学ぶこと、そして国際会議に日本の実践を持ち寄ることが求められています。

派遣には、およそ60万円必要です。組織として、或いは個人として、派遣カンパにご協力いただきますようお願い申し上げます。

2024年4月11日

東京高齡期運動連絡会 会長 千野 律子 日本高齡期運動連絡会 代表委員 吉岡尚志

* 振込先・ゆうちょ銀行

(口座記号・番号)00160-4-357421(口座名)東京高齢期運動連絡会「派遣募金」と記入お願いします。

* 募金用封筒が必要な場合はご連絡ください

東京高齡期運動連絡会

tokyo.koureiki@gmail.com 〒170-0005 豊島区南大塚 3-1-12 生方ビル4階 TEL: 03-5956-8781 FAX: 03-5956-8782

多摩地域に もっと 身近な保健所を 学習・交流のつどい

- ▶保健所の大切なやくわり
- ▶私たちの要求・市町村の願い
- ▶小池都政は保健所をどうするつもり?
- ▶運動を広げ、交流し、再び都知事要請へ



5月9日(木)

18:30~

北多摩西教育会館

3F 大会議室 資料代300円

主催 多摩地域の保健所増設を求める会呼びかけ人

窪田 之喜(三多摩健康友の会 会長)

杉井 静子(ひめしゃら法律事務所 所長)

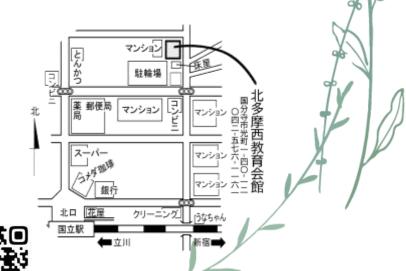
中山 和人(コロナ対策三鷹市民連絡会 事務局長)

連絡先:連絡は、メールまたはFAXで

メール: hokenjo.santama@gmail.com

FAX:050-3728-4364

会ホームページ →



RR

36

子ども・子育て支援金制度における 給付と拠出の試算について

令和6年3月29日 こども家庭庁 支援金制度等準備室

こども未来戦略 「加速化プラン」 施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ(「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環)
- ✓ 三位一体の労働市場改革(リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化)
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上(同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化)

児童手当の拡充

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長 すべてのこどもの育ちを支える 基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

	支給金額	3歳未満	3歳~高校生年代
第1	子•第2子	月額1万5千円	月額1万円
第	3子以降		多子加算のカウント方法 を見直し

3人の子がいる家庭では、 総額で最大400元増の1100元円

妊娠・出産時からの支援強化

- ✓ 出産・子育て応援交付金
- 10元相当の経済的支援
- ①妊娠届出時(5兩相当)
- ②出生届出時(5m相当×こどもの数)
- ✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた 支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産育児一時金の引き上げ

出産等の経済的負担の軽減

50万円に

「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 出産費用の保険適用の検討 2

2026年度を目途に検

子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等 今後10年間で計30万戸

✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%(5年間)の引下げ

高等教育(大学等)

大学等の高等教育費の 負担軽減を拡充

- ✓給付型奨学金等を世帯年収約600 万円までの多子世帯、理工農系に 拡充
- ✓ 多子世帯の学生等については 授業料等を無償化 2025年度から実施
- ✓貸与型奨学金の月々の返還額を 減額できる制度の収入要件等を緩和
- ✓修士段階の授業料後払い制度の導入

2 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

✓ 保育所:量の拡大から質の向上へ 4.5歳児は2024年

- 76年ぶりの配置改善: (4・5歳児)30対1→25対1(1歳児)6対1→5対1
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 024年度から常勤職員
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
 - 児童扶養手当の拡充

補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

男性の

(2030年) **85%**へ大幅引き上げ(2030年)

育休を取りやすい職場に

→ 男性育休を当たり前に

※2022年度:17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
 - 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進する

ため給付率を手取り10割相当に

2024年1月から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

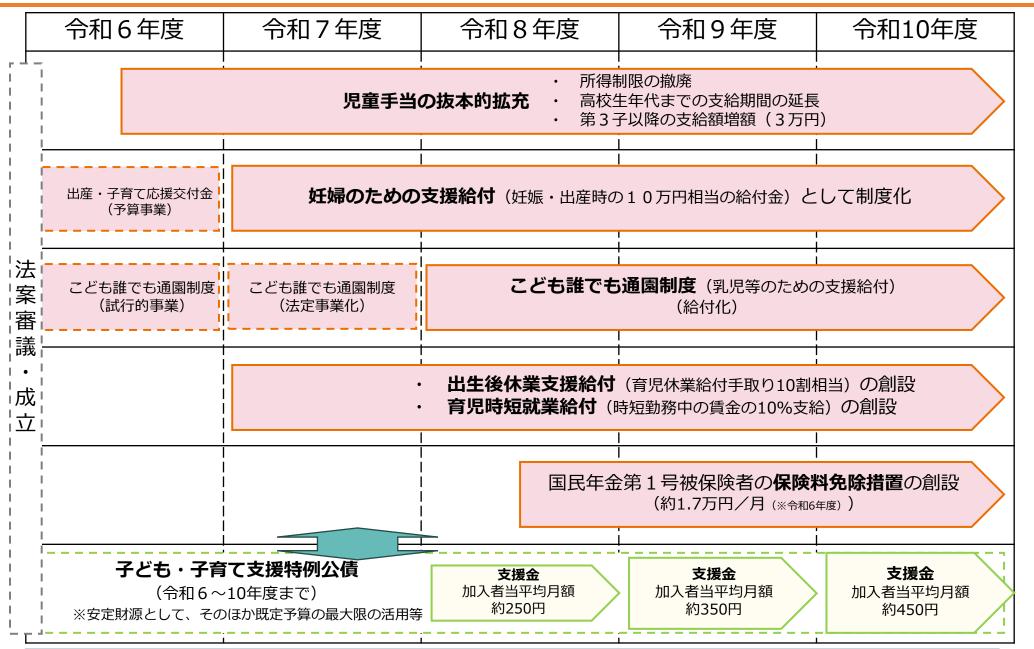
- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
 - するための措置 ・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

✓ 時短勤務時の新たな給付

→ 利用しやすい柔軟な制度へ

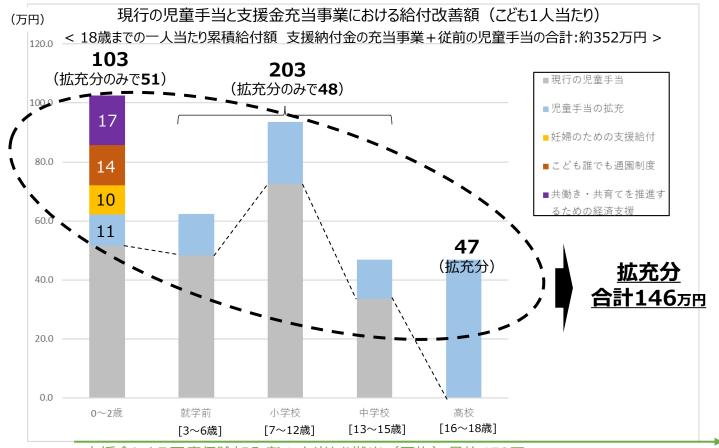
注)上記項目のうち、法律改正が必要な事項は、所要の法案を本通常国会に提出。

加速化プランの実施に向けたスケジュール(支援金制度関係)



支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額(高校生年代までの合計)

- 子ども・子育て支援金制度の創設による<u>こども一人当たりの給付改善額(高校生年代までの合計)は約146万円</u>。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。
 - ※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業(児童手当(今般の拡充分に限る)、妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金の制度化)、こども誰でも通園制度、 共働き・共育てを推進するための経済支援)について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。
 - ※「加速化プラン」(総額3.6兆円)の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



支援金による医療保険加入者1人当たり拠出(平均)月約450円(※19年間の単純合計は約10万円)

- ※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額(令和10年度所要額(見込)を基とした対象年齢ごとの単純平均額)を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。
- ※共働き・共育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。
- ※児童手当については拡充分(所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額)を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。こども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円(令和10年度)をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額(総額約1.5兆円)をベースに試算。

子ども・子育て支援金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額)

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	th.	ロ入者一人当たり支援	金額	(参考)加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績)	(参考)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)	(②)	1)/2
全制度平均	250円	350ฅ	450ฅ	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考)被保険者一人当たり 450円	400円 (参考)被保険者一人当たり 600円	500円 (参考)被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考)被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考)被保険者一人当たり 400円	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考)被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考)被保険者一人当たり 500円	400円 ((参考)被保険者一人当たり 700円	500円 ((参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考)被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
 共済組合	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 750円	600円 (参考)被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考)被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- (注3)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
- (注4)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。
- (注5)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳~)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40~64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込 5額)

支援納付金の総額 (充当事業の予算額として毎年度決定) 個人・事業主拠出の総額1兆円+公費(※)の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合(公務員)の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者 【8.3%】※R10見込み。 (法定)

後期高齢者以外【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた 低所得者への負担軽減あり)

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

被用者保険間

国保 [23%] 被用者保険 [68%]

7,400万人

3,000億円程度

2,500万人

(現行制度に準じた公費投入 及び低所得者への負担軽減あり)

総報酬により按分

3,800万人 協会けんぽ [30%]

2,700万人

940万人

健保組合 [28%]

共済 組合等 [10%]

3,900億円程度

3,700億円程度

1,300億円程度

事業主が0.4兆円程度を拠出

(労 使 折 半)

42

(共済組合(公務 員) の事業主負担 分は公費)

【声明】社会保障費の大幅削減と、医療保険の目的を逸脱する支援金、将来世代につけを回す「こども特例公債」など、国民負担増による子育て支援財源を盛り込んだ「子ども・子育て支援法改正案」の廃案を求める

2024年4月19日 中央社会保障推進協議会

岸田政権は 2 月 16 日、児童手当や育児休業給付の拡充などを盛り込んだ「子ども・子育て支援法」などの改正案を閣議決定し、4 月 2 日の衆議院本会議で法案が審議入りし、4 月 18 日の衆議院特別委員会で可決された。その財源は国と地方をあわせて年間 3.6 兆円規模の予算で、①社会保障の歳出改革、②社会保険料に上乗せする「支援金制度」、③つなぎとして「こども特例公債」の発行が主な財源となっている。本来「子ども・子育て支援」を具体化する財源は全額公費で賄うものであり、子育て支援を理由にした新たな国民負担増は許されない。

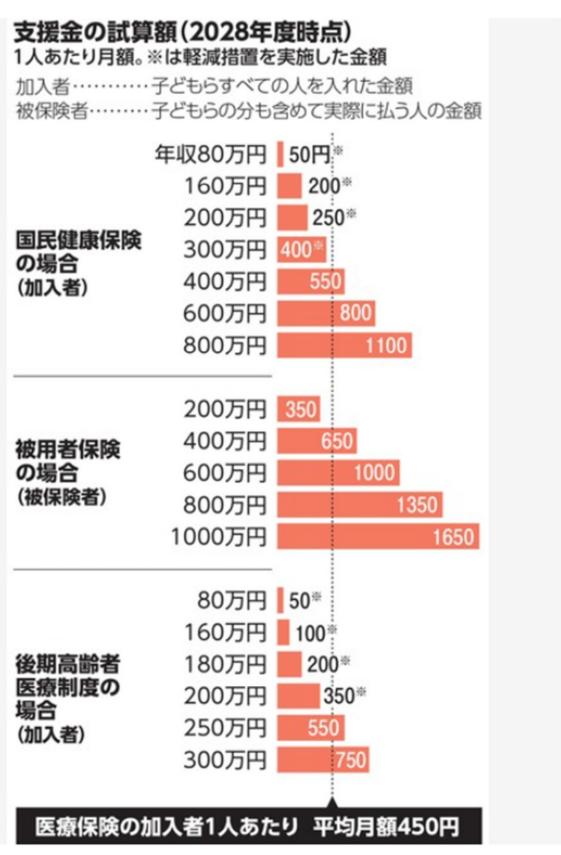
歳出改革の中心は社会保障費の大幅削減である。全世代型社会保障改革の名のもとに、医療・介護など 社会保障費の削減と国民負担増(患者負担増・利用料の引き上げ)がターゲットになっていることは、社 会保障改革をめぐるこれまでの議論で明らかである。すでに国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保 険の現状を見れば、相次ぐ保険料負担や窓口負担、利用料負担の引き上げにより、医療や介護が受けられ ない事態が広がっており、これ以上の社会保障費の削減と患者負担増に国民は耐えられない。

法案では、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定と、労働保険特別会計の雇用勘定を統合し「子ども・子育て支援特別会計」を 2025 年度に創設し、医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金制度」を 2026 年度に創設するとしている。社会保険料に上乗せする「支援金制度」は、被用者保険の年収 200 万円で月額一人 350 円、年収 400 万円で月額 650 円、年収 800 万円で月額 1350 円と試算され、国民健康保険は世帯によりその 2 倍以上の負担額になることが予測される。後期高齢者は年収 250 万円で月額 550 円、年収 300 万円で月額 750 円と試算され、支援金は年々引き上げられる。これは形を変えた新たな大増税に他ならない。

そもそも医療保険の保険料を少子化対策に使うことは、疾病・障害・老齢など健康リスク発生への備えである医療保険の目的を逸脱するものである。社会保険制度の原則を踏み外す「支援金制度」の導入は許されない。また、その支援金を保険者が拠出金として「こども金庫」に納付する財源確保は制度の妥当性を欠いたものである。つなぎとして「こども特例公債」を発行するとしているが、すでに日本の国債残高は 2023 年度末には 1068 兆円に達しており、将来世代につけを回すことに他ならない。

防衛費は際限なく増大させる一方で、社会保障費は「少子化対策」を口実に国民に負担増と給付削減を押し付けることは許されない。防衛費の前年比増分だけでも 1.1 兆円にのぼる。今こそ防衛費の拡大ではなく、社会保障費の拡充に踏み出すべきである。以上のことから、日本の社会保障制度の改善を目指す団体として、社会保障費の大幅削減と、社会保険の目的を逸脱する支援金、将来世代につけを回す「こども特例公債」など、国民負担増による子育て支援財源を盛り込んだ、「子ども・子育て支援法改正案」については廃案を求める立場を表明するものである。

以上



子ども家庭庁の試算 4/18 付 朝日新聞より

子ども家庭庁が試算した少子化対策のための拠出金

こども家庭庁がまとめた少子化対策の財源確保のため拠出金額の試算では、「支援金制度」は公的医療保険を通じて集め、2028 年度には年収 600 万円の人で月額およそ 1,000円、年収 1,000 万円の人でおよそ 1,650円になるとした。初年度となる 2026 年度は 6,000億円、2027年度は 8,000億円、制度が確立する 2028年度以降は 1 兆円を集める計画

2026 年度(初年度)には

年収 200万円では、月額およそ 200円年収 400万円では、月額およそ 400円年収 600万円では、月額およそ 600円年収 800万円では、月額およそ 800円年収 1,000万円では、月額およそ 1,000円

2027 年度には

年収 200万円では、月額およそ 250円年収 400万円では、月額およそ 550円年収 600万円では、月額およそ 800円年収 800万円では、月額およそ 1,050円年収 1,000万円では、月額およそ 1,350円

2028 年度には

年収 200万円では、月額およそ 350円年収 400万円では、月額およそ 650円年収 600万円では、月額およそ 1,000円年収 800万円では、月額およそ 1,350円年収 1,000万円では、月額およそ 1,650円

2024年度自治体別 国保料(税)率 調査

					1	// UB-1-4					TI PAPA	<u> </u>	· 1 1 \ 10		ᅃ				
		医療	奈分			後期高齢	令支援分			介護	給付分			限度額			2024年度		
自治体名		限度額	65万円			限度額	24万円			限度額	17万円			12/200					
日川平石	所得割	資産割	平等割	均等割	所得割	資産割	平等割	均等割	所得割	資産割	平等割	均等割	医療	後期	介護	/± L\$	12 × EP +	コナナル	/##. +/
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(万円)	値上げ	据え置き	引き下げ	備考
千代田区	7. 63			45, 400	2. 74			15, 000	1. 64			16, 200	65	24	17	0			
中央区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 26			16, 500	65	24	17	0			
港区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
新宿区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 16			16, 500	65	24	17	0			
文京区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 14			16, 500	65	24	17	0			
台東区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 19			16, 500	65	24	17	0			
墨田区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
江東区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 31			16, 500	65	24	17	0			
品川区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
目黒区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 20			16, 500	65	24	17	0			
大田区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
世田谷区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
渋谷区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
中野区	8. 23			46, 200	2. 88			15, 900	2. 13			18, 000	65	24	17	0			
杉並区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 20			16, 500	65	24	17	0			
豊島区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
北区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 28			16, 500	65	24	17	0			
荒川区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 01			16, 500	65	24	17	0			
板橋区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 28			16, 500	65	24	17	0			
練馬区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
足立区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
葛飾区	8. 69			49, 100	2. 80			16, 500	2. 36			16, 500	65	24	17	0			
江戸川区	9. 40			51, 600	3. 15			17, 400	2. 63			18, 000	65	24	17	0			
八王子市	7. 73			46, 500	2. 83			16, 600	2. 28			16, 700	65	24	17	0			
立川市	6. 58			32, 100	2. 24			11, 700	1. 69			14, 500	63	21	16		0		
武蔵野市	5. 62			31, 000	1. 95			11, 300	1. 65			13, 600	65	22	17	0			
三鷹市	5. 70			29, 000	2. 20			11, 800	1. 60			13, 400	65	24	17	0			
青梅市	6. 25			33, 000	2. 07			12, 000	1. 95			13, 100	65	24	17	0			
府中市	5. 05			23, 720	1. 64			7, 440	1. 64			9, 840	65	22	17	0			
昭島市	5. 60			27, 500	2. 25			11, 500	1. 70			14, 500	65	22	17		0		
調布市	5. 52			29, 000	1. 98			10, 300	1. 75			12, 000	65	22	17		0		
町田市	6. 61			38, 900	2. 22			12, 900	2. 00			15, 000	65	24	17	0			

2024年度自治体別 国保料(税)率 調査

接触性 接換性 接換						T						יון אין בוי			• •	메묘	<u> </u>			
日治体と 一根 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			医療				後期高的	齡支援分			介護	給付分			限度額			2024年度		
所得的 함호함 기독하	白込仕々		限度額	65万円			限度額	24万円			限度額	17万円			风及映			202111		
(%) (%) (付) (付) (%) (%) (付) (付) (%) (%) (付) (付) (%) (%) (付) (付) (付) (付) (付) (付) (付) (付) (付) (付	日/日	所得割	資産割	平等割	均等割	所得割	資産割	平等割	均等割	所得割	資産割	平等割	均等割	医療	後期	介護	/ + 1 . 1°		71 2 - 10	/ ** **/
小平市 6.01 27,000 2.29 12,900 1.85 15,900 65 22 17 ○ □ □野市 5.60 32,400 1.90 11,400 1.90 14,100 65 22 17 ○ □ □野市 5.60 32,400 1.90 11,400 1.90 14,100 65 22 17 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(万円)	値上け	据え直さ	引き下げ	備考
日野市 5 .60 32.400 1.90 11.400 1.90 14.100 65 22 17 ○ 日かけ 5 .60 2.00 1.98 12.000 1.84 14.100 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.88 12.000 1.85 11.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.80 10.000 1.85 11.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.98 12.000 1.85 11.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.98 12.000 1.85 11.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.97 11.300 1.84 13.600 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.97 11.300 1.84 13.600 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.97 11.300 1.84 13.600 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.97 11.300 1.84 13.600 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.97 11.300 1.84 13.600 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.97 11.300 1.94 14.400 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.83 13.000 1.94 14.400 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.83 13.000 1.94 14.400 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 2.000 1.83 12.500 1.94 14.400 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.76 13.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.76 13.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.76 13.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.76 13.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.76 13.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.76 13.000 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 12.500 1.70 13.500 65 24 17 ○ 日かけ 5 .50 35.200 1.83 13.00 35 24 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35	小金井市	6.04			26, 000	2. 05			13, 000	2. 00			15, 000	65	24	17		0		
東村山市 6.70	小平市	6. 01			27, 000	2. 29			12, 900	1. 85			15, 900	65	22	17	0			
国立市 5.50 20,000 1.98 12,000 1.84 14,000 65 22 17 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	日野市	5. 60			32, 400	1. 90			11, 400	1. 90			14, 100	65	22	17		0		
団立市 5.50	東村山市	6. 70			40, 800	2. 25			13, 500	2. 15			16, 000	65	24	17	0			
福生市 5.39	国分寺市	6.00			28, 000	1. 98			12, 000	1. 84			14, 000	65	22	17	0			
独江市 5.65 27,900 1.97 11,300 1.84 13.600 65 24 17 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	国立市	5. 50			20,000	1.80			10,000	1. 85			11, 000	65	24	17		0		
東大和市 7、42 37、20 2.50 12、300 2.45 14、100 65 24 17 〇 清瀬市 5.92 28,000 2.01 10,000 1,90 13,000 65 24 17 〇 東久留米市 5.81 35,900 2.18 13,200 1.94 14,400 65 24 17 〇 多摩市 5.81 35,200 1.83 12,500 1.76 133,000 65 24 17 〇 多摩市 5.81 29,300 1.89 12,000 1.68 12,200 65 24 17 〇 稲城市 5.73 37,200 1.39 9,400 2.19 13,100 65 24 17 〇 羽村市 6.42 27,300 2.33 11,200 2.15 13,100 65 24 17 〇 海を吉野市 5.91 30,000 2.08 11,400 1.97 13,500 65 24 17 〇 暗聴町 5.91 27,000 1.68 6,500 1.64 14,300 65 24 17 〇 日の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65	福生市	5. 39			29, 700	2. 25			13, 200	1. 79			14, 000	65	24	17	0			
清瀬市 5.92	狛江市	5. 65			27, 900	1. 97			11, 300	1. 84			13, 600	65	24	17	0			
東入留米市 5.81 35.90 2.18 13.20 1.94 14.40 65 24 17 ○	東大和市	7. 42			37, 200	2. 50			12, 300	2. 45			14, 100	65	24	17		0		
武蔵村山市 6.75 35,200 1.83 12,500 1.76 13,000 65 24 17 ○ 第序市 5.81 29,300 1.89 12,000 1.68 12,200 65 24 17 ○ 第	清瀬市	5. 92			28, 000	2. 01			10,000	1. 90			13, 000	65	24	17	0			
多摩市 5.81 29,300 1.89 12,000 1.68 12,200 65 24 17 O 稲城市 5.73 37,200 1.39 9,400 2.19 13,100 65 24 17 O 別村市 6.43 27,300 2.33 11,200 2.15 13,100 65 24 17 O あきる野市 5.79 30,000 2.08 11,400 1.97 13,500 65 24 17 O 西東京市 5.41 31,600 1.68 6,500 1.64 14,300 65 24 17 O 瑞穂町 5.91 27,000 1.65 10,000 1.55 15,000 65 24 17 O 自の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65 24 17 O 農多摩町 5.90 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 O 対島村 5.90 29,500 2.00 4,300 8,200 2.00 <td>東久留米市</td> <td>5. 81</td> <td></td> <td></td> <td>35, 900</td> <td>2. 18</td> <td></td> <td></td> <td>13, 200</td> <td>1. 94</td> <td></td> <td></td> <td>14, 400</td> <td>65</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td>	東久留米市	5. 81			35, 900	2. 18			13, 200	1. 94			14, 400	65	24	17	0			
稲城市 5.73 37,200 1.39 9,400 2.19 13,100 65 24 17 ○ あきる野市 5.79 30,000 2.08 11,400 1.97 13,500 65 24 17 ○ 西東京市 5.41 31,600 1.68 6,500 1.64 14,300 65 24 17 ○ 日の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65 24 17 ○ 日の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65 24 17 ○ 日の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65 24 17 ○ 日の出町 5.70 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 ○ 日の出町 5.90 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 ○ 日の出町 6.80 19,000 21,500 2.60 4,300 8,200 2.00 5,200 9,000 65 24 17 ○ 日の出町 6.50 30,000 2.00 11,000 1.96 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 日の出町 6.50 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 日の出町 6.50 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 日の出町 6.50 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 日の出町 6.50 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 日の出町 6.50 14,200 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 ○ 日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	武蔵村山市	6. 75			35, 200	1. 83			12, 500	1. 76			13, 000	65	24	17	0			
別村市 6.43 27,300 2.33 11,200 2.15 13,100 65 24 17 ○	多摩市	5. 81			29, 300	1. 89			12, 000	1. 68			12, 200	65	24	17	0			
あきる野市 5.79 30.000 2.08 11,400 1.97 13,500 65 24 17 ○ □ □東京市 5.41 31,600 1.68 6,500 1.64 14,300 65 24 17 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	稲城市	5. 73			37, 200	1. 39			9, 400	2. 19			13, 100	65	24	17	0			
西東京市 5.41 31,600 1.68 6.500 1.64 14,300 65 24 17 ○ 瑞穂町 5.91 27,000 1.65 10,000 1.55 15,000 65 24 17 ○ 日の出町 5.77 31,200 2.20 111,600 1.91 12,100 65 24 17 ○ 東多摩町 5.90 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 ○ 大島町 6.80 19,000 21,500 2.60 4,300 8,200 2.00 5,200 9,000 65 24 17 ○ 利島村 2.81 16,000 2.12 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 新島村 5.90 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 ○ 三宅村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 ○ 小丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 ○	羽村市	6. 43			27, 300	2. 33			11, 200	2. 15			13, 100	65	24	17	0			
瑞穂町 5.91 27,000 1.65 10,000 1.55 15,000 65 24 17 ○ 10の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65 24 17 ○ 11,600 1.91 12,100 65 24 17 ○ 11,000 1.91 12,100 65 24 17 ○ 11,000 1.91 12,100 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 11,000 1.95 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 11,000 1.70 14,500 15 24 17 ○ 11,000 11,00	あきる野市	5. 79			30, 000	2. 08			11, 400	1. 97			13, 500	65	24	17		0		
日の出町 5.77 31,200 2.20 11,600 1.91 12,100 65 24 17 O 檜原村 5.10 26,600 1.60 9,100 1.60 11,900 65 24 17 O 奥多摩町 5.90 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 O 大島町 6.80 19,000 21,500 2.60 4,300 8,200 2.00 5,200 9,000 65 24 17 O 利島村 2.81 16,000 2.12 12,000 1.64 12,200 65 24 17 O 新島村 5.90 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 O 神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 O 三宅村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 O 御蔵島村 3.00 39,50 8,000 <td>西東京市</td> <td>5. 41</td> <td></td> <td></td> <td>31, 600</td> <td>1. 68</td> <td></td> <td></td> <td>6, 500</td> <td>1. 64</td> <td></td> <td></td> <td>14, 300</td> <td>65</td> <td>24</td> <td>17</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td>	西東京市	5. 41			31, 600	1. 68			6, 500	1. 64			14, 300	65	24	17		0		
檜原村 5.10 26,600 1.60 9,100 1.60 11,900 65 24 17 ○ 奥多摩町 5.90 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 ○ 大島町 6.80 19,000 21,500 2.60 4,300 8,200 2.00 5,200 9,000 65 24 17 ○ 利島村 2.81 16,000 2.12 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 新島村 5.90 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 ○ 神津島村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 ○ 和蔵島村 3.00 39.50 8,000 9,300 1.05 15.50 4,000 4,700 0.61 16.44 4,700 7,900 61 19 16 ○ 八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 ○	瑞穂町	5. 91			27, 000	1. 65			10,000	1. 55			15, 000	65	24	17	0			
奥多摩町 5.90 29,500 2.00 11,000 1.95 12,600 65 24 17 〇 大島町 6.80 19,000 21,500 2.60 4,300 8,200 2.00 5,200 9,000 65 24 17 〇 利島村 2.81 16,000 2.12 12,000 1.64 12,200 65 24 17 〇 新島村 5.90 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 〇 神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 〇 三宅村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 〇 御蔵島村 3.00 39.50 8,000 9,300 1.05 15.50 4,000 4,700 0.61 16.44 4,700 7,900 61 19 16 〇 八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000	日の出町	5. 77			31, 200	2. 20			11, 600	1. 91			12, 100	65	24	17	0			
大島町 6.80 19,000 21,500 2.60 4,300 8,200 2.00 5,200 9,000 65 24 17 ○ 利島村 2.81 16,000 2.12 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○ 新島村 5.90 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 ○ 三宅村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 ○ 御蔵島村 3.00 39.50 8,000 9,300 1.05 15.50 4,000 4,700 0.61 16.44 4,700 7,900 61 19 16 ○ 八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 ○	檜原村	5. 10			26, 600	1. 60			9, 100	1. 60			11, 900	65	24	17	0			
利島村 2.81 16,000 2.12 12,000 1.64 12,200 65 24 17 ○	奥多摩町	5. 90			29, 500	2. 00			11,000	1. 95			12, 600	65	24	17	0			
新島村 5.90 30,000 2.00 11,000 1.70 14,500 65 24 17 ○ 神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	大島町	6.80		19, 000	21, 500	2. 60		4, 300	8, 200	2. 00		5, 200	9, 000	65	24	17	0			
神津島村 6.50 36,500 3.69 19,000 2.19 16,000 65 24 17 O 三宅村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 O 御蔵島村 3.00 39.50 8,000 9,300 1.05 15.50 4,000 4,700 0.61 16.44 4,700 7,900 61 19 16 O 八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 O	利島村	2. 81			16, 000	2. 12			12, 000	1. 64			12, 200	65	24	17		0		
三宅村 7.10 39,600 2.46 13,800 1.83 13,800 65 24 17 ○ 御蔵島村 3.00 39.50 8,000 9,300 1.05 15.50 4,000 4,700 0.61 16.44 4,700 7,900 61 19 16 ○ 八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 ○	新島村	5. 90			30, 000	2. 00			11,000	1. 70			14, 500	65	24	17	0			
御蔵島村 3.00 39.50 8,000 9,300 1.05 15.50 4,000 4,700 0.61 16.44 4,700 7,900 61 19 16 ○ 八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 ○	神津島村	6. 50			36, 500	3. 69			19, 000	2. 19			16, 000	65	24	17		0		
八丈町 6.50 14,200 20,100 2.80 7,000 7,000 2.30 4,000 11,600 65 24 17 〇	三宅村	7. 10			39, 600	2. 46			13, 800	1. 83			13, 800	65	24	17	0			
	御蔵島村	3.00	39. 50	8, 000	9, 300	1. 05	15. 50	4, 000	4, 700	0. 61	16. 44	4, 700	7, 900	61	19	16		0		
	八丈町	6. 50		14, 200	20, 100	2. 80		7, 000	7, 000	2. 30		4, 000	11, 600	65	24	17		0		
青ヶ島村 5.00 65.00 23,000 23,000 0.40 9.00 10,000 10,000 11.00 10,000 65 24 17 ○	青ヶ島村	5. 00	65. 00	23, 000	23, 000	0. 40	9. 00	10,000	10, 000	0. 40	11.00	10,000	10, 000	65	24	17		0		
小笠原村 4.50 35.00 22,600 7,800 1.50 15.00 10,000 6,400 1.40 11.00 10,000 65 22 17	小笠原村	4. 50	35. 00	22, 600	7, 800	1. 50	15. 00	10,000	6, 400	1. 40	11.00	10,000	10, 000	65	22	17		0		

47 15 0

		当保科((稅)試身	早額比較	2024	年度と	2023	牛度	4人家族(記	式算条件参照)	
		24年度	20	23年度	増減額		20	24年度		23年度	増減額
	所得に占める割合%	国保料(税) 年額(円)	所得に占め る割合	国保料(税) 年額(円)	(円)		所得に占め る割合%	国保料(税) 年額(円)	所得に占め る割合	国保料(税) 年額(円)	(円)
千代田区	20.07	553,833		487,576	66,257	町田市	17.74	489,539	16.78		26,41
中央区	22.31	615,775	19.73	544,478	71,297	小金井市	15.26	421,097	15.26	421,097	(
港区	22.40	618,105	19.73	544,478	73,627	小平市	15.50	427,895	14.42	398,121	29,774
新宿区	22.23	613,445	19.46	537,022	76,423	日野市	15.31	422,420	15.31	422,420	(
文京区	22.21	612,979	19.60	540,983	71,996	東村山市	18.40	507,830	16.77	462,930	44,900
台東区	22.25	614,144	19.66	542,614	71,530	国分寺市	15.10	416,806	14.27	393,739	23,06
墨田区	22.40	618,105	19.79	546,109	71,996	国立市	12.87	355,195	12.87	355,195	(
江東区	22.35	616,940		548,206	68,734	福生市	15.19	419,319	14.26	393,570	25,749
品川区	22.40	618,105	19.84	547,507	70,598	狛江市	14.65	404,418	14.28	394,226	10,192
目黒区	22.26	614,377	-	538,653	75,724	東大和市	18.64	514,421	18.64	514,421	(
大田区	22.40	618,105	19.84	547,507	70,598	清瀬市	14.75	407,039	14.26	393,525	13,514
世田谷区	22.40	618,105	19.92	549,837	68,268	東久留米市	16.54	456,569	16.00	441,715	14,854
渋谷区	22.40	618,105	19.66	542,614	75,491	武蔵村山市	16.58	457,722	15.89	438,639	19,083
中野区	21.48	592,892	-	551,487	41,405	多摩市	14.79	408,154	14.25	393,199	14,95
杉並区	22.26	614,377	19.84	547,507	66,870	稲城市	15.56	429,523	14.30	394,782	34,743
豊島区	22.40	618,105	19.87	548,439	69,666	羽村市	15.74	434,403	15.02	414,619	19,78
北区	22.33	616,241		545,876	70,365	あきる野市	15.29	421,872	15.29	421,872	(
荒川区	22.10	609,950	19.56	539,818	70,132	西東京市	13.93	384,409	13.93	384,409	(
板橋区	22.33	616,241	19.80	546,575	69,666	瑞穂町	14.14	390,263	13.66	376,943	13,320
練馬区	22.40	618,105	19.86	548,206	69,899	日の出町	15.42	425,604	14.69	405,331	20,273
足立区	22.40	618,105	19.86	548,206	69,899	檜原村	13.04	359,990	12.39	342,070	17,920
葛飾区	22.40	618,105	19.85	547,973	70,132	奥多摩町	15.10	416,705	14.36	396,255	20,450
江戸川区	24.12	665,694	21.72	599,422	66,272	大島町	15.61	430,920	14.00	386,300	44,620
八王子市	21.19	584,972	19.50	538,235	46,737	利島村	10.49	289,481	10.49	289,481	(
立川市	16.27	449,083	16.27	449,083	0	新島村	15.10	416,680	13.82	381,370	35,310
武蔵野市	14.90	411,226		380,510		神津島村	19.65	542,454	19.65	542,454	(
三鷹市	14.90	411,350		387,840		三宅村	18.35	506,587	15.68	432,771	73,816
青梅市	16.14	445,491	15.22	419,940	25,551	御蔵島村	8.43	232,798	8.43	232,798	(
 府中市	12.26	338,293	11.80	325,594		八丈町	15.47	427,080		427,080	(
昭島市	14.77	407,515		407,515		青ヶ島村	13.50	372,640			(
調布市	14.37	396,725	+	396,725		小笠原村	11.68	322,320	11.68	322,320	(
協会けん	 ,ぽ(東京)の場 ^っ			3万6232円		(2024年4月納1	け分から)	,	l	•	

国保料(科)計質類比較 2024 年度と 2023 年度

前年度据え置き自治体

試算条件: 4人世帯。年齢と収入は以下の通り:①世帯主40歳代・給与収入400万円(所得276万円)、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人(就学児)、④固定資産税5万円 ※自治体独自の軽減制度は、試算額に反映していません。

東京社保協作成

	202	24年度	20:	23年度	増減額		20	24年度	20	23年度	増減額
	所得に占め	国保料(税)	所得に占め	国保料(税)	培 <i>顺</i> 領 (円)		所得に占め	国保料(税)	所得に占め	国保料(税)	信 (円)
	る割合%	年額(円)	る割合	年額(円)	(口)		る割合%	年額(円)	る割合	年額(円)	(口)
千代田区	17.88	493,433	15.80	436,176	57,257	町田市	15.86	437,739	15.02	414,524	23,215
中央区	19.93	550,175	17.55	484,378	65,797	小金井市	13.84	382,097	13.84	382,097	(
港区	20.02	552,505	17.55	484,378	68,127	小平市	14.06	387,995	13.07	360,821	27,174
新宿区	19.85	547,845	17.28	476,922	70,923	日野市	13.72	378,620	13.72	378,620	(
文京区	19.83	547,379	17.42	480,883	66,496	東村山市	16.43	453,530	14.99	413,730	39,800
台東区	19.87	548,544	17.48	482,514	66,030	国分寺市	13.65	376,806	12.82	353,739	23,067
墨田区	20.02	552,505	17.61	486,009	66,496	国立市	11.78	325,195	11.78	325,195	(
江東区	19.98	551,340	17.69	488,106	63,234	福生市	13.64	376,419	12.82	353,770	22,649
品川区	20.02	552,505	17.66	487,407	65,098	狛江市	13.23	365,218	12.90	356,026	9,192
目黒区	19.88	548,777	17.34	478,553	70,224	東大和市	16.84	464,921	16.84	464,921	(
大田区	20.02	552,505	17.66	487,407	65,098	清瀬市	13.37	369,039	12.88	355,525	13,514
世田谷区	20.02	552,505	17.74	489,737	62,768	東久留米市	14.76	407,469	14.28	394,115	13,354
渋谷区	20.02	552,505	17.48	482,514	69,991	武蔵村山市	14.86	410,022	14.23	392,739	17,283
中野区	19.23	530,792	17.93	494,787	36,005	多摩市	13.29	366,854	12.80	353,399	13,45
杉並区	19.88	548,777	17.66	487,407	61,370	稲城市	13.87	382,923	12.77	352,382	30,542
豊島区	20.02	552,505	17.69	488,339	64,166	羽村市	14.34	395,903	13.70	378,119	17,784
北区	19.95	550,641	17.60	485,776	64,865	あきる野市	13.79	380,472	13.79	380,472	(
荒川区	19.72	544,350	17.38	479,718	64,632	西東京市	12.55	346,309	12.55	346,309	(
板橋区	19.95	550,641	17.63	486,475	64,166	瑞穂町	12.80	353,263	12.35	340,943	12,320
練馬区	20.02	552,505	17.69	488,106	64,399	日の出町	13.87	382,804	13.15	362,831	19,973
足立区	20.02	552,505	17.69	488,106	64,399	檜原村	11.75	324,290	11.17	308,370	15,920
葛飾区	20.02	552,505	17.68	487,873	64,632	奥多摩町	13.63	376,205	12.96	357,655	18,550
江戸川区	21.62	596,694	19.42	536,122	60,572	大島町	14.54	401,220	13.03	359,600	41,620
八王子市	18.91	521,872	17.45	481,635	40,237	利島村	9.47	261,481	9.47	261,481	(
立川市	14.68	405,283	14.68	405,283	0	新島村	13.61	375,680	12.48	344,370	31,310
武蔵野市	13.37	368,926	12.41	342,510	26,416	神津島村	17.64	486,954	17.64	486,954	(
三鷹市	13.43	370,550	12.63	348,640	21,910	三宅村	16.42	453,187	14.05	387,771	65,416
青梅市	14.51	400,491	13.70	378,140	22,351	御蔵島村	7.93	218,798	7.93	218,798	(
府中市	11.13	307,133	10.67	294,434	12,699	八丈町	14.49	399,980	14.49	399,980	(
昭島市	13.35	368,515	13.35	368,515		青ヶ島村	12.31	339,640	12.31	339,640	(
調布市	12.95	357,425	12.95	357,425		小笠原村	11.16	308,120	11.16	308,120	(
協会!+ 4	よい (東京)の場合	☆ 同冬件で	午如2		本人負担分(2024年4日始	け合から)	*		· <u> </u>	

前年度据え置き自治体

試算条件: 4 人世帯。年齢と収入は以下の通り:①世帯主40歳代・給与収入400万円(所得276万円)、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人(就学児)、④固定資産税5万円 ※自治体独自の軽減制度は、試算額に反映していません。 49

東京社保協作成

		三十千木(三	がノスチ	早額比較	2024	年度と	2023	干反	高齢2人家	族(試算条件参照	₹)
		24年度		23年度	増減額			24年度		23年度	増減額
	所得に占める割合%	国保料(税) 年額(円)	所得に占め る割合	国保料(税) 年額(円)	(円)		所得に占め る割合%	国保料(税) 年額(円)	所得に占め る割合	国保料(税) 年額(円)	(円)
千代田区	11.63	290,868		254,992	35,876	町田市	9.94	248,412	9.36	233,976	14,436
中央区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	小金井市	8.43	210,676	8.43	210,676	0
港区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	小平市	8.64	215,920	8.07	201,864	14,056
新宿区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	日野市	8.42	210,600	8.42	210,600	0
文京区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	東村山市	10.22	255,380	9.22	230,420	24,960
台東区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	国分寺市	8.43	210,872	7.96	199,064	11,808
墨田区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	国立市	7.19	179,720	7.19	179,720	0
江東区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	福生市	8.44	211,096	7.89	197,188	13,908
品川区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	狛江市	8.13	203,368	7.93	198,252	5,116
目黒区	12.79	319,636	11.03	275,672	43,964	東大和市	10.47	261,688	10.47	261,688	0
大田区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	清瀬市	8.24	206,052	7.86	196,540	9,512
世田谷区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	東久留米市	9.17	229,236	8.84	220,988	8,248
渋谷区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	武蔵村山市	9.44	236,112	8.97	224,148	11,964
中野区	12.26	306,404	11.29	282,156	24,248	多摩市	8.36	208,880	8.04	201,124	7,756
杉並区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	稲城市	8.40	209,968	7.56	188,940	21,028
豊島区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	羽村市	8.83	220,664	8.38	209,612	11,052
北区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	あきる野市	8.47	211,868	8.47	211,868	0
荒川区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	西東京市	7.70	192,476	7.70	192,476	0
板橋区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	瑞穂町	7.92	197,984	7.58	189,424	8,560
練馬区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	日の出町	8.65	216,308	8.22	205,376	10,932
足立区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	檜原村	7.25	181,280	6.89	172,360	8,920
葛飾区	12.79	319,636	11.10	277,476	42,160	奥多摩町	8.42	210,560	8.01	200,200	10,360
江戸川区	13.75	343,820	12.12	303,064	40,756	大島町	9.68	242,060	8.52	213,100	28,960
八王子市	11.98	299,384	10.87	271,788	27,596	利島村	5.47	136,852	5.47	136,852	0
立川市	9.29	232,248	9.29	232,248	0	新島村	8.46	211,560	7.81	195,360	16,200
武蔵野市	8.35	208,748	7.66	191,620	17,128	神津島村	11.12	278,116	11.12	278,116	0
三鷹市	8.45	211,160	7.92	198,120	13,040	三宅村	10.54	263,584	9.08	226,940	36,644
青梅市	9.06	226,448	8.56	213,980	12,468	御蔵島村	5.87	146,840	5.87	146,840	0
府中市	6.88	171,954		164,492	7,462	八丈町	9.28	231,920	9.28	231,920	0
昭島市	8.27	206,740	8.27	206,740	0	青ヶ島村	9.60	240,060	9.60	240,060	0
調布市	8.06	201,600		201,600		小笠原村	8.00	199,900	8.00	199,900	0

国保料(科)計質類比較 2024 年度と 2023 年度

前年度据え置き自治体

試算条件:2人世帯。年齢と収入は以下の通り:①世帯主71歳・年金収入240万円(雑所得130万円)、②妻68歳・年金収入230万円(雑所得120万円)、③固定資産税5万円 ※自治体独自の軽減制度は、試算額に反映していません。

50 東京社保協作成

2024年度 試算の保険料(税)高い順位表

4人家族(試算条件参照)

											1 / \///////		/
順位	自治体名	所得に占	国保料	医療分	支援分	介護分	順位	自治体名	所得に占	国保料	医療分	支援分	介護分
/ 民立	□ /□ / + "□	める割合	(税)年額	区派力	入及刀	刀段刀	从以	□ 7□ P∓**□	める割合	(税)年額	四床刀	入级力	刀吸刀
1	江戸川区	24.12	665,694	425,420	142,995	97,279	32	立川市	16.27	449,083	281,714	98,992	68,377
2	港区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	33	青梅市	16.14	445,491	277,625	96,231	71,635
3	墨田区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	34	羽村市	15.74	434,403	259,019	99,089	76,295
4	品川区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	35	大島町	15.61	430,920	244,440	93,380	64,600
5	大田区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	36	稲城市	15.56	429,523	282,309	69,987	77,227
6	世田谷区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	37	小平市	15.50	427,895	248,033	104,957	74,905
7	渋谷区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	38	八丈町	15.47	427,080	231,850	93,240	76,790
8	豊島区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	39	日の出町	15.42	425,604	259,241	97,660	68,703
9	練馬区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	40	日野市	15.31	422,420	260,080	89,870	72,470
10	足立区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	41	あきる野市	15.29	421,872	254,907	94,064	72,901
11	葛飾区	22.40	618,105	398,877	131,240	87,988	42	小金井市	15.26	421,097	244,732	99,765	76,600
12	江東区	22.35	616,940	398,877	131,240	86,823	43	福生市	15.19	419,319	244,387	105,225	69,707
13	北区	22.33	616,241	398,877	131,240	86,124	44	国分寺市	15.10	416,806	251,800	94,134	70,872
14	板橋区	22.33	616,241	398,877	131,240	86,124	45	奥多摩町	15.10	416,705	255,470	90,600	70,635
15	中央区	22.31	615,775	398,877	131,240	85,658	46	新島村	15.10	416,680	257,470	90,600	68,610
16	目黒区	22.26	614,377	398,877	131,240	84,260	47	三鷹市	14.90	411,350	248,810	98,460	64,080
17	杉並区	22.26	614,377	398,877	131,240	84,260	48	武蔵野市	14.90	411,226	254,946	90,635	65,645
18	台東区	22.25	614,144	398,877	131,240	84,027	49	多摩市	14.79	408,154	252,573	92,037	63,544
19	新宿区	22.23	613,445	398,877	131,240	83,328	50	昭島市	14.77	407,515	240,480	98,425	68,610
20	文京区	22.21	612,979	398,877	131,240	82,862	51	清瀬市	14.75	407,039	249,936	86,833	70,270
21	荒川区	22.10	609,950	398,877	131,240	79,833	52	狛江市	14.65	404,418	243,245	91,101	70,072
22	中野区	21.48	592,892	376,559	130,704	85,629	53	調布市	14.37	396,725	244,616	87,334	64,775
23	八王子市	21.19	584,972	366,109	132,339	86,524	54	瑞穂町	14.14	390,263	245,703	78,445	66,115
24	千代田区	20.07	553,833	359,379	123,842	70,612	55	西東京市	13.93	384,409	252,453	65,144	66,812
25	神津島村	19.65	542,454	297,450	161,977	83,027	56	青ヶ島村	13.50	372,640	208,500	49,320	29,320
26	東大和市	18.64	514,421	321,686	107,450	85,285	57	檜原村	13.04	359,990	225,230	73,680	61,080
27	東村山市	18.40	507,830	319,310	106,425	82,095	58	国立市	12.87	355,195	208,150	81,940	65,105
28	三宅村	18.35	506,587	323,830	112,518	70,239	59	府中市	12.26	338,293	212,429	67,972	57,892
29	町田市	17.74	489,539	309,613	103,326	76,600	60	小笠原村	11.68	322,320	136,050	60,550	52,620
30	武蔵村山市	16.58	457,722	298,075	92,639	67,008	61	利島村	10.49	289,481	129,473	97,396	62,612
31	東久留米市	16.54	456,569	278,973	103,594	74,002	62	御蔵島村	8.43	232,798	107,100	43,265	30,013

試算条件: 4人世帯。年齢と収入は以下の通り:①世帯主40歳代・給与収入400万円(所得276万円)、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人(就学児)、④固定資産税5万円

子ども国保料(税)比較 2024年度 と 2023年度 (2022年度から未就学児は半額)

自治体名	2024年度 子ども国保 料(税):円	2023年度 子ども国保 料(税):円	増減円	自治体名	2024年度 子ども国保 料(税):円	2023年度 子ども国保 料(税):円	増減円	自治体名	2024年度 子ども国保 料(税):円	2023年度 子ども国保 料(税):円	増減円
千代田区	60,400	51,400	9,000	葛飾区	65,600	60,100	5,500	東久留米市	49,100	47,600	1,500
中央区	65,600	60,100	5,500	江戸川区	69,000	63,300	5,700	武蔵村山市	47,700	45,900	1,800
港区	65,600	60,100	5,500	八王子市	63,100	56,600	6,500	多摩市	41,300	39,800	1,500
新宿区	65,600	60,100	5,500	立川市	43,800	43,800	0	稲城市	46,600	42,400	4,200
文京区	65,600	60,100	5,500	武蔵野市	42,300	38,000	4,300	羽村市	38,500	36,500	2,000
台東区	65,600	60,100	5,500	三鷹市	40,800	39,200	1,600	あきる野市	41,400	41,400	0
墨田区	65,600	60,100	5,500	青梅市	45,000	41,800	3,200	西東京市	38,100	38,100	0
江東区	65,600	60,100	5,500	府中市	31,160	31,160	0	瑞穂町	37,000	36,000	1,000
品川区	65,600	60,100	5,500	昭島市	39,000	39,000	0	日の出町	42,800	42,500	300
目黒区	65,600	60,100	5,500	調布市	39,300	39,300	0	檜原村	35,700	33,700	2,000
大田区	65,600	60,100	5,500	町田市	51,800	48,600	3,200	奥多摩町	40,500	38,600	1,900
世田谷区	65,600	60,100	5,500	小金井市	39,000	39,000	0	大島町	29,700	26,700	3,000
渋谷区	65,600	60,100	5,500	小平市	39,900	37,300	2,600	利島村	28,000	28,000	0
中野区	62,100	56,700	5,400	日野市	43,800	43,800	0	新島村	41,000	37,000	4,000
杉並区	65,600	60,100	5,500	東村山市	54,300	49,200	5,100	神津島村	55,500	55,500	0
豊島区	65,600	60,100	5,500	国分寺市	40,000	40,000	0	三宅村	53,400	45,000	8,400
北区	65,600	60,100	5,500	国立市	30,000	30,000	0	御蔵島村	14,000	14,000	0
荒川区	65,600	60,100	5,500	福生市	42,900	39,800	3,100	八丈町	27,100	27,100	0
板橋区	65,600	60,100	5,500	狛江市	39,200	38,200	1,000	青ヶ島村	33,000	33,000	0
練馬区	65,600	60,100	5,500	東大和市	49,500	49,500	0	小笠原村	14,200	14,200	0
足立区	65,600	60,100	5,500	清瀬市	38,000	38,000	0	協会けん	ぽ=扶養で	あれば保険料	はゼロ

[※]自治体独自の軽減制度は、試算額に反映していません。

第9期都内各自治体の介護保険料 (基準月額保険料 第1号被保険者数による単純、加重平均) 円

	VVV PII .		アンノルス	PIVIDA		CPRINCIPI NO .	与拟体队 省	JA 5 . 5 .	404 101-1	⊷)/ □	
ウンハムカ	2021年	2024年	第8期との	8~9期	対第1期	5 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2021年	2024年	第8期との	8~9期	対第1期
自治体名	第8期	第9期	差額	増減率	倍率	自治体名	第8期	第9期	差額	増減率	倍率
千代田区	5,400	5,600	200	3.70%	1.86	八王子市	5,750	5,950	200	3.48%	1.88
中央区	5,920	6,300	380	6.42%	2.11	立川市	5,880	6,183	303	5.15%	1.96
港区	6,245	6,400	155	2.48%	2.10	武蔵野市	6,240	6,600	360	5.77%	2.00
新宿区	6,400	6,600	200	3.13%	2.03	三鷹市	5,900	6,300	400	6.78%	1.99
文京区	6,017	6,108	91	1.51%	2.05	青梅市	5,300	5,800	500	9.43%	2.02
台東区	6,442	6,900	458	7.11%	2.56	府中市	5,992	5,992	0	0.00%	1.89
墨田区	6,390	6,600	210	3.29%	2.16	昭島市	6,280	6,160	-120	-1.91%	2.08
江東区	5,800	6,200	400	6.90%	2.14	調布市	5,900	5,900	0	0.00%	1.90
品川区	6,100	6,500	400	6.56%	1.97	町田市	5,750	6,040	290	5.04%	1.83
目黒区	6,200	6,200	0	0.00%	1.88	小金井市	5,600	6,400	800	14.29%	2.12
大田区	6,000	6,600	600	10.00%	2.15	小平市	5,800	6,180	380	6.55%	2.06
世田谷区	6,180	6,280	100	1.62%	2.12	日野市	6,115	6,115	0	0.00%	2.04
渋谷区	5,960	6,170	210	3.52%	2.01	東村山市	5,750	6,200	450	7.83%	1.97
中野区	5,726	6,274	548	9.57%	2.10	国分寺市	5,917	5,917	0	0.00%	1.92
杉並区	6,200	6,400	200	3.23%	2.18	国立市	6,183	6,467	284	4.59%	2.14
豊島区	6,200	6,200	0	0.00%	2.08	福生市	6,125	6,175	50	0.82%	2.10
北区	6,117	6,290	173	2.83%	2.16	狛江市	6,250	6,450	200	3.20%	2.13
荒川区	6,480	6,920	440	6.79%	2.34	東大和市	5,300	5,400	100	1.89%	1.71
板橋区	6,033	6,517	484	8.02%	2.11	清瀬市	6,183	6,239	56	0.91%	1.97
練馬区	6,600	6,670	70	1.06%	2.15	東久留米市	5,900	5,900	0	0.00%	1.99
足立区	6,760	6,750	-10	-0.15%	2.10	武蔵村山市	5,533	6,050	517	9.34%	2.01
葛飾区	6,710	6,860	150	2.24%	2.25	多摩市	5,200	5,817	617	11.87%	1.91
江戸川区	5,900	6,100	200	3.39%	2.09	稲城市	5,400	5,600	200	3.70%	1.87
23区単純平均	6,164	6,410	246	3.99%	2.11	羽村市	5,100	5,600	500	9.80%	1.95
						あきる野市	5,750	5,925	175	3.04%	2.12
大島町	5,700	6,000	300	5.26%	2.00	西東京市	6,050	6,342	292	4.83%	2.17
利島村	7,900	7,500	-400	-5.06%	1.88	瑞穂町	5,550	5,950	400	7.21%	1.93
新島村	7,300	7,300	0	0.00%	2.35	日の出町	5,500	5,850	350	6.36%	1.72
神津島村	6,500	7,000	500	7.69%	1.94	檜原村	7,900	7,900	0	0.00%	2.63
三宅村	5,850	6,100	250	4.27%	1.87	奥多摩町	6,783	6,783	0	0.00%	2.31
御蔵島村	4,800	4,800	0	0.00%	1.40	三多摩単純平均	5,896	6,140	243	4.13%	2.01
八丈町	5,925	6,308	383	6.46%	2.34						
青ヶ島村	9,800	7,800	-2,000	-20.41%	1.95	全都単純平均	6,061	6,255	193	3.19%	2.03
小笠原村	3,374	3,374	0	0.00%	1.34		-		<u> </u>		•
島嶼単純平均	6,350	6,242	-107	-1.69%	1.90	全都加重平均	6,080	6,320	240	3.95%	2.07

順位	Ī	自治体名	円
	1	檜原村	7,900
	2	青ヶ島村	7,800
基	3	利島村	7,500
置	4	新島村	7,300
額	5	神津島村	7,000
上下位			
业	57	千代田区	5,600
5	58	稲城市	5,600
息	59	羽村市	5,600
自治体	60	東大和市	5,400
11.	61	御蔵島村	4,800
	62	小笠原村	3,374

順位	Ī	自治体名	増減額	増減率
	1	小金井市	800	14.29%
144	2	多摩市	617	11.87%
増減	3	大田区	600	10.00%
額	4	羽村市	500	9.80%
上	5	中野区	548	9.57%
位				
5	58	小笠原村	0	0.00%
自	59	足立区	-10	-0.15%
5自治体	60	昭島市	-120	-1.91%
144	61	利島村	-400	-5.06%
	62	青ヶ島村	-2,000	-20.41%

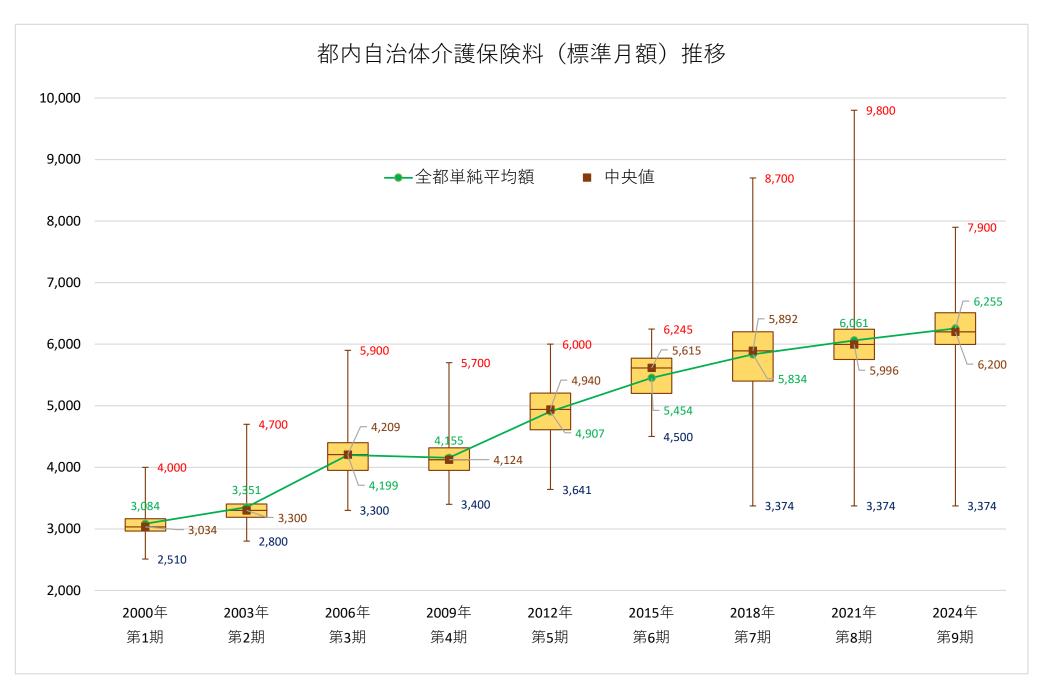
値上げ46自治体 据置12自治体

据置12自治体

目黒、豊島

府中、調布、日野、国分寺、東久留米、檜原、奥多摩、新島、御蔵島、小笠原

2024.4.8 東京社保協作成





令和 6年 3月28日

東京社会保障推進協議会

会長 吉 田 章 様

東京都議会議長宇田川聡

請願 審査の結果について(通知)

あなたの提出されました 請願 は、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

- 1 対象となる 請願
 - (1) 受理年月日 令和 5年12月18日
 - (2) 番号及び件名 5第 52号 国民健康保険料(税)の引下げと誰もが安心できる国民健康保険制度の実現 に関する請願
- 2 決定年月日令和 6年 3月28日
- 3 決定結果 別紙文書表の願意の欄に記載のとおりです。

件名名	国民健康保険料(税)の引下げと記 度の実現に関する請願	生もが安心できる	5国民健康保険制
番号付託委員会	5第 52号 厚 生 委員会付託		
受理年月日	令和 5年12月18日	郵便番号	170-0005
し、健康を使り、	豊島区南大塚二丁目33-10 頁	東京労働会館6階	皆 ·
住所・氏名	東京社会保障推進協議会		
	会長 吉 田 章	外19,69	6人
紹介議員	別記		

(願 意)

都において、次のことを実現していただきたい。

- 1 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げるために、国民健康保険への公費投入の増額を国に求めるとともに、都としても更なる軽減策を講ずること。
- 2 国民健康保険料(税)の均等割の軽減について、対象年齢と割合の拡大を国に求めるとともに、都としても軽減策を拡充すること。
- 3 都内区市町村に対して、法定外繰入れの解消を強要するのではなく、国民健康保険財政を支援すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として行われてきた国民健康保険での傷病手当金の 支給について、恒常的な制度とするよう国に求めるとともに、都としても実施するこ と。
- 5 出産手当金支給制度の創設を国に求めるとともに、都としても創設すること。
- 6 国民健康保険組合の育成・強化について、引き続き支援すること。

不採択

(理由)

新型コロナウイルスの感染拡大と諸物価の高騰による影響が、健康、暮らし、生活を大きく脅かしている。こうした状況の下、高過ぎる国民健康保険料(税)が従前にも増して都民を苦しめ、滞納へのペナルティによって保険証を取り上げられた世帯や保険証があっても窓口負担分を払えない人が、受診をためらい重症化し、更には死亡するなど、悲惨な事態が起こっている。

区市町村が行う国民健康保険の加入者は、年金生活者、非正規雇用の労働者、離退職等による無職者など、所得が低い人が多く、東京都の法定減免世帯の割合は令和3年度

で45.7%に達している。また、国民健康保険組合の加入者は区市町村国民健康保険よりも重い負担を強いられながら自分たちの国民健康保険を運営している。さらに、医療保険の中でも、区市町村国民健康保険と国民健康保険組合は共に被保険者の所得水準が低いにもかかわらず、国民健康保険料(税)には均等割、国民健康保険組合には家族保険料があり、家族の人数に応じて負担が増えるため、1世帯当たりの保険料(税)は、同じ所得・世帯構成でも協会けんぽの約2倍となることもある。子育て世帯には、更に負担が重くなっている。

高過ぎる国民健康保険料(税)を引き下げることは、都民の命と暮らし、健康を守り、 国民皆保険制度を安定させるためにも必要な措置である。都は、国と共に率先して必要 な財源を確保すべきである。

別 記

受理番号	紹	介	equipment (1579/1577/Papers Assessment and a paper
	大山とも子君	和泉なおみ君	あぜ上三和子君
mayerge geographic designation of the control of th	里吉 ゆみ君	尾崎あや子君	米倉 春奈君
· .	清水とし子君	アオヤギ有希子君	曽根はじめ君
5第 52号	原 純子君	白石たみお君	原 のり子君
polente in contract of the con	斉藤まりこ君	とや英津子君	福手ゆう子君
MARIO DIAMARKA	とくとめ道信君	池川 友一君	原田あきら君
	藤田りょうこ君		

【国保財政健全化計画】 都内区市町村における赤字解消・削減状況の見える化について

見える化の推進

都国保運営方針に記載のとおり、都ホームページにおいて、「区市町村国保財政健全化計画」及び「**別紙_区市町村の財政健全** 化計画策定及び赤字額の状況」の公表による「見える化」を実施する。

解消・削減すべき赤字の定義

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額。都内区市町村において、「繰上充用金」は計上されていないため、解消・削減すべき赤字は「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」のみとなる。

【参考】決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の定義

区市町村の国民健康保険特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収入不足に伴う決算補填等目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するもので、具体的には、以下の事由によるものとなる。

決算補填等目的

(決算補填等目的のもの) ①保険料収納不足のため ②高額療養費貸付金

(保険者の政策によるもの) ③保険料(税)の負担緩和を図るため ④地方単独の保険料(税)の軽減額

⑤任意給付に充てるため

(過年度の赤字によるもの) ⑥累積赤字補填のため ⑦公債費等、借入金利息

東京都国民健康保険運営方針(抜粋)(令和6年2月改定)

- 第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 6 赤字解消・削減の取組
 - (3) 削減目標(都全体)

令和3年度時点では、57区市町村が決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入を行っているが、これを**令和** 8年度末には35区市町村、令和11年度末に18区市町村とすることを目指す。

- (5)解消・削減に向けた対応
 - 都は、赤字区市町村とともに、解消・削減すべき赤字の要因分析や必要な対策の整理を行う。各区市町村は、分析結 果を踏まえ、解消・削減すべき赤字解消の目標年次を定めた上で、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化、収納 率向上の取組、適正な保険料(税)率の設定等、計画に定めた解消・削減に向けた具体的な取組を実施していく。
 - 都は、医療費適正化のため、区市町村とともに、糖尿病性腎症重症化予防の取組や後発医薬品の普及について東京 都医師会等関係機関と連携して取り組む等、都の役割を積極的に果たしていくほか、区市町村の取組状況を把握し、 解消・削減すべき赤字の額、要因等の分析方法等、必要な助言を行っていく。また、「**区市町村国保財政健全化計画**| 及び法定外繰入等の額、解消予定年次等を見える化し、毎年度公表を行う。

国の方針

●新経済・財政再生計画改革工程表 2023 (抜粋) (令和5年12月21日 経済財政諮問会議)

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

工程(取組·所管府省、実施時期) KPI第2階層 24 25 26~ KPI第1階層 44. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等) ○法定外繰入等の額 a. 法定外繰入等の解消期限や解消に向けた具体的な手段が 【2021 年度決算(674 億)より減少】 盛り込まれた計画の策定・実行を推進するとともに、解消期 限の設定状況等を公表。2021年の国民健康保険法の改 ○法定外繰入等を行っている市町村数 ○保険料水準の統一の目標年度を定め 【2023 年度までに 100 市町村】 正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い ている、または統一を達成した都道府県 【2026 年度までに 50 市町村】 市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与す 【2023 年度までに 60%】(実施都道府 るよう促すなど、解消期限の短縮化を図る。また、 Κ Р Ι 達 県数/47 都道府県。厚生労働省より各 成を見据えて、国と地方団体との議論の場を継続的に開催 都道府県(ご調査) し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における法定 外繰入等の状況に応じた評価の活用など、より実効性のある 更なる措置を進める。 《所管省庁:厚生労働省》

【国民健康保険】区市町村の財政健全化計画策定及び赤字額の状況※1

(単位:千円)

計画上の赤字領			国 東足及いか子	赤字額※1	(単位:十円) 【参考】赤字額 _{※1}
計画上の赤字解消年次 _{※1} (R6.3月時点)		区市町村数	区市町村名	が于領※↑ (R3決算時点)	(計画策定時点)※3
			利島村	0	_
解消済 (計画を策定していない)		3	三宅村	0	_
「田田と来たし	((((((((((((((((((((青ヶ島村	0	_
R5まで			千代田区	96,083	127,000
(6年以内)※2	R5	4	江東区	553,048	553,048
(4)	11.0	7	練馬区	0	2,032,923
(4/			東大和市	165,870	250,884
			港区	22,174	23,442
	R6	4	江戸川区	463,149	3,952,504
	110	•	八王子市	787,938	720,437
			神津島村	6,851	6,852
		_	荒川区	272,042	1,891,422
	R7	3	立川市	532,835	581,012
			東久留米市	258,360	354,000
	R8	1	中央区	250,161	142,677
	R9	1	杉並区	230,525	1,826,000
R11まで			大田区	1,752,916	2,633,189
(12年以内)※2			渋谷区	29,120	730,787
(22)	R10	6	青梅市	644,995	821,193
	1110	J	東村山市	243,932	689,287
			新島村	41,443	55,000
			御蔵島村	5,464	2,339
			文京区	145,728	1,159,188
			葛飾区	553,433	1,386,329
			目黒区	0	846,382
	R11	7	あきる野市	273,958	261,865
			大島町	37,458	80,923
			八丈町	11,790	12,318
			小笠原村	32,981	21,924
			北区	1,529,384	1,264,412
	R12	4	稲城市	357,691	929,051
		4	武蔵村山市	350,910	428,873
			清瀬市	498,831	646,366
	R13	1	新宿区	127,027	1,298,423
	R14		町田市	2,297,932	2,040,932
			福生市	547,600	609,586
		5	瑞穂町	234,604	301,401
			多摩市	673,060	916,283
R19まで			狛江市	417,329	403,825
(20年以内)※2	R15		豊島区	448,396	1,145,000
(23)		4	足立区	816,461	2,819,786
(20)	1110	7	日の出町	113,453	181,136
			奥多摩町	35,500	40,000
[板橋区	1,258,130	3,764,358
	R16	3	羽村市	334,612	341,581
-			小平市	893,549	1,563,202
	R17	3	中野区	747,309	1,321,538
			品川区	96,026	1,538,171
			武蔵野市	960,726	1,206,337
[R18	1	墨田区	914,915	940,266
	R19	2	三鷹市	1,343,698	1,470,555
	1110		日野市	1,075,078	1,291,630
	R20	2	昭島市	508,000	535,159
			国立市	512,154	603,152
R29まで	R21	2	檜原村	14,515	18,989
(30年以内)※2			西東京市	1,343,878	1,410,000
(9)	R22	1	小金井市	336,316	790,000
(3)	R23	2	台東区	547,200	1,089,813
	1120	۷	調布市	1,497,435	1,873,691
[R24	2	府中市	2,466,441	2,812,139
	1147	۷	国分寺市	918,662	1,102,905
R30以降 (31年以上) _{※2}	D21	1	 	716,000	1 600 000
(31年以上)※2 (1)	R31	1	世田谷区	716,090	1,602,893
(I) 都全体(合	·計/~*	60		20.045.100	E0 464 070
11年11日 一次1 未ウレル 海管地	ロリス4 結首笙日めの注号	62 2外一般会計繰入金	ないう	32,345,166	59,464,378

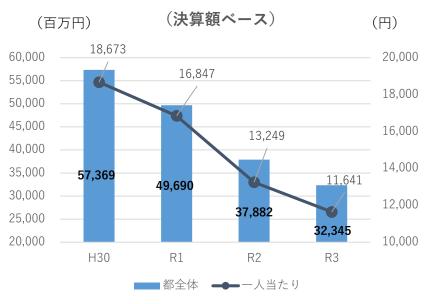
^{※1} 赤字とは、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金をいう

^{※1} 赤子とは、炭算補填等目的の法定が一般去計線人並をいう ※2 解消までの年数の起算年は平成30年度 ※3 財政健全化計画策定時点での推計を含む。策定時期等は区市町村ごとに異なるため、詳細は各区市町村の計画を参照。 ※4 金額は区市町村ごとに千円単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある

【国民健康保険】都内区市町村における赤字の状況 ※赤字とは決算補填等目的の法定外一般会計繰入をいう

各区市町村の財政健全化計画及び決算を基に 東京都国民健康保険課が作成

都内区市町村における赤字額の推移

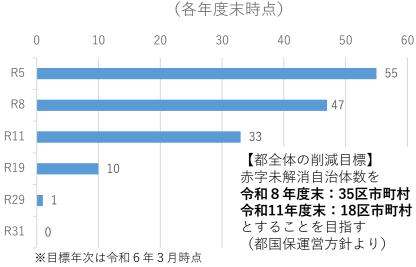


財政健全化計画における赤字解消目標年次及び未解消自治体

目標年次※	自治体数	備考
R5まで(6年以内)	4	最短:R5
R11まで(12年以内)	22	
R19まで(20年以内)	23	
R29まで(30年以内)	9	
R30以降(31年以上)	1	最長:R31

※カッコ内の起算年は制度改正があった平成30年度 ※目標年次は令和6年3月時点

財政健全化計画における赤字未解消自治体数





現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書(案)

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることになった。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの 取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題がある。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはい えず、マイナ保険証の使用率は令和5年12月時点で低下している一方である。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状が生まれている。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っているが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねない。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されている。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるため下記要望する。

1 令和6年12月2日実施予定の健康保険証廃止に伴い、一定期間はマイナ保険証と現行の 保険証の両立を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3月2/日

渋谷区議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 デジタル大臣



マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を求める陳情書

渋谷区議会議長 丸山 高司 殿

令和 6 年 3 月 5 日 〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 2-18-6 東京土建一般労働組合 渋谷支部 執行委員長 小倉 常良

【要 旨】

2024 年 12 月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を求めるように、国に意見書を提出してください。

【理由】

政府は2023年6月2日に改正マイナンバー法を可決・成立させました。この法案を経てマイナンバーカードに保険証機能(以下マイナ保険証)を持たせ、従来の保険証は2024年12月2日に廃止をし、マイナンバーカードを作成しない、あるいは発行できない国民には資格確認書を発行する方針が出されています。マイナンバーカードに関する広報やキャンペーンには幅広く行われ、数兆円ほどの予算が投じられました。その成果として、総務省によれば2023年12月時点でマイナンバーカードの発行枚数は日本国民の約80%近くである、という事が発表されています。しかし一方で受診時によるエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証をめぐるトラブルは連続的に発生しました。厚労省の発表では、2023年12月にマイナンバーカードを保険証として使用しているのは僅か4.29%に留まっており、使用率は今もなお減少し続けています。マイナ保険証の使用に関して国民が一定の不安を抱えており信頼性が無くなりつつある事は、使用率の減少から十分に推察できます。

また国の推進により、マイナ保険証を使用できる医療機関は全国で約 91%と大幅に増加しましたが、一方で地域の医療を支える小規模の病院や診療所の中には、人員確保やオンライン回線の開通をはじめとした施設整備などに、対応しきれない医療機関が生まれました。 突然の義務化と情報漏洩・セキュリティ対策の不安により、地域住民の健康を支える、いわゆる「かかりつけ医」となる町の病院が、閉院を決定したという声も一定数存在します。

多額の予算と力をかけて推進したマイナ保険証制度は、カード自体の普及率は上昇しても相次ぐトラブルによって使用率は低下の一途を辿っています。さらに地域医療の数と質を下げることに繋がる恐れがあり区民の生活の大きな問題に発展しかねません。マイナ保険証を作ることができない人には、紙の資格確認書で対応、そして使用時にエラーが出た際には、結局は健康保険証に頼らざるを得ない現状において、健康保険証の廃止とマイナ保険証の一律使用を 2024 年内で完全実施するのは、あまりにも強引です。このまま進めば区民をはじめとした国民は、混乱をきたすことは必至です。国に対して、当面の間マイナ保険証と現行の保険証の両立をするよう、渋谷区として意見書を提出いただくよう要望いたします。



令和 6 年 請 願· [6] 受理第 13号 保険証廃止に伴う「資格確認書」送付などに関する緊急アンケート報告

「電子証明書の失効時期」 すべての自治体が "把握していない_"

2024.4.2 大阪社会保障推進協議会

現在の国民健康保険(国保)の保険証が12月2日以降に廃止(1年の経過措置あり)になることを受けて保険者には「資格確認書」の発行などの対応が求められています。しかし、通常の国保関連実務に加えて、紐づけ不一致者の点検や「資格確認書」の発行に向けた対応に、担当職員の方においては、かなりの過重労働になるとの声も届いています。こうしたことを受けて大阪社会保障推進協議会は、府内全ての市町村に「資格確認書」送付などに関するアンケートを行い、40市から回答が寄せられました(1市2町未回答)。

■マイナ保険証の利用登録は半数ほど

厚労省が指示している紐づけ不一致者の点検の状況では、ほぼ全自治体で点検が終了しており、国保加入者の「マイナ保険証」の利用登録率は、平均で54.8%(最低48.9%、最大64.3%)でした。「資格確認書」の送付については、「全加入者に送付」6自治体(3市3町)、「登録者以外全ての方」が25自治体となっていますが、「統一国保」を進めている大阪府の動向を注視している自治体もありました。「資格確認書」発行に対応したシステム構築については、殆どが「検討中」でしたが、「他システムとの連携の問題で改修が難しい」「国の財政支援が分からないと検討できない」との回答もありました。なお今年の国保証の発行も、殆どが「通常通り発行」(来年10月31日まで有効)と回答しました。

■マイナ保険証の「2025年問題」

ただ今回のアンケートでは、「マイナ保険証」の利用登録者の「電子証明書の失効時期」 (有効期限は5年)の把握について、すべての自治体が"把握していない、状態も明らかになりました(「把握できていない」35自治体、「わからない」5自治体)。自治体は「把握していない」状態ですが、更新期日の3か月ほど前には手続きの案内文が送られてきます。これは全国の自治体の電子証明書の登録状況を把握している「地方公共団体情報システム機構」が発送業務を担うようです。(封書は自治体の担当課名で来ているような体裁になっています。別紙参照)。

*マイナンバーカードの保険証利用には、「マイナンバー」は使われていません。オンライン資格確認に使用されているのは「利用者照明用電子証明書」です。「利用者証明用電子証明書」の有効期間は発行日から5回目の誕生日までです。

最近マイナンバーカードを取得した方は、更新はまだ先になりますが、以前からe-TAX利用をしている方はすでに期限を迎えた方もいるようです。特に新型コロナの特別給付金支給が始まった2020年4月以降に電子証明書を利用し始めた方は多くおられる(マイナンバーカードを使った方が早く支給されたため)ことが予想されますが、この方々は2025年に期限を迎えます。電子証明書の期限である5年が訪れると、更新されていなければ「突然保険証利用ができない」ということが起こりえます。こうしたことを「2025年問題」と指摘されている方もおられます。

なお、「地方公共団体情報システム機構」の案内文には<u>「更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。</u>また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください」と…。簡単に「利用できない」と書かれても、2025年12月以降は健康保険証廃止の猶予期間も終了しており、「健康保険証での確認」もできず、医療現場では「資格確認」できないことから、一旦全額負担をお願いするしかありません。

結局、健康保険証廃止の猶予期間も終了する2025年は、役所や医療機関が大変な混乱にならないか危惧します。

転送不要

マイナンパーカード担当課 電送00-0000-0000

有効期限通知書は下記イメージの封筒で届きます。

利用者の住所氏名 電話番号、住所

երերերերերերերեր 1001 10070#

▲発送される封筒のイメージ

更新手続きについて - マイナンバーカード総合サイト (kojinbango-card. go. jp)



保険証廃止に伴う「資格確認書」送付などに関するアンケート結果

- 1. 厚労省は紐づけ不一致への対応を3月末までにと通知していますが、貴自治体での国民健康保険加入者の紐づけ不一致者の点検の状況は。
 - 不一致者なし 25
 - ・点検を終えた 13
 - 一部残っている 2
- 2. 現在の国民健康保険証は12月2日以降の廃止になりますが、貴自治体で国民健康保険加入者の「マイナ保険証」の利用登録率はどのくらいですか。
 - ・凡そ<u>45~50%</u>9 <u>51%~55%</u>14 <u>56%~60%</u>12 <u>61%~65%</u>3 *平均値 54.8%
 - 一部は把握できているが登録率は不明 1
 - 把握できていない 1
- 3. 貴自治体で国民健康保険加入者の「マイナ保険証」の利用登録者の有効期間や電子証明書の失効時期を把握していますか。
 - ・把握している 〇
 - ・把握できていない 35
 - ・わからない 5
- 4. 「マイナ保険証」利用登録がない方に「資格確認書」を送付することになっていますが、貴自治体の対応は。
 - ・全ての国民健康保険加入者に送付する 6
 - 利用登録者を把握しているので、利用登録者以外の全ての方に送付する 25
 - 原則、申請があった方のみ送付する 1 (上記回答と重複回答)
 - ・他 (大阪府に合わせる 3/大阪府単位で保険証廃止後の運用を協議している段階で確定した 運用に基づいて送付を行う予定 /未定 /わからない /検討中 /近隣の市町の動向を見 て検討する)
 - NA 1
- 5. 今年 10 月から「マイナ保険証」の利用登録解除ができるようになりますが、貴自治体では「資格確認書」 発行に対応したシステム構築についての状況は(複数回答可)。
 - システム構築の検討をしている 25 * コメントあり1件「登録・解除については不明」
 - 他システムとの連携の問題で改修が難しい 1
 - 国の財政支援が分からないと検討できない 1
 - まだ検討していない
 - 内容が複雑すぎて見通したたない
 - ・わからない 5

- •他 1 (<u>当市では市町村事務処理標準システムを使用しているため現在、国保中央会にて開発が行わ</u>れている状況)
- 6. 現在の国民健康保険証は 12 月 2 日以降の廃止になりますが、経過措置は 1 年あります。貴自治体では今年 10 月末期限の国民健康保険証の更新についてどうされますか。
 - ・ 今年は通常の保険証を送付 33
 - ・今年10月31日をもって終了 ○
 - 未定 6
 - ・他 1 (大阪府単位で保険証廃止後の運用を協議している段階であり、確定した運用に基づいて送付を行う予定。)

※全体を通してご意見などございましたらご記入下さい。

- マイナ保険証利用登録有無の確認について、システム上の即時性、正確性が担保されるのか不安視している。
- 保険証の廃止に伴うシステム改修については、大規模な改修となるが、本市でも、現在、法令で定められた対応が行えるよう努めているところである。

アンケートについてのお問合せは、以下にお願い致します。 大阪府保険医協会 大阪市浪速区幸町1-2-33 電話06-6568-7721(担当・田川) 地方独立行政法人 東京都都立病院機構 理事長 安藤 立美 様

人権としての医療・介護 東京実行委員会

2024年度・機構病院の運営に関しての要望書

貴組織の病院運営において、都の果たすべき都民医療を支えるためのご奮闘に感謝を申し上げます。

新型コロナへの対応においては、行政的医療・感染症対応において大いに貢献され、都民の厚い信頼が寄せられました。

こうした対応の反面、日常の疾病に対する量的提供が低下し、14病院の1割を超える病床が休止、昨年度の一時期は20を超える病棟が稼働できない状態だと聞き及んでいます。

都民に必要な医療が職員不足などを理由に提供できないといった事態は都立病院 始まって以来の出来事ではないでしょうか。

従来、都民に提供してきた都立と公社病院の都全域への医療提供、地域病院としての果たす役割に大きな影が生じていることを都民は危惧しています。

新年度が始まり、そうした不安を少しでも解消するために、事業運営計画などについてご説明いただくよう下記の通り要請いたします。

記

- 1 昨年度末の時点で休止されていた病棟、病床を早期に稼働してください。再開 の時期と規模をについて明らかにしてください。
- 2 今年度の機構病院の事業計画について明らかにしてください。
- 3 今年度の新規事業内容および理由などについて明らかにしてください。また、 廃止や縮小する事業について、その規模と理由を明らかにしてください。
- 4 今年度の職員確保計画における時期と採用数、およびその根拠と理由を明らかにしてください。

また、新年度4月1日の採用によって今年度事業計画の必要職員数が確保できたのか明らかにしてください。

5 各病院において患者自費負担金となる新規設定、更新・変更などの料金につい て明らかにしてください。 「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急 に求める」政府要請及び地方議会請願(陳情)の取り組みについて

中央社会保障推進協議会

日々の社会保障を守り推進する活動に心より敬意を表します。

今回の訪問介護の報酬切り下げに対して、ホームヘルパーや訪問介護事業所はもとより、 自治体関係者や介護利用者からも多くの懸念や抗議の声が広がっています。とりわけ小規 模・零細の介護事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。

身体介護、生活援助など訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬改定は、法律改正事項ではありません。厚生労働省告示によって決められるものであり時期も法定されていません。したがって今からでも厚生労働大臣が「決定」すれば報酬改定のやり直し(再改定)は十分に可能です。

いま立場を超え、全国各地から「訪問介護費引下げ撤回と介護報酬の再改定を早急に求める」ことが重要です。短期間ですが中央社保協介護部会として以下の取り組みを全国に呼びかけます。あらゆる事業所、団体、個人に広く呼びかけてください。

記

- ①「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める政府要請書」(添付①)
- ・取り組み期間:4月10日(水)~5月27日(月)
- ・6月3日(月)に提出します。集まった要請書は、5月29日(水)までに、中央社保協までメール(k25@shahokyo.jp)、FAX(03-5808-5345)、郵送で送って下さい。
- ②「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願(陳情)書」(添付②)
- ・取り組み期間 2024年6月議会に向けた取り組みをお願いします
- ・添付②の請願(陳情)のモデル(ひな形)をご活用下さい

以上

【地方議会 請願書モデル】(注) 陳情の場合は、文中の「請願」を「陳情」に改めること

2024年 月 日

○○議会 議長 殿

請願(陳情)者

住所

氏名 〇〇社会保障推進協議会 〇〇 〇〇 印

紹介議員(陳情の場合は不要) 印

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願(陳情)書(モデル案)

【請願(陳情)趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願(陳情)いたします。

【請願(陳情)項目】

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

~ 日時4月27日(土)13時開場時間13:30~16:30 時間13:30~16:30 場所けんせつプラザ東京5階 €

判決を前に、生存権裁判の本質を学び、 勝利をめざす学習決起会を開催します

お話 尾藤 廣喜(弁護士・いのとり共同代表)

演題「いのちのとりで裁判の到達点と展望

~生活保障法の実現めざして~」

東京地裁の判決日は6月13日(木)15時~。署名目標5万筆をやり切りましょう。参加団体は必ずご参加ください。



主催: 生存権裁判を支える東京連絡会 連絡先: 〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚斉藤ビル1階(都生連) 1ELO3-5960-0266 FaxO3-5960-0268

新生存権裁判 学習決起集会 参加申込書

2024年 月 日

下記の方法でお申込み下さい。締め切りは4月25日です。

1、オンライン参加フォームでの申し込み

https://forms.gle/ABMuTqTtFBGsb1SY7 こちらのQRコードからも登録できます。



2、E-mail または Faxでの申し込み ご記入の上、下記宛に送付ください。



●お 名 前		

●ご所属など	
•	

●電話番号 ()

●ご参加形態 □ 会場参加 ・ □ Z	Zoom参加 ((チェックしてください)
---------------------	----------	-------------	---

≪Zoom参加の方は、下記にメールアドレスをご記入ください≫

●メールアドレス @

Faxによる申し込み先 03-3946-6823 E-mailによる申し込み先 syahokyo.tokyo@gmail.com

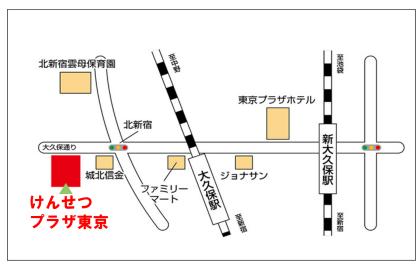
*オンライン(ZOOM)参加で申し込みされた方には、開催日前日までに学習決起集会の資料とZOOMへのアクセス情報をメールで送付します。

4月25日までにお申し込み下さい。

会場地図 けんせつプラザ東京

JR新大久保駅 徒歩10分

東京都新宿区北新宿1-8-16



お問合せは、 生存権裁判を支える東京連絡会 Tel 03-5960-0266 まで

国の上告受理申立て理由書

所有率≠購入率

のカ・ラ・ク・リ

国は「生活保護受給世帯においても、テレビやパソコン等・・・は一般世 帯と同様に普及」しており「生活扶助費で購入する」とし、生活扶助相当 CPIの計算で「各品目のウエイトや寄与度が大きくなることは当然」(上 告理由書p175)としています。「持っている」ことと「買うこと」は同じでは ありません。

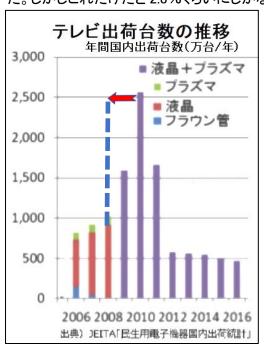
生活保護受給者は買っていない。

しかし所有率と購入率は全く違います。2011年の全面地デジ化を前に 日本中でテレビの買換えが起こりました。しかし保護世帯には総務省か ら地デジチューナーが配布され買い替えたひとはわずかです。名古屋高 裁で名古屋市の元ケースワーカー証言しました。

08→10 年の大幅下落 ×2010 年の購入割合

2010 年を基準年に

厚労省はこの数十年で最もテレビの購入が多かった 2010 年を基準 年にし、そこに 08 年からの大幅下落率をかけて物価指数を計算しまし た。しかしこれだけだと2.8%くらいにしかなりません。



さらに計算式を変更

そこで厚労省は計算式を パーシェ式に変更しました。 2010 年の支出割合(ウエイ ト)を08年にも使用。

生活保護世帯だけ 08 年 にも TV を買い替えたことに しました

下落率 2 倍に

その結果生活保護 世帯の物価下落率 は 4.78%に倍加し ました。(→)

これが厚労省が つくった特殊な生 活扶助 CPI(物価 指数)です。まさに 物価偽装です

105 厚労省が今回つくった数値 (パーシェ方式による) 104 104. 103 4.78%の下落 102 101.8 101 100 100 99 2011年はどちらも通常方式

物価偽装を許すな!全国の声に

名古屋高裁はこの二つの手口を違法としました。全国でこのカ ラクリを多くの市民に訴え、裁判所を動かしましょう。市民が知

ってしまえば裁判官も無視できなくなりま す。裏のマンガもぜひ活用ください

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館 301 愛知社保協内 Email: svahokvo@airoren.gr.ip

1,000

800

600

400

200

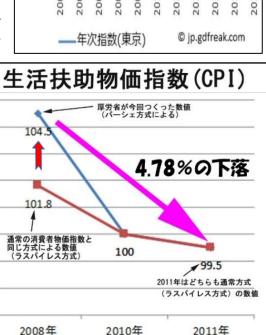


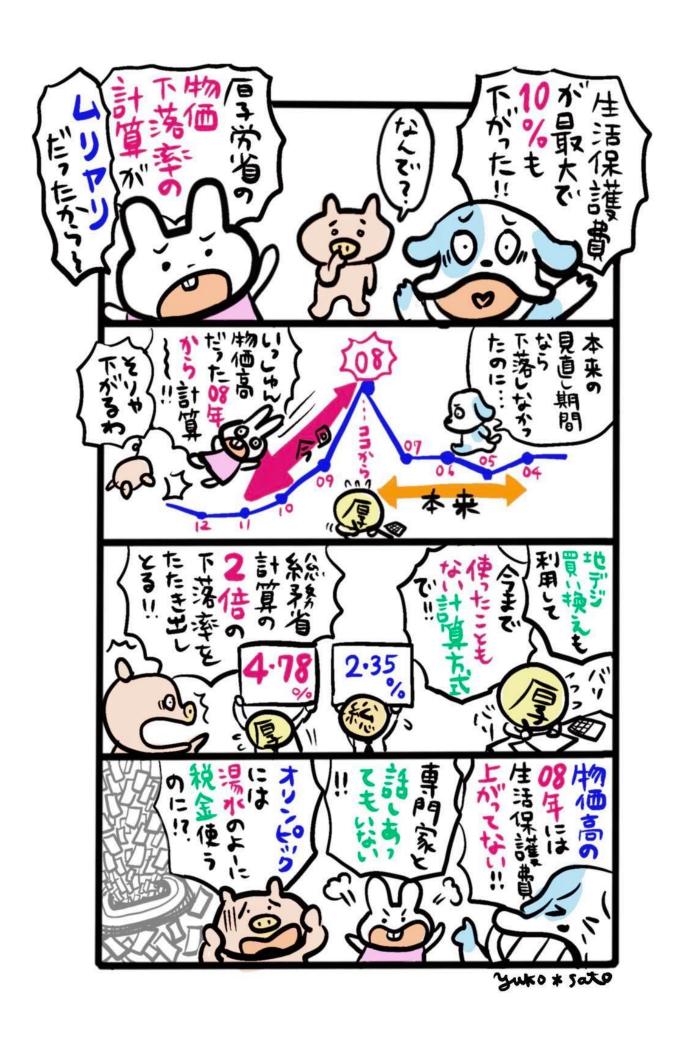
テレビの価格の推移

年次指数(東京) [2020年=100]

'08年→'10年

約2.7分の1





1000人超が訴訟提起

2013年に決められた生活保護基準の引 き下げに対し、29都道府県で1000人を超 える原告が憲法25条が定める生存権保障 に違反するなどとして訴訟を提起した。

兄の生活保護に関するプロジェク

兄はそれに乗ったのだろう。自民

29地裁で提起された訴訟で、1審判決が 出ている26件のうち、15件が減額処分を 取り消した (2024年2月22日現在)。23 年11月の名古屋高裁判決は、減額決定を 取り消し、国に1人1万円の慰謝料を支 払うよう命じた。



木下

立教大教授

きのした・たけのり 生活困窮者自立支援制度の各 地域での支援体制、生活保護制 度の不服申立制度などを研究。 著書に「生活保護と貧困対策 その可能性と未来を拓く」(共 ば、有斐閣)など。





群馬県桐生市から生活保護費を 1 を説明する男性(左)=同市役所

のはずであり、

一生活保護は権利

生活保護は誰でも受けられる権利 とだ。生活保護行政にはこのよう

な視点が欠けていることが多い。

って具体的なアドバイスをするこ

困ったら誰でも生活保護を受けら だ」と政府も言っているのだが、

ッシングが影響したと思う。自民 桁をめぐる報道など、

生活保護バ にお笑い芸人の親族の生活保護受 き下げると公約した。12年にあっ 選で、生活保護給付水準を10%引 自民党は2012年12月の衆院

めた。それぞれの世帯への食事の ない。そのような国はほとんどな 護給付水準とは、ほとんど変わら 現物給付など、現場の実態からす 引き下げと同時に、食費などの現 年4月に生活保護給付水準の10% った。日本では最低賃金と生活保 ればあまりにも非現実的な提言だ 物給付を進めるとする提言をまと トチーム(世耕弘成座長)は、12 ず、同じ市民として見ていないこ 務員の立場にあるために、不安定 はない。ただ、生活が安定した公 員がみな、おかしな人であるはず し、行政で生活保護を担当する職 ど、異常な対応をしていた。しか を手渡しし、全額を支給しないな とがある。そのうえ、職員には事 な生活にある人の状況を理解でき に1日1000円ずつ生活保護費

本来であれば、最低賃金を上

実上の生活保護の決定権があり、

る。ところが、指示に従う義務も

らない。大切なのは協力関係を作

想像がつくだろう。

げるべきなのだが、この時は、逆 がよいと考えたのではないか。 も弱い立場にある人を攻撃して政 0万人ぐらいだ。少数の人、しか 生活保護を受給している人は20 に生活保護を下げると公約した。 冶的な支持が増えるならそのほう 群馬県桐生市は生活保護受給者

ならない」などの規定もある。抑 かい指導をしている。生活保護法 制的であることが想定されてい 必要の最少限度にとどめなければ 同時に「被保護者の自由を尊重し、 沽保護の受給者に対して非常に細 には指導をできる条文があるが、 桐生市だけではなく、行政は生 電話をかけるだけでは支援にはな 話をかけているところがあった。 として、毎朝7時に一働け」と雷

なければ生きていけない。そこに ればおかしいことでも、自分たち は権力関係が生じる。外部から見 いうことはあるだろう。 ような一部の人の影響が大きいと は正しいことをしていると思って しまうのだろう。生活保護バッシ ングと近い考え方をする職員が、 部だがいることも確かだ。その 方で、受給する側は生活保護が

政の大きな課題だ。 る。高齢者にせよ、障害者にせよ、 考え方がなかなか入ってこない。

生活保護の分野には自己決定権の 受給者は一方的に指導、指示を受 れるようになっている。ところが 前は生活指導が重視されていた。 ている。これは現在の生活保護行 けるだけの消極的な立場に置かれ しかし今は、自己決定権が重視さ 児童にせよ、福祉の分野では、以 することができる」ともされてい 規定されていて、従わない場合は 「保護の変更、停止または廃止を 私の聞いた例だが、 就労支援だ が「公助」というのは誤りだ。政 वै ことだ、という考え方がある。ま え方だ。これでは常に自助や共助 府は「生活保護は最後」という考 人の助けをかりて主体的に生きる とではなく、専門家や制度など、

「自助」、次が「共助」、最後

ら、権利だと思えないのだ。 ってあった。みんなが安心して生 すようなデザインのポスターが張 も細かな抑制装置がある。私が知 制装置が張り巡らされているか 活保護を受けられると思えない抑 に「不正受給はダメ」という、脅 っている例では、相談ブースの壁 れる体制にならなければ権利とし て認識されない。 桐生市だけではなく、どこにで

自立とは人の助けを受けないこ

い。生活保護のような公助が基本 が受給の際に問われ、胸を張って を得ることが難しいことは容易に 労自立を求めても、まともな仕事 ろうか。家(住所)がないのに就 づく自助が成り立つのではないだ 権利として利用することができな にあるから、共助や自己決定に基

生活保護費 引き下げ

し、健康であるためには、基本的

最低限度の生活であるといえない

生活保護費の引き下げは憲法25条や生活保護法に反するとして、全国で行われて いる「いのちのとりで」訴訟で、行政の敗訴が相次いでいる。あるべき生活保護費 の基準とは。 【聞き手・須藤孝】

啓太

立命館大准教授



さくらい・けいた 専門は社会学、社会福祉学。 著書に「子育て罰『親子に冷た い日本』を変えるには」(共著、 光文社新書)「自立へ追い立て られる社会」(共編著、インパク ト出版会)「<自立支援>の社会 保障を問う」(法律文化社)など。



日1000円ずつ手渡されていた事情 fで2023年11月21日、大澤孝二撮影

うにすぎず、到底健康で文化的な なく、生命が維持できているとい けでは、当面は飢餓や命の危険が と言われている。「いのちのとり 3度の食事ができているというだ を感じる。 で」訴訟で勝率が5割を超えてい に有利で、原告の勝率は1割程度 判決文からは行政への厳しい警告 里大な過失も認めたことになる。 れで、驚異的だ。国の行為の違法 **償まで認められることはさらにま** るのは異例だ。名古屋高裁判決で 性だけでなく、背後にある故意 は国家賠償も認められた。国家賠 名古屋高裁の判決文には<人が あることが必要であったといえ る〉とある。 なることを行うことなどが可能で も、自分なりに何らかの楽しみと ながら贅沢は許されないとして おいて対人関係を持ったり、当然 には、孤立せずに親族間や地域に 必要であり、文化的といえるため 事を行うことが可能であることが

利」がある。そして、その「向上 ポイントだ。人間には「健康で文 くとも現代においては「単に食え 化的な最低限度の生活を営む権 項の国の責務にもふれているのが ではないと示した。さらに公条2 ればいい」という程度の低いもの 化的な最低限度の生活」は、少な 憲法25条1項にある「健康で文 だ。判決はこのことを再確認した。

な栄養バランスのとれるような食 法に引き下げたことへの強い非難 と警告を感じる。 その責務を忘れて安易に、また違 い」のが本来の国の責務だとした。 及び増進に努めなければならな

行政訴訟では、行政側が圧倒的

会の底が抜けないためのくさび 会全体の理念であって宣言だ。社 低」とは、「誰もこれ以上は下に の価値観だ。最低生活保障の「最 準でよい、食えさえすればいい」。 受ける人は、社会の最底辺である 巡って誤解がある。「生活保護を 落ちてはならない」というこの社 制度だが、「最低」という言葉を はない。劣等処遇という時代遅れ しのような考え方は、最低保障で きだ。だから可能な限り低い水 生活保護は最低生活を保障する

でもこれ以上、下に落ちてはなら ないという理念だから、国民全体 だろうか。 生活保護費の基準は、どんな人

年衆院選での自民党公約だ。厚生 公約との直接の関係は否定する 労働省も含めて関係者は、自民党 10%引き下げるとした、2012 げのもとは、生活保護給付水準を 訴訟で問われている基準引き下

社会像が問われているのではない えるかもしれない。世論や国民感 引き下げたと分かっている。ただ、 からこそ、私たち有権者の責任と 的な生活保護費の基準はない。だ 情からまったく自由な、真に中立 で大勝した。世論は支持したとい が、本当は「1割削減ありき」で 自民党はこの公約を掲げた衆院選

公約はだれかがずるをしていると も、結果的に一生使わない人もい 20年必要な人も、死ぬまで使う人 もあるのに、不正受給や保護の長 的だったのではないかと思う。 とができる、そういう社会を実現 制度によって社会の誰一人として ことではない。大切なことは、その る。でも、そんなことはたいした る期間も、1年だけ必要な人も、 正受給は1%以下だ。保護を受け 期化ばかりが取り上げられる。 の問題だ。困窮のリスクは誰にで 言って分断をあおること自体が目 できているかどうかだ。自民党の ない、社会から貧困を駆逐するこ それ(最低)よりも下、貧困に落ち 同じ社会の一員を、足を引っ張

る厄介者として仮想敵にすること 考える時は加害側の一端に立っ た。その意味でこの訴訟について き下げ決定の通知を担当世帯の方 え、自分自身、保護の引き下げ行為 端、ヒラのケースワーカーとはい 生活保護ケースワーカーをしてい 間、生活保護の現場で働いてきた。 に配り、保護の決定処理をしてい に行政側として関わり、実際に引 た時期に重なる。行政機構の最末 **髪準の引き下げが行われた13年は** なるのは実は我々の社会の方だ。 最低限を引き下げて本当に貧しく は社会の土台を切り崩すことだ。 たという事実に痛みを感じる。 私は大学を卒業してから10年

(c)毎日新聞社 無断転載、複製を禁止します。

新生存権裁判東京

みんなはひとりのためにひとりはみんなのために

公正な審理を求める署名は加えが開います。

(本) 日 時 6月13日(末) 集合時間 14:00 集合場所 東京地裁前

| 4:00~ 地裁前宣伝と入廷行動

Ⅰ5:00~ 東京地裁傍聴 Ⅰ03号法廷

(閉廷後、報告集会会場へ移動)

| 6:00~ 報告集会(法廷が延びた場合は閉廷45分後から)

会場: 衆議院第2議員会館 多目的会議室

原告の方 には す。 す。

街頭≪宣伝・署名≫行動

[とき] 5月24日(金)15:30~16:30

[ところ] 押上駅 B 3 ロ (スカイツリーバスターミナル)

<mark>ネット署名(生存権-東京)もご協力下さい</mark> 下記 URL、右記QRコードからでも参加できます https://www.change.org/seizonken-tokyo





私たちは裁判で訴えています…

建活保護準引台下的改憲法違反

図名にご協力 引き下げの影響は様々な制度[BO発表では]へ影響

署名にし聞いていた。

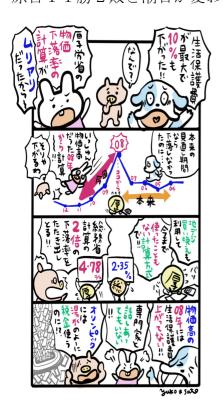
生活保護基準は、国の発 表では右表のように47も のさまざまな制度基準に連

 労働
 税金
 教育
 医療
 介護
 福祉
 住宅

 保育料 非課税 非課税 非課税 が学 援助※
 国民健康 保険料 減免 就免 減免
 介護 保険料 減免 減免
 障害者福祉 サービス 自己負担 限度額
 公営住宅 家資減免

 高校等 対学金 滞納処分 禁止
 高級泰養費 自己負担 大学等授 業科減免
 介護保険 自己負担 限度額
 難病患者の 医療費減免

動し、生活保護基準が引下げられると、国民の生活を支える制度基準も引下げられることになります。この裁判は、2013年度から2015年4月まで、3回にわたり行われた「生活保護基準引き下げ」が「憲法25条の定める『生存権』保障に反する」として、全国で千人を超える生活保護受給者が東京地方裁判所など、全国29の地方裁判所に30の原告が提訴し、これまでに26の地裁で判決が出され、原告が15勝11敗と多くの粘り強い支援により、原告の勝ち越し数が増え、昨年からは原告11勝2敗と潮目が変わっています。昨年4月の控訴審初の大阪高裁は逆転敗訴判決でしたが、



千葉・静岡・広島地裁と連続して原告勝訴判決が言い渡され、名古屋高裁では「国家賠償」も認める「原告完全勝訴」判決が出されました。大阪高裁判決をなぞった様な那覇地裁判決もありますが、今年に入り鹿児島、富山、津地裁では原告が3連勝しています。3月の仙台高裁秋田支部判決は、原告弁護団によると、結論ありきの「手抜き判決」「高裁の職責放棄」の「不当判決」であり、最高裁へ上告しました。原告が勝訴した判決では、引き下げられた理由が審査され、

- ① 毎年物価の動きも考慮し基準の改定を行ってきたにも関わらず、物価下落のみを理由とする「デフレ調整」を行ったこと
- ② 2007年から2008年に急激な物価上昇が生じているのに、無視して2008年以降の物価の下落部分のみを切り取って考慮したことに、合理的根拠はなく
- ③ 統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く厚労大臣の判断過程には過誤・欠落があり、その裁量権の逸脱・乱用である………として、国の処分を取り消しました。

原告には高齢者が多く、諸物価高騰のなか、最高裁までの先延ばしは許されません。私たちは、国がこれらの判決を真摯に受け止め、生

活保護基準を引き下げてきたこれまでの政策を速やかに改めるとともに、早期決着を要求しています。東京地裁での裁判勝利をめざす「公正な審理を求める要請署名」へのご協力をお願い致します。

新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、 東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

連絡先:〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-51-2 (海生連) Ta: 03 (5960) 0266 Fax: 03 (5960) 0268

生活保護基準引下げ違憲訴訟 各地の裁判進行表

*原告数は提訴した最初の人数です。地裁判決欄中の**②マーク**は原告側一審、二審勝訴の印です。

2024年3月20日現在把握分 いのちのとりで全国アクション事務局

								* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	ш ч ш шилин т	1 7 /	Ĭ	1				1	$\overline{}$
	県	名	原告数		合計	提訴日	地裁判決	控訴日	高裁判決	弁護団		提訴内容		1	T		
2					+						-						
3 数元 16 17 2 2 2 2 2 2 2 2 2		_	15	9	24	2014年2月25日	2022年5月13日	2022年5月24日		8	0		24年3月5日(高裁5回)	24年5月21日(火)13:30~(高裁6回)	23年11月7日(高裁4回)	22	: 19
特別	2 熊本		49		49	2014年5月15日	② 2022年5月25日	2022年6月7日		16	0		23年12月13日(高裁5回)	24年3月25日(月)14:30~(高裁6回)	23年9月25日(高裁4回)	36	36
5 三重 27 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20	3 愛知		16	5	21	2014年7月31日	2020年6月25日	2020年7月7日	♥ 2023年11月30日	17	0	国賠(1万円)	23年11月30日(勝訴判決)	23年12月13日(被告側上告)	23年7月14日(高裁結審)	18	13
6	4 埼玉	<u>-</u>	28	7	35	2014年8月1日	V 2023年3月29日	2023年4月12日		18	0	国賠(1万円)	22年12月14日(結審)	23年3月29日(水)13:10~(勝訴判決)	22年8月24日(第30回)	25	j
日本語画	5 三重	Ī	27		27	2014年8月1日	② 2024年2月22日	2024年3月7日		5	0		23年5月18日(結審)	24年2月22日(木)11:00~(勝訴判決)	23年1月26日(第35回)	23	3 23
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6 宮崎	ij	4		4	2014年9月17日	② 2023年2月10日	2023年2月22日		3	0		24年1月24日(高裁3回)	24年5月29日(水)10:30~(高裁4回)	23年9月27日(高裁2回)	4	3
9 2 2 2 3 2 3 9 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2	7 群馬	<u>.</u>	10		10	2014年9月22日				16	0	冬季加算、期 末一時扶助、	24年3月13日(第33回)	24年7月10日(水)14:30~(第34回)	23年10月25日(第32回)	8	į
1 1 1 1 2 2 1 1 2014年10月27日 ② 2023年3月24日 2023年3月24日 ② 2023年4月24日 ③ 18 ○ 国際(7万円) ② 24年3月22日(中止) ② 24年3月19日(火)(進行協調) ② 23年3月26日(第30回) ③ 7 12 2 2 2 2 2 2 2 2	8 石川	I	4		4	2014年10月15日	2021年11月25日	2021年12月8日		12	0	国賠(25万円)	23年12月18日(高裁5回)	24年4月22日(月)13:30~(高裁6回)	23年9月11日(高裁4回)	4	4
1 回山 46 7 1 回山 46 7 1 46 2014年10月30日 2023年4月13日 2033年4月13日 2023年4月13日	9 沖縄		9		9	2014年10月17日	2023年12月14日	2023年12月22日		3	0		23年7月20日(結審)	23年12月14日(木)14:30~(不当判決)	23年5月11日(第46回)	٤	,
13 選載 5 8 8 8 1 13 2014年10月31日 2023年4月13日 2023年4月24日 18 6 国際(1万円) 24年3月13日(第30回) 24年3月13日(第10回) 24年3月13日(第	10		9	2	11	2014年10月27日	√ 2023年3月24日	2023年4月6日		7	0	国賠(5万円)	22年11月11日(結審)	23年3月24日(金)14:00~(勝訴判決)	22年7月22日(第35回)	10)
13 受援 42 42 43 44 2014年11月1日 45 45 45 2014年11月1日 45 45 45 23年3月13日 (第30回) 24年6月12日(水)14:00~(第31回) 32年12月3日 (第20回) 36 14 広島 63 2014年11月2日 ② 2023年10月2日 2023年10月2日 2023年4月12日 223 ② 株株、地川、岬 24年3月13日 (第30回) 24年6月12日(水)13:00~(高野税) 23年12月3日 (第20回) 37 15 北海道 142 7 4 153 2014年11月28日 ② 2014年3月2日日 2023年6月2日 2023年6月2日 2023年6月2日 2023年6月2日 223年6月2日 233年6月2日 233年7月2日 233年7日 233年7月2日	11 岡山	_	46		46	2014年10月30日					0	国賠(1万円)	24年1月22日(中止)	24年3月19日(火)(進行協議)	23年8月2日(第30回)	37	,
	12 滋賀	/mil	5	8	13	2014年10月31日	2023年4月13日	2023年4月24日		18	0	国賠(1万円)	24年2月15日(高裁·進行協議)	24年3月22日(金)14:00~(高裁第1回)	23年10月20日(高裁・進行協議)	11	8
15 142 7 4 153 2014年11月28日 2021年3月29日 2021年4月12日 23 ② 4.4.	13 愛媛	Z Z	42		42	2014年11月11日				3	0		24年3月13日(第30回)	24年6月12日(水)14:00~(第31回)	23年12月13日(第29回)	36	j
1	14 広島	į į	63		63	2014年11月21日	② 2023年10月2日	2023年10月13日		45	0		23年3月15日(結審)	23年10月2日(月)13:10~(勝訴判決)	22年10月12日(第28回)	57	1
17 大阪 51 2 53 2014年12月19日 ② 2021年2月2日 2021年3月8日 2023年4月14日 16 ③ 国際(1万円) 23年4月26日(高載名当刊) 23年4月26日(上舎か)係属) 22年12月7日(高載名書) 44 31 32 32 32 32 32 32 32	15 北海	道	142	7	4 153	2014年11月28日	2021年3月29日	2021年4月12日		23	0	札幌、旭川、釧路	24年3月5日(高裁4回)	24年6月20日(木)13:30~(高裁5回)	23年12月5日(高裁3回)	136	102
18 京都 57 18 京都 57 18 18 京都 57 18 18 18 18 18 18 18 1	16 千葉	/IIII	12		12	2014年11月28日	② 2023年5月26日	2023年6月9日		12	0		22年12月2日(結審)	23年5月26日(金)15:00~(勝訴判決)	22年9月16日(第27回)	12	2
19 京山 3 2 5 2015年1月8日 ② 2024年1月24日 2024年2月8日 20	17 大阪	Ī.	51	2	53	2014年12月19日	◎ 2021年2月22日	2021年3月8日	2023年4月14日	16	0	国賠(1万円)	23年4月14日(高裁不当判決)	23年4月25日(上告3小係属)	22年12月7日(高裁結審)	42	2 34
2 京藤 1 「日本 1 「日	18 京都	ß	57		57		2021年9月14日	2021年9月22日			0	国賠(1万円)	24年3月11日(高裁6回)	24年5月27日(月)14:30~(高裁7回)	23年12月4日(高裁5回)	44	1 35
福岡 103 5 9 117 2015年3月16日 2021年5月12日 2021年5月24日 12 ② 国膳(10万円) 24年2月2日(高載7回) 24年7月1日(月)14:00~(日程調整中) 23年10月1日(高載6回) 91 44 24 2015年5月18日 2021年12月16日 2021年12月28日 18 ③ 23年12月26日(高載+結審) 24年4月26日(金)15:00~(高載4円表) 23年12月2日(高裁6回) 24 23 秋田 48 5 5 5 3 2015年5月22日 2022年3月7日 2022年3月7日 2022年3月18日 2024年3月14日 6 ③ 23年12月26日(高裁+部) 24年3月12日(高裁1回) 24年6月18日(火)13:00~(高載4円表) 23年12月7日(回頭弁論) 48 14 14 14 14 14 14 14	19 富山	1	3	2	5	2015年1月8日	V 2024年1月24日	2024年2月6日		7	0	国賠(5万円)	23年8月14日(結審)	24年1月24日(水)13:10~(勝訴判決)	23年7月19日(第28回)	Ę	j
22 長庫 6 18 24 2015年5月18日 2021年12月16日 2021年12月28日 18 ② 23年12月26日(高載・結審) 24年4月26日(金)15:00~(高載判決) 23年11月22日(高載6回) 24 22 23 秋田 48 5 5 5 3 2015年5月22日 2022年3月7日 2022年3月18日 2024年3月14日 6 ③ 23年12月26日(高載結審) 24年3月14日(未)13:30~(高載判決) 23年12月7日(口頭弁論) 48 14 24 東京(小男) 33 2 33 2015年6月19日 ③ 2022年6月24日 2022年7月8日 2022年7月8日 (⑤) 国籍(1万円) 24年3月12日(高載1回) 24年6月18日(火)13:40~(高載第2回) 22年6月24日(勝訴判決) 22 22年11月17日(結審) 23年12月15日(進行協議) 23年12月15日(憲載1回) 23年12月15日(憲載1回) 23年12月15日(憲載1回) 23年12月15日(憲載1回) 23年12月15日(憲載1回) 23年12月15日(憲載1回) 23年12月15日(高載1回) 23年12日(高載1回) 23年12月15日(高載1回) 23年12日(高載1回) 23年12日(高載1回) 23年12日(高載1回) 23年12日(高載1回) 23年12日(20 奈良	Į	2	3	5	2015年2月13日	√ 2023年4月11日	2023年4月24日			0		24年1月17日(高裁1回)	24年2月27日(火)14:00~(延期·次回未定)	23年4月11日(勝訴判決)	5	j 4
3 秋田 48 5 5 5 5 5 5 5 5 5	21 福岡	1	103	5	9 117	2015年3月16日	2021年5月12日	2021年5月24日		12	0	国賠(10万円)	24年2月2日(高裁7回)	24年7月1日(月)14:00~(日程調整中)	23年10月11日(高裁6回)	91	44
24 東京(小物) 33 2015年6月19日 ② 2022年6月24日 2022年7月8日 (⑤) 国賠(1万円) 24年3月12日(高載1回) 24年6月18日(火)13:40~(高載第2回) 22年6月24日(勝訴判決) 29 25 25 静岡 5 4 9 2015年7月9日 ② 2023年5月30日 2023年6月12日 7 ⑥ 22年11月17日(結審) 23年5月30日(火)13:10~(勝斬判決) 22年7月7日(第25回) 8 26 神奈川 48 2015年9月24日 ② 2022年10月19日 2022年11月1日 12 ⑥ 国膳あり 23年12月15日進行協議) 24年3月29日(金)14:00~(遺析職) 23年9月15日(高裁進行協議) 39 26 27 鹿児島 32 32 2015年12月24日 ② 2024年1月15日 2024年1月26日 21 ⑥ 国贈あり 23年7月24日(結審) 24年1月15(月)15:00~(勝所判決) 23年3月20日(第25回) 31 28 宮城 1 1 2016年2月29日 2022年7月27日 2022年8月8日 4 ⑥ 24年2月1日(高裁2回) 2024年6月3日(月)15:00~(高裁3回) 23年10月18日(高裁第1回) 1 29 青森 4 0 4 0 24年2月1日(高裁第2回) 24年6月4日(火)13:30~(高裁第3回) 23年10月17日(高裁1回) 3 30 東京(新) 30 17 1 57 2018年5月14日 0 回路(1万円) 23年12月12日(結審) 24年6月13日(火)13:0~(高裁第2回) 23年10月17日(高裁1回) 3 30 東京(新) 30 東京(22 兵庫	Ī	6	18	24	2015年5月18日	2021年12月16日	2021年12月28日		18	0		23年12月26日(高裁・結審)	24年4月26日(金)15:00~(高裁判決)	23年11月22日(高裁6回)	24	1 21
25 静岡 15 4 9 2015年7月9日 ① 2023年5月30日 2023年6月12日 7 ② 22年11月17日(結審) 23年5月30日(火)13:10~(勝訴判決) 22年7月7日(第25回) 8 26 神奈川 48 2015年9月24日 ② 2022年11月1日 2022年11月1日 12 ③ 国語あり 23年12月15日(進行協議) 23年12月15日(金月4元(公本)本) 23年3月20日(第14:00~(進行協議) 23年9月15日(高裁進行協議) 39 24 24年2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高裁2日) 2024年6月3日(月)15:00~(勝訴判決) 23年3月20日(第25回) 31 24年2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高裁2日) 24年6月3日(月)15:00~(高裁3日) 23年10月18日(高裁1日) 3 24日2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高裁2日) 24年6月3日(大)13:30~(高裁第3回) 23年10月17日(高裁1日) 3 24年2月21日(高裁2日) 24年2月21日(高表2日) 24年2月21日(高表2日)	23 秋田	=	48	5	53	2015年5月22日	2022年3月7日	2022年3月18日	2024年3月14日	6	0		23年12月26日(高裁結審)	24年3月14日(木)13:30~(高裁不当判決)	23年12月7日(口頭弁論)	48	14
26 神奈川 48 48 2015年9月24日 ③ 2022年10月19日 2022年11月1日 12 ③ 国賠あり 23年12月15日(進行協議) 24年3月29日(金)14:00~(進行協議) 23年9月15日(高裁進行協議) 39 26 27 鹿児島 32 32 2015年12月24日 ③ 2022年1月15日 2022年1月26日 21 ④ 国賠あり 23年7月24日(結審) 24年1月15(月)15:00~(勝軒判決) 23年3月20日(第25回) 31 28 宮城 1 1 2016年2月29日 2022年7月27日 2022年8月8日 4 ④ ④ 24年2月21日(高裁2回) 2024年6月3日(月)15:00~(高裁3回) 23年10月18日(高裁3日回) 1 29 青森 4 4 2017年1月27日 ② 2023年3月24日 2023年4月6日 ④ 国賠がり 24年2月7日(高裁第2回) 24年6月4日(火)13:30~(高裁第3回) 23年10月17日(高裁1回) 3 30 東京(新) 39 17 1 57 2018年5月14日 ■ 4 ④ ■ 6 国賠(1万円) 23年12月12日(結審) 24年6月13日(木)15:00~(判決) 23年10月16日(第17回) 56 4 4 4 4 4 4 4 4 4	24 東京	(八朔)	33		33	2015年6月19日	√ 2022年6月24日	2022年7月8日			(@)	国賠(1万円)	24年3月12日(高裁1回)	24年6月18日(火)13:40~(高裁第2回)	22年6月24日(勝訴判決)	29	29
27 鹿児島 32 0 32 015年12月24日 ② 2015年12月24日 ② 2024年1月15日 2024年1月26日 21 ② 国賠あり 23年7月24日(結審) 24年1月15(月)15:00~(勝訴判決) 23年3月20日(第25回) 31 28 宮城 1 0 1 2016年2月29日 2022年7月27日 2022年8月8日 4 (⑤) 24年2月21日(高裁2回) 2024年6月3日(月)15:00~(高裁3回) 23年10月18日(高裁第1回) 1 29 青森 4 0 4 2017年1月27日 ② 2023年3月24日 2023年4月6日 ⑥ 24年2月7日(高裁第2回) 24年6月4日(火)13:30~(高裁第3回) 23年10月17日(高裁1回) 3 30 東京(新) 39 17 1 57 2018年5月14日 0 国賠(1万円) 23年12月12日(結審) 24年6月13日(木)15:00~(判決) 23年10月16日(第17回) 56	25 静岡	1	5	4	9	2015年7月9日	√ 2023年5月30日	2023年6月12日		7	0		22年11月17日(結審)	23年5月30日(火)13:10~(勝訴判決)	22年7月7日(第25回)	8	3
28 宮城 1	26 神奈	€JI	48		48	2015年9月24日	② 2022年10月19日	2022年11月1日		12	0	国賠あり	23年12月15日(進行協議)	24年3月29日(金)14:00~(進行協議)	23年9月15日(高裁進行協議)	38	26
29 青森 4 4 2017年1月27日 ② 2023年3月24日 2023年4月6日 ⑤ 24年2月7日(高裁第2回) 24年6月4日(火)13:30~(高裁第3回) 23年10月17日(高裁1回) 3 30 東京(新) 39 7 1 5 7 2018年5月14日 2018年5月14日 ⑥ 国賠(1万円) 23年12月12日(結審) 24年6月13日(木)15:00~(判決) 23年10月16日(第17回) 56	27 鹿児	島	32		32	2015年12月24日	② 2024年1月15日	2024年1月26日		21	0	国賠あり	23年7月24日(結審)	24年1月15(月)15:00~(勝訴判決)	23年3月20日(第25回)	31	
30 東京(新) 39 17 1 57 2018年5月14日 ⑤ 国賠(1万円) 23年12月12日(結審) 24年6月13日(木)15:00~(判決) 23年10月16日(第17回) 56	28 宮城	ţ	1		1	2016年2月29日	2022年7月27日	2022年8月8日		4	(©)		24年2月21日(高裁2回)	2024年6月3日(月)15:00~(高裁3回)	23年10月18日(高裁第1回)	1	1
	29 青森	ķ	4		4	2017年1月27日	② 2023年3月24日	2023年4月6日			0		24年2月7日(高裁第2回)	24年6月4日(火)13:30~(高裁第3回)	23年10月17日(高裁1回)	3	\$
hearth 913 94 14 1021	30 東京	(新)	39	17	1 57	2018年5月14日					0	国賠(1万円)	23年12月12日(結審)	24年6月13日(木)15:00~(判決)	23年10月16日(第17回)	5€	j
	合討	+	913	94 1	4 1021					309						874	416

※静岡の2018年引き下げ提訴の弁論は、6/19(第1回)、10/2(第2回)、21年1/29(第3回)、5/14(第4回)14:30~、22年2/4(第5回)14:30~、 大阪上告2023年4月25日、上告34人(第3小法廷に係属)。愛知・被告側上告2023年12月13日 (今後)岡山は、2024年1月22日の口頭弁論を中止し、3月19日(火)に進行協議を行うこととなった。神奈川は2024年3月29日に4回目の進行協議を経て口頭弁論へ。佐賀高裁(7回)2024年8月27日(火)13:30~。

79

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げ の再改定を早急に行うことを求める要請書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、 ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2 2年度で15・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0・98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

私たちは、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを強く求めます。

私が伝えたいこと(現場の実態を知ってください)

事業所名・団体名・個人名

所在地·住所

氏 名

憲法25条を守り活かそう 防衛費の拡大より社会保障の拡充こそ

春の25条集会

2024年5月16日(木)12:00~15:00 衆議院第1議員会館 大会議室

政府が進める防衛費倍増計画により、社会保障費の削減や、社会保障に関わる 国民負担増が相次いでいます。 私たちが目指す社会は、憲法にもとづき、政府 の責任でいのち・暮らし・人権を最優先する社会への転換です。いまこそ「防衛費 の拡大より社会保障の拡充を」の声を大きく広げる時ではないでしょうか。

生活保護は憲法25条が定める生存権保障の岩盤です。生活保護引き下げ阻 止のたたかいを含めてこの春、あらためて憲法25条に基づく人権としての社会 保障をめざして学び、行動を広げましょう。

■集会スケジュール(11時30分 受付け開始)

12時00分~開会・国会議員あいさつなど

12時20分~記念講演 人権としての社会保障実現に向けて いのとり裁判全国アクション共同代表

木下秀雄さん(大阪市立大学名誉教授)

13時20分~当事者からの告発

いのちのとりで裁判 原告の皆さん

高齢者、障がい者、労働者からの実態告発

14時30分~集会アピールと行動提起

15時00分 閉会 ※集会後、厚労省·国会議員要請



■オンライン配信を行います(参加 700m ミーティング)

https://zoom.us/j/92218731809?pwd=OVZFTGJJSXVXdUY4TUJFNjNMQmd5dz09ミーティング ID: 922 1873 1809 パスコード: 928379

主催:「憲法25条を守り、活かそう」共同実行委員会

事務局団体:中央社保協/きょうされん/福祉保育労/障全協/全生連/日本高連/

いのちのとりで裁判全国アクション

問い合わせ:〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 中央社会保障推進協議会 電話03-5808-5344 / ファックス03-5808-5345 / 代表メールk25@shahokyo.jp

憲法 25 条を守り活かそう 防衛費の拡大より社会保障の拡充こそ 春の 25 条集会のご案内

中央社会保障推進協議会

日々の社会保障を守り推進する活動に心より敬意を表します。

政府が進める防衛費倍増計画により、社会保障費の削減や、社会保障に関わる国民負担増が相次いでいます。私たちが目指す社会は、憲法にもとづき、政府の責任でいのち・暮らし・人権を最優先する社会への転換です。いまこそ「防衛費の拡大より社会保障の拡充を」の声を大きく広げる時ではないでしょうか。

生活保護は憲法 25 条が定める生存権保障の岩盤です。生活保護引き下げ阻止のたたかいを含めてこの春、あらためて憲法 25 条に基づく人権としての社会保障をめざして学び、行動を広げましょう。春の 25 条集会の会場参加を広く呼びかけてください。

記

日時:2024年5月16日(木)12:00~15:00

場所:衆議院第1議員会館 大会議室

※オンライン配信を行います(参加 Zoom ミーティング)

https://zoom.us/j/92218731809?pwd=OVZFTGJJSXVXdUY4TUJFNjNMQmd5dz09

ミーティング ID: 922 1873 1809 パスコード: 928379

集会スケジュール (11 時 30 分 受付け開始)

12時00分~開会・国会議員あいさつなど

12時20分~記念講演 人権としての社会保障実現に向けて

いのとり裁判全国アクション共同代表 木下秀雄さん(大阪市立大学名誉教授) 13時20分~当事者からの告発

いのとり裁判原告の皆さん、高齢者、障がい者、労働者など実態告発

14時30分~集会アピールと行動提起

15 時 0 0 分 閉会 ※集会後、厚労省・国会議員要請

以上

主催:「憲法25条を守り、活かそう」共同実行委員会 事務局団体:中央社保協/きょうされん/福祉保育労/障全協/全生連/日本高連/いのちのとりで裁判全国アクション

全国各地で国保改善大運動をすすめよう

春の国保改善運動交流集会

2024年6月1日(土)13:30~16:30

日本医療労働会館2階会議室

(東京都台東区入谷1-9-5 地下鉄日比谷線「入谷駅」徒歩5分)

2024年4月から各都道府県で第3期国保運営方針(6年間)がスタートしました。

今後、国民健康保険料水準の統一化や法定外繰入の解消がさらに強まり、かつてない規模の国保料の値上げや、不当な差し押さえ、保険証の取り上げなど、いのちや暮らしを脅かす事態がますます懸念されます。

各地から国民健康保険をめぐる実態と運動を交流するとともに、討論を深め、新たな国保改善大運動に踏み出す意思統一にしていきましょう。



■集会スケジュール (13時 受付け開始)

13時30分~開会

13時35分~特別報告 2023年「手遅れ死亡事例調査」 報告者:全日本民医連事務局次長 山本淑子さん

14時30分~国保改善大運動の提起(中央社保協)

15時00分~各地での国保改善の取り組み報告・交流

16時20分~討論のまとめ

16時30分 閉会

春の国保集会申し込みはこちら QRコード



■春の国保集会・申し込みURL(必ず申し込みください)

https://docs.google.com/forms/d/1rCwOJpICMkUXgdCd8Unwe0kMnp1Gfl8LutkCDKvyt28

■オンライン配信を行います(参加 Zoom ミーティング)

https://zoom.us/j/92545276591?pwd=d0ZEb2pyWGVMclVhRlAzQzRoWmRwZz09ミーティング ID: 925 4527 6591 パスコード: 480057

主催:中央社会保障推進協議会 国保部会

問い合わせ:〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 中央社会保障推進協議会 電話03-5808-5344 / ファックス03-5893-5345 / 代表メールk25@shahokyo.jp

全国各地で国保改善大運動をすすめよう

春の国保改善運動交流集会のご案内

中央社会保障推進協議会

日々の社会保障を守り推進する活動に心より敬意を表します。

2024年4月から各都道府県で第3期国保運営方針(6年間)がスタートしました。

今後、国民健康保険料水準の統一化や法定外繰入の解消がさらに強まり、かつてない規模の国保料の値上げや、不当な差し押さえ、保険証の取り上げなど、いのちや暮らしを脅かす事態がますます懸念されます。

各地から国民健康保険をめぐる実態と運動を交流するとともに討論を深め、新たな国保 改善大運動に踏み出す意思統一にしていきましょう。

記

日時:2024年6月1日(日)13:30~16:30

場所:日本医療労働会館2階会議室(最大70名)

(東京都台東区入谷 1-9-5 地下鉄日比谷線「入谷駅 | 徒歩 5 分)

※オンライン配信を行います(参加 Zoom ミーティング)

https://zoom.us/j/92545276591?pwd=d0ZEb2pyWGVMclVhRlAzQzRoWmRwZz09

ミーティング ID: 925 4527 6591 パスコード: 480057

集会スケジュール (13 時 受付け開始)

13 時 30 分~開会

13時35分~特別報告 2023年「手遅れ死亡事例調査」

報告者:全日本民医連事務局次長 山本淑子さん

14時30分~国保改善大運動の提起(中央社保協)

15 時 00 分~各地での国保改善の取り組み報告・交流

16時20分~討論のまとめ

16 時 30 分 閉会

【春の国保集会 申し込み URL】

https://docs.google.com/forms/d/1rCwOJpICMkUXgdCd8Unwe0kMnp1Gf18LutkCDKvyt28

主催:中央社会保障推進協議会 国保部会

問い合わせ:〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5

電話:03-5808-5344 / ファックス:03-5808-5345 / 代表メール:k25@shahokyo.jp

春の国保集会 申し込みはこちら ORコード



社保テキスト学習会第2弾 (全4回シリーズ) 5月14日(火) 18:00~19:00

講師:長友 薫輝 准教授 (佛教大学)

テーマ 高齢者優遇論は本当か 高齢期の社会保障を考える



※学習会は、地域社保協などで社保テキストを活用して学習会を開催する際の講師育成が目的です。

学習会第2弾として、社保テキストのアドバイザー である長友先生にテキストに執筆いただいた内容を もとにお話いただきます。

※参加者はテキストご持参の上、ご参加ください!!

☆ZOOM参加はこちらから☆

https://zoom.us/j/94058264911?

pwd=NWV0VFQwcEpNdXd4b2lyYkdLUDI5QT09

ミーナイング ID: 940 5826 4911

パスコード 651527





社保テキスト学習会 第3弾 (全4回シリーズ) 6月17日(月) 18:00~19:00



講師:村田 隆史准教授

(京都府立大学)

トイマーマース 人権としての社会保障とは 改革の本質を知り対抗を

※学習会は、地域社保協などで社保テキストを活用して学習会を開催する際の講師育成が目的です。

学習会第3弾として、社保テキストのアドバイザーの 村田先生にテキストに執筆いただいた内容をもとに お話いただきます。

※参加者はテキストご持参の上、ご参加ください!!

☆参加はこちらから☆ Zoom ミーティング https://zoom.us/j/99237102447? pwd=dnF2M2o3S2FmZldoWHZqZWdOWjJ6QT09

ミーティング ID: 992 3710 2447

パスコード: 820546







(全4回シリーズ)

7月23日(火)

18: 00~19: 00



テーマ

社保テキストの活用、取り組みの紹介

※学習会は、地域社保協などで社保テキストを活用して 学習会を開催する際の講師育成が目的です。

学習会の最終回では、社保テキストを活用して開催した 講演会の紹介やどのように職場や地域でテキストが活用 されているのかなどを紹介します。

※参加者はテキストご持参の上、ご参加ください!!

講師:曽根 貴子

中央社保協運営委員・保団連事務局主査)

参加はこちらから→ZOOM ミーティング

https://zoom.us/j/92139121604?

pwd=eW5WbGJzUWt3eUpFaWo2MWR6dDZ5dz09

ミーティング ID: 921 3912 1604

パスコード: 484009



社会保障入門テキスト (第2弾) オンライン連続学習会のお知らせ

中央社会保障推進協議会

日々の社会保障を守り推進する活動に心より敬意を表します。

4月より4回シリーズで社会保障入門テキスト(第2弾)を使ったオンライン学習会を 行います。この連続学習会は、各組織でテキストを活用した学習会を開催する際の講師育 成が目的となります。積極的な参加を呼びかけます。

学習会参加の際は社会保障入門テキスト(第2弾)を用意してご参加願います。

記

◆4月16日(火)18時~19時 「社会保障の意義 その原理原則と社会保障運動」 講師:井口克郎さん(神戸大学准教授)

https://zoom.us/j/99553038323?pwd=WXRrWnlEQk02YVVueS9lcmJNOEU3Zz09 ミーティング ID: 995 5303 8323 パスコード: 632954

◆5月14日(火)18時~19時「高齢者優遇論は本当か 高齢期の社会保障を考える」 講師:長友薫輝さん(佛教大学准教授)

https://zoom.us/j/94058264911?pwd=NWV0VFQwcEpNdXd4b2lyYkdLUDI5QT09 ミーティング ID: 940 5826 4911 パスコード: 651527

- ◆6月17日(月)18時~19時「人権としての社会保障とは 改革の本質を知り対抗を」 講師:村田隆史さん(京都府立大学准教授) https://zoom.us/j/99237102447?pwd=dnF2M2o3S2FmZldoWHZqZWdOWjJ6QT09
 - ミーティング ID: 992 3710 2447 パスコード: 820546
- ◆7月23日(火)18時~19時「社保テキストの活用、取り組みの紹介」

講師: 曽根貴子さん(中央社保協運営委員・保団連事務局主査)

https://zoom.us/j/92139121604?pwd=eW5WbGJzUWt3eUpFaWo2MWR6dDZ5dz09 ミーティング ID: 921 3912 1604 パスコード: 484009

以上

第54回東京社保協総会 日程(案)

[日時] 5月18日(土)、10時~16時半(延長しても17時)

[場所] けんせつプラザ東京(100 名まで) +**オンライン**(Z00M: アカウント東京社保協) ····Z00M ホスト PC・録画(東京土建) + サブパソコン(東京土建)

午前中は、総括と方針の報告・提案を、午後は活動経験交流を中心に開催します。 都団体と地域社保協から、1団体当たり7分以内の発言を要請します。

<タイムテー	-ブル(案)> (討論の発言は順不同)
09:00	設営準備開始 有志
09:30	受付開始 パソコン: 大嶋 会場:土建、民医連
10:00	司会 () () < ZOOM 参加者へのお願い>
10:02	議長選出
10:05	開会あいさつ () 副会長
10:10	来賓あいさつ
10:30	第 54 回総会
	第53期活動のまとめと53期決算 窪田 光 事務局長
11:00	53 期会計監査報告 () 会計監査
11:05	質疑応答
11:15	第54期の活動方針案と54期予算案提案 ()
11:45	質疑応答
12:00	昼食休憩 各自昼食 <dvd上映(人間裁判)></dvd上映(人間裁判)>
13:00	討論 ① ~⑨
14:12	休憩
14:30	討論 ⑩~⑲
15:50	休憩
16:00	役員提案・紹介 小川 均 事務局次長
16:10	議案採択
16:15	討論のまとめと新役員あいさつ 吉田 章 会長
16:28	議長解任
16:30	退任と閉会あいさつ 事務局 小川、窪田

終了後 会場近くにて常任幹事を中心に懇親会

討論での発言団体とテーマ案(事務局が思いついたもの) 東京医労連「介護保険と処遇改善の課題」、福祉保育労東京地本「処遇改善」 東京地評「最低賃金」、 **都生連**「生存権裁判東京の現状と展望」 東京民医連「報酬改定について」、東商連「インボイスと消費税」 都立病院の充実を求める連絡会「独法化とその後の課題と影響」 東京保険医協会「現行保険証を残せ の取り組み」 東京十建「 東京高連「 1 障都連「心身障害者手当改善の取り組み」、 年金者組合「 **葛飾社保協**「いのちとくらしを守る!生活支援・相談プロジェクト」 **足立社保協**「介護保険料の値下げの運動」、 **北区社保協**「 練馬社保協「介護保険事業計画パブコメの取り組み」 **渋谷社保協**「毎議会への請願提出の取り組み」 **豊島社保協**「連続学習会開催」、 板橋社保協「 世田谷社保協「諸団体を巻き込んでの区議会請願の取り組み」 台東社保協「 西東京社保協「]、 江戸川社保協「 1 西多摩社保協「

第 54 回東京社保協総会 役割分担

会場設営:大嶋、平野、小川、窪田、土建、常幹有志()
設備設置 (パソコン、プロジェクタ、Web カメラ、音響):東京土建2名	
室内看板:パワポ表紙で代用	
会場とオンライン受付:東京土建()、大嶋	
司会進行()	
Web 参加の方へのお願いをアナウンスする	
総会議長 ()	
Web 参加へ方へのお願い、会場発言は所属と氏名、議案採択は拍手で	
メッセージ:文書配布のみ	
チャットチェック・写真記録:大嶋	

Web参加の方へのお願い

- ・発言時以外は、ミュート設定にして下さい
- ビデオはオンにして下さい
- ・質問や発言の通告は、できるだけチャットに記載ください
- ・記録のために録画を行いますので、ご了解ください

東京社保協事務局署名集約数 (2023年4月1日~2024年3月31日)	筆	累計	備考
介護保険制度の抜本的転換を求める請願署名	521	688	終了
安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための国会請願署名	29	1,658	終了
憲法改悪を許さない全国署名	0	117	
都立病院を廃止するな! 7月からの都立病院・公社病院の地方独立行政法人化中止を求める請願	10	24,665	終了
新生存権裁判 東京訴訟(生活保護基準引下げ違憲訴訟)公正な審理を求める要請書	7,254	35,436	
介護保険制度の改善を求める請願署名	875	1,884	終了
安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める国会請願書署名	402	423	
マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入義務化」の撤回を求める署名	0	25	終了
国の制度として、18歳までの医療費窓口負担無料に	0	12	終了
消費税率5%への引下げを求める請願	0	14	
健康保険証廃止の中止を求め マイナンバーカード取得の強制に反対します	1,170	1,232	終了
軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名	288	288	
現行の健康保険証を残してください	333	333	
高すぎる国民健康保険料(税)を引き下げ誰もが安心できる国民保険制度の実現を求める請願	23,808	23,808	終了
介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名	216	216	
総合計	34,906	90,799	

累計は署名開始時点から

国時 2024年5月18日(土) 10時~16時半 場所 けんせつプラザ東京



加盟各団体から必ずご参加くださるようお願いします。

タイムテーブル (予定)

10:00 開会

10:10 総会

第53期のまとめ

決算報告、会計監査報告

規約改正(案)の提案

第54期方針(案)、予算(案)、役員(案)の提案

11:40 DVD上映「人間裁判」

12:00 昼食休憩 (昼食は各自でお願いします。近隣にコンビニ、飲食店あり)

13:00 発言・討論 各地域・団体からの活動経験報告と交流

16:30 閉会

参加申込の締め切りは5月15日(水)です。裏面申込書でお申込みください。

お問合せは、☎03-5395-3165 東京社保協事務局まで

第54回東京社保協総会参加申込書

2024年 月 日

準備の都合上、参加締め切りは5月15日です。下記いずれかの方法でお申込み下さい。

オンライン参加の方へは、開催日前日までに資料とZ00M情報をメール送付します。

1、下記URL または QRコードからの申込み。 🚀



URL: https://forms.gle/gcrxP41ynzDKSW5FA

参加申込QRコード



2、	E-mail	または	Faxからの申込み。
	ご記入の上、	下記送付金	先に送付ください。

●お名前			1	也	名
●ご所属など					_
●電話番号	()		_
●ご参加形態	□ 会場参加	• 🗆	Zoom参加	(チェックして <	(ださい)
ZOOM参	加の方はメール	アドレス	を必ず記載くだる	さい。	
●メールア	'ドレス		@		
●コメントなど	あれば、記載く	ださい。			

加盟団体からは必ずご参加ください。どなたでも参加できます。

送付先

FAX:03-3946-6823

E-mail:syahokyo.tokyo@gmail.com

お問合せは、 東京社保協事務局 Tel 03-5395-3165 まで